



いたばし子ども未来応援宣言2025

実施計画 2025



板橋区

はじめに



子ども・若者は、未来に向けた明るい希望であり、板橋の宝です。すべての子ども・若者が、夢と希望をもって成長することは、私たちの願いです。

板橋区は、「板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言 2025」、そのアクションプランである「実施計画 2021」に基づき、未来を担う子どもたちがすくすくとたくましく成長するまちの実現に向け、取り組んできました。また、「板橋区子ども・若者計画 2021」により、子ども・若者の健やかな成長や、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長する環境の実現をめざしてきました。

しかし、国による不合理な税制改正に伴う区歳入の減収の恒常化に加え、新型コロナウイルス感染症の伝播による日本経済への深刻な影響など、区政はかつて経験したことのない危機に直面しています。誰一人取り残すことなく、切れ目のない支援を実行するためには、事業の工夫や選択と集中によって、「新たな日常」における区民サービスのあり方を模索する必要があります。

こうした厳しい区政環境がある一方、令和4年度には、「板橋区子ども家庭総合支援センター」を設置し、妊娠・出産期からの成育歴の把握、成長段階に応じた関係機関等との連携の強化など、基礎的自治体が児童相談所を設置するメリットを最大限活かした支援を行えるようになり、次代を担う板橋区の子ども・若者が健やかで心豊かに成長できる環境が整います。

このような状況を踏まえ、板橋区では、「板橋区子ども・若者計画 2021」を統合する形で、令和4(2022)年度からの4か年を計画期間とする「実施計画 2025」を策定いたしました。妊娠・出産から若者の社会的自立に至るまで、誰一人取り残すことなく、切れ目のない支援を実行し、「若い世代が住み続けたいなるまち・住みたいなるまち」の実現に向けた施策を展開・推進していきます。

本計画を実りあるものとするためにも、今後も皆様のご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。

令和4年2月

板橋区長

坂本 健

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	3
2 計画期間	5
3 計画の対象	5
4 計画の位置づけ	6
5 計画の策定体制	7
6 計画の推進	8
7 進行管理	9

第2章 板橋区の現状

1 板橋区の現況	13
2 これまでの取組	22

第3章 基本理念と施策の体系

1 基本理念	27
2 施策の体系	28
3 重点的な取組	29
4 計画指標	32

第4章 実施計画 2025 ～あなたのそばには、いつも私たちがいます～

1 実施計画 2025 について	37
基本目標Ⅰ 安心して妊娠・出産、子育てできるまち いたばし	38
基本目標Ⅱ 子どもの健康と安全が守られるまち いたばし	40
基本目標Ⅲ すべての子どもが健やかに育つまち いたばし	42
基本目標Ⅳ 豊かな人間性と生きる力を育成するまち いたばし	44
基本目標Ⅴ 子育てでみんなが協力するまち いたばし	46
2 計画事業の概要	48

資料編

1 めざす方向と基本的視点	72
2 事業一覧	74
3 統計データ	83
4 策定経過	95
5 板橋区子ども・子育て会議委員名簿	96
6 板橋区子ども・子育て会議条例	97
7 板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱	98

コラム一覧

コラム① 板橋区子ども家庭総合支援センターにおける相談支援体制	59
コラム② 地域福祉コーディネーターの役割	60
コラム③ ヤングケアラー問題への取組	62
コラム④ 「絵本のまち板橋」の取組	68
コラム⑤ 若者の支援拡充について	69

第1章



計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画期間
- 3 計画の対象
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画の策定体制
- 6 計画の推進
- 7 進行管理

1 計画の策定にあたって

未来を担う子どもたちが すくすくとたくましく成長できるまちをめざして

本章では、本計画の策定に関する背景や、計画の期間・対象者・位置づけ等を示します。

本計画は、次世代を担う子ども・若者やこれらを育成する家庭を社会全体で支援し、妊娠・出産から若者の社会的自立に至るまで、誰一人取り残すことなく、切れ目のない支援を実行するための実施計画です。

計画策定の背景

板橋区では、「板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言 2025」を策定し、そのアクションプランである「実施計画 2021」に基づき、未来を担う子どもたちがすくすくとたくましく成長するまちの実現に向け、取り組んできました。

また、「板橋区子ども・若者計画 2021」に基づき、子ども・若者の健やかな成長や、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長する環境の実現をめざしてきました。

このたび、「板橋区子ども・若者計画 2021」を統合した形で、第3期アクションプランである「実施計画 2025」を策定し、「若い世代が住み続けたいくなるまち・住みたいくなるまち」の実現に取り組みます。

計画期間

「いたばし子ども未来応援宣言 2025」は、平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度までの 10 年間を計画期間としています。

そのアクションプランである「実施計画 2025」は、このうち令和 4(2022)年度から令和 7(2025)年度の 4 年間を計画期間とします。

計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」の実施計画にあたるとともに、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」、及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に基づく「市町村計画」を包含する計画として位置づけます。また、「健やか親子 21(第二期)」を踏まえた「母子保健計画」の事業も包含しています。さらに、「板橋区基本計画 2025」、「いたばし No.1 実現プラン 2025」、保健・福祉分野の上位計画である「板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン 2025」等との整合を図ります。

1 計画策定の背景

板橋区では、「板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言 2025」（平成28(2016)年度～令和7(2025)年度。以下「応援宣言2025」）、そのアクションプランである「実施計画2021」に基づき、未来を担う子どもたちがすくすくとたくましく成長するまちの実現に向け、取り組んできました。

また、「板橋区子ども・若者計画2021」（平成29(2017)年度～令和3(2021)年度）に基づき、子ども・若者の健やかな成長や、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長する環境の実現をめざしてきました。

しかし、その間に区政を取り巻く環境は激変しました。国による不合理な税制改正に伴う区歳入の減収の恒常化に加え、新型コロナウイルス感染症の伝播による日本経済への深刻な影響など、区政はかつて経験したことのない危機に直面しています。

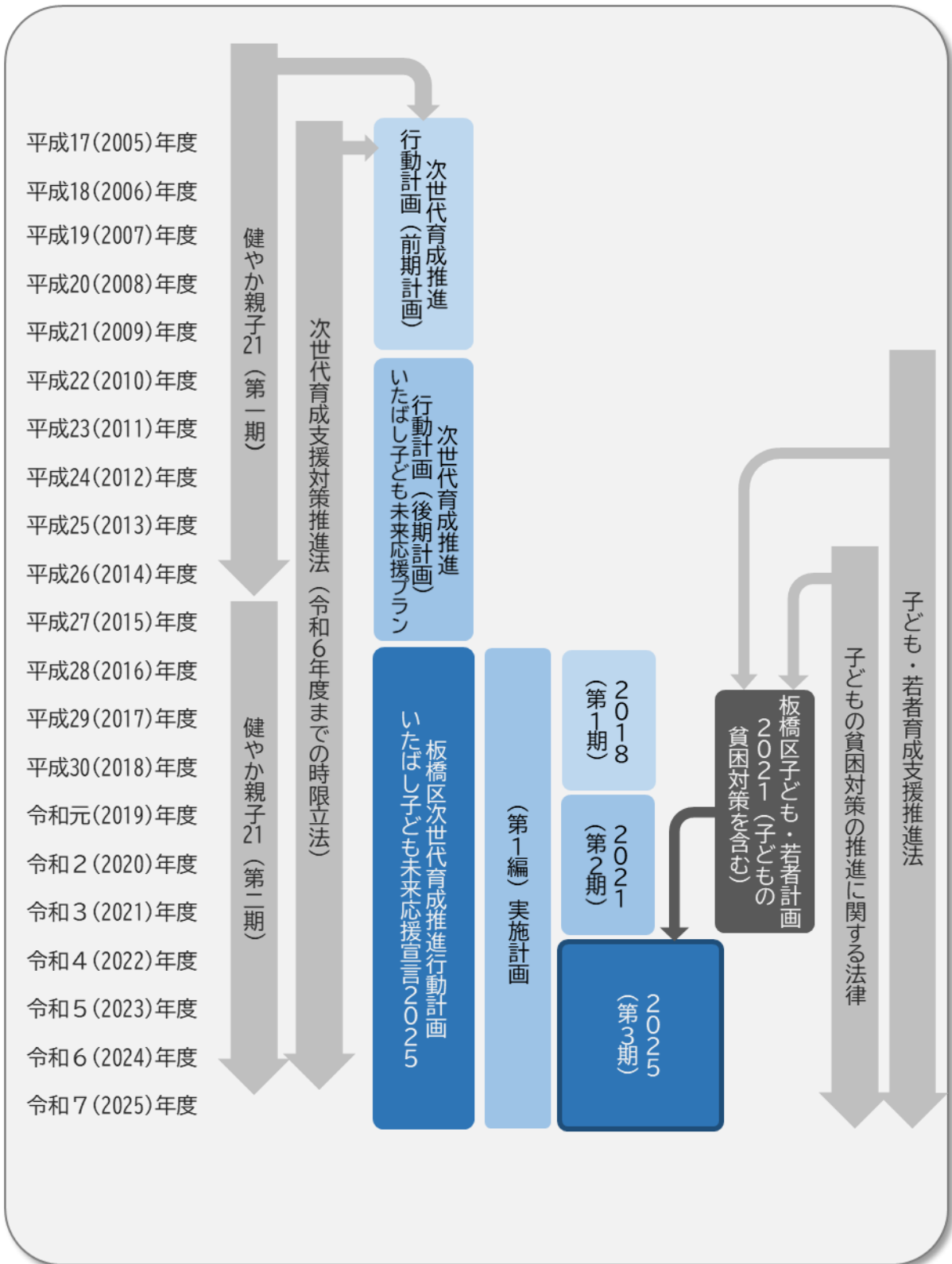
こうした状況の中、板橋区は1年前倒しして「いたばしNo.1 実現プラン2025」を策定しました。厳しい財政運営を強いられる中、行政サービスを量から質に転換するとともに、ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」を構築していかなければなりません。

子ども・若者・子育て家庭を巡る状況についても、新型コロナウイルス感染症の影響が表れています。感染の防止・予防対策を徹底するため、健康づくり・育児相談等に関する講座や教室が中止を余儀なくされ、児童館をはじめ施設の利用者も減少しました。誰一人取り残すことなく、切れ目のない支援を実行するためには、事業の工夫や選択と集中によって、「新たな日常」における区民サービスのあり方を模索する必要があります。

こうした厳しい区政環境がある一方、令和4(2022)年度には、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ「板橋区子ども家庭総合支援センター」を設置し、妊娠・出産期からの成育歴の把握、成長段階に応じた関係機関等との連携の強化など、基礎的自治体が児童相談所を設置するメリットを最大限活かした切れ目のない支援を行えるようになり、次代を担う板橋区の子どもたちが健やかで心豊かに成長できる環境が整います。

こうした背景のもと、板橋区では、「板橋区子ども・若者計画2021」を統合した形で、「応援宣言2025」の第3期アクションプランである「実施計画2025」を策定し、妊娠・出産から若者の社会的自立に至るまで、誰一人取り残すことなく、切れ目のない支援を実行し、「若い世代が住み続けたいまち・住みたいまち」の実現に向けた施策を展開・推進していきます。

図表1 板橋区の実組

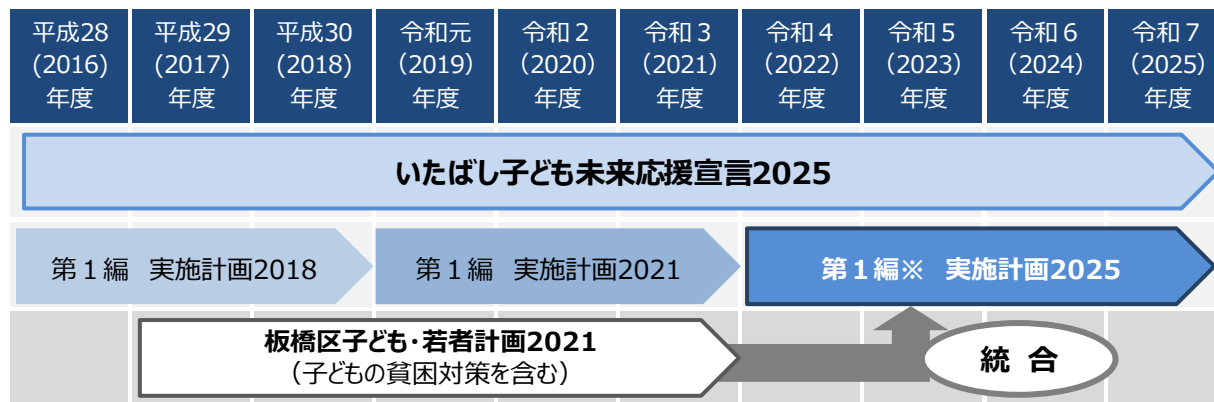


2 計画期間

「応援宣言 2025」は、平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度までの 10 年間の計画となっており、この期間を 3 期に分けてアクションプランを策定しています。

「実施計画 2025」は、その 3 期目に当たり、令和 4(2022)年度から令和 7(2025)年度までの 4 年間の計画期間とします。

図表 2 計画期間



※第2編 板橋区子ども・子育て支援事業計画は、第2期（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）を策定済み

3 計画の対象

児童福祉法をはじめ、各種法令における児童等の年齢は、概ね 18 歳未満と定義されています。また、国が策定した「子供・若者育成支援推進大綱¹」においては、施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者も対象としています。加えて、児童等が心身ともに健やかに養育されるために、その保護者も対象となってきます。

そこで、「実施計画 2025」では、これらを総合的に勘案し、乳幼児期から青年期である概ね 0 歳から 30 歳未満の子ども・若者(未成年の保護者を含む)を対象とします。なお、施策によっては 30 歳以上の者も対象とします。また、上記の子ども・若者のほか、これらの家族、地域社会、企業、行政等すべての個人及び団体を対象として、次の世代につながるような好循環を生み出す環境を整備していきます。

図表 3 計画の対象



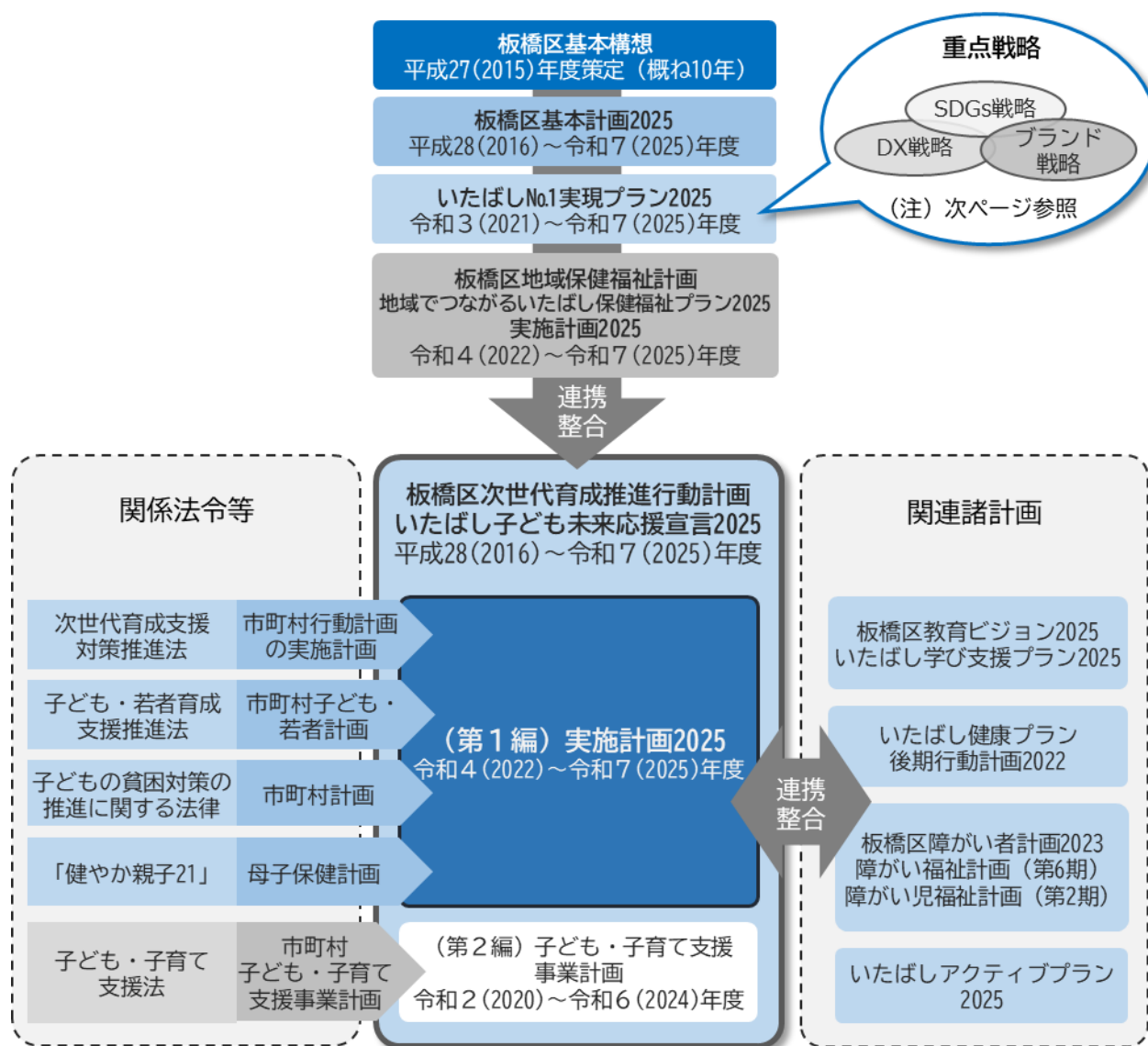
¹ 子供・若者育成支援推進大綱：令和 3(2021)年 4 月 6 日策定。子ども・若者育成支援の基本的な方針・施策として 5 本の柱を設け、すべての子ども・若者が、自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会をめざすもの

4 計画の位置づけ

「実施計画 2025」は、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」)第8条に基づく「市町村行動計画」の実実施計画にあたるとともに、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」を包含する計画として位置づけます。また、「健やか親子21²(第二期)」を踏まえた「母子保健計画」の事業も包含しています。

さらに、「板橋区基本計画 2025」、「いたばしNo.1 実現プラン 2025」、保健・福祉分野の上位計画となる「板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン2025」(以下「地域保健福祉計画」)等の関連諸計画との整合を図ります。

図表4 関連する主な計画



² 健やか親子21：平成13年から開始した、母子の健康水準を向上させるための様々な取組を、関係者が一体となって推進する国民運動計画

5 計画の策定体制

(1) 庁内検討組織

① 庁内検討会議

庁内の関係部署が連携し、横断的に対策を検討するため、課長級で構成する「次世代育成支援連絡調整会議」、「子どもの貧困対策連絡調整会議」、「子ども・若者育成支援連絡調整会議」を合同で開催し、検討しました。

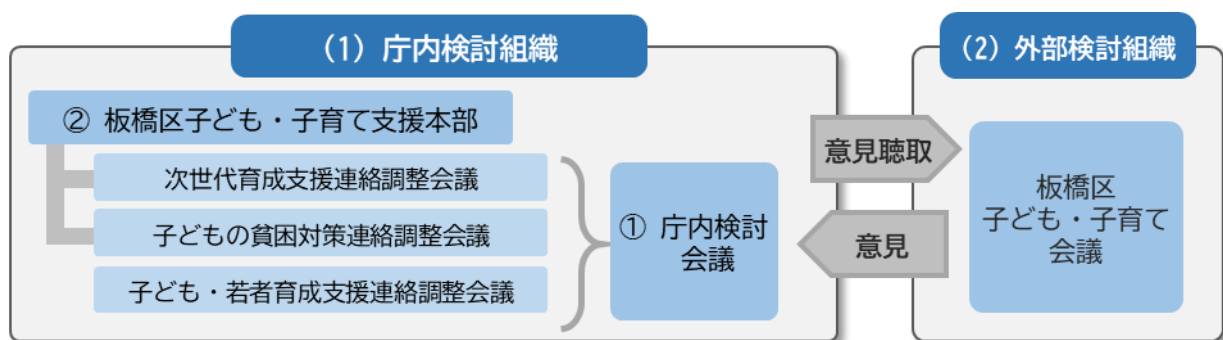
② 板橋区子ども・子育て支援本部(庁議)

外部検討組織の意見を踏まえ、計画案を作成し、区長を本部長とする「板橋区子ども・子育て支援本部」(庁議)において決定しました。

(2) 外部検討組織

学識経験者や関係団体代表者、区民委員等で構成した「板橋区子ども・子育て会議」で意見を聴取し、計画に反映させました。

図表5 計画の策定体制



(注)「いたばしNo.1 実現プラン 2025」の重点戦略について

「いたばしNo.1 実現プラン 2025」は、「板橋区基本計画 2025」を着実に推進するアクションプログラムです。この計画では、3つの重点戦略が掲げられています。

- ① 「SDGs 戦略」：SDGs³の視点から未来創造戦略を重点的に展開します。
- ② 「DX 戦略」：ポストコロナ時代に向けた変化を変革の好機と捉え、DX⁴を推進することにより、区民サービスの質を高めていきます。
- ③ 「ブランド戦略」：区の独自性や先進性を前面に打ち出しながら、地域や大学・企業とのさらなる連携、組織横断的な施策展開によって、ポストコロナ時代における新しい「板橋ブランド」を構築し、戦略的に発信していきます。

³ SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)：2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、「貧困の撲滅」と「持続可能な経済・社会・環境実現」等を目的に、すべての国が取り組むべき17の目標と169のターゲットが定められています。

⁴ DX(デジタルトランスフォーメーション)：2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授が提唱した「デジタル技術がすべての人々の生活を、あらゆる面で良い方向に変化させる」というコンセプトのこと。

6 計画の推進

「誰一人取り残さない」という理念の国際目標「SDGs」をしっかりと見据え、社会のあらゆる分野における人々が、すべての子ども・若者の健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有することにより、子どもの育ち、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことが重要です。「未来のおとな」の育ちに夢と希望を託すため、お互いに助け合い、育ちあっていくことをめざしていきます。

(1) 板橋区の役割

計画の着実な推進

本計画に掲載した施策・事業を円滑に実施し、目標を達成していくため、関係部署との連携を図り、子ども・若者支援を総合的に推進していきます。また、他自治体との連携や先進事例の調査研究に努めていきます。

事業者・関係機関・団体等との連携及び協働

子ども・若者支援に関わる様々な事業者・関係機関・団体等へ、区の考え方や情報提供を積極的に行い、連携を深めるとともに、より多くの団体等と連携・協働できる体制整備を図ります。

持続可能な施策の推進

区民ニーズの変化に伴う、新たな課題や国・東京都における新規施策、社会経済情勢や行財政を取り巻く環境変化など、見直しの必要性が生じた場合は、的確かつ柔軟に対応し、適宜見直しを行っていきます。

区民の目線に立った施策の推進

すべての子ども・若者に良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子ども・若者の状況に応じ、妊娠・出産から切れ目のない支援を行うための体制づくりをはじめ、多様な方法による分かりやすい情報発信に努めていきます。

(2) 家庭の役割

父母、その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するということ、また、家庭は教育の出発点であるという認識のもと、子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する姿に感動して、保護者として成長していくことが必要です。また、家庭のみならず、他の保護者や地域の人々とながらを持ち、地域社会に参画・連携し、地域の子育てにおける役割を果たすことも必要です。

(3) 地域・区民の役割

地域は、子どもたちを見守り、安心・安全な居場所づくり等に取り組むとともに、保護者が子育てに対して、不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができるよう、保護者に寄り添い支える必要があります。また、多様性を受け入れ、互いに認め合い、それぞれの強みを引き出していきながら、ともに成長できる地域社会を実現していくことが重要です。

(4) 事業主の役割

事業主は、子育て中の労働者が男女問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者の希望に応じ、育児休業や短時間勤務の取得しやすい環境づくりに努める必要があります。また、次世代法に基づき、事業主の社会的責任の一環として、一般事業主行動計画を策定し、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を実施していくことも必要です。

7 進行管理

(1) 板橋区子ども・子育て会議による点検と意見

学識経験者や関連団体代表者、区民委員等で構成する「板橋区子ども・子育て会議」において、計画の実施状況の把握や点検を行うとともに、実施状況に対しての意見を伺います。

(2) 評価と進行管理

計画の進捗状況を点検するため、基本目標ごとにめざす指標を設定し、主要施策の点検を行います。また、定性的・質的な視点に立って総合的な評価も行います。

「板橋区子ども・子育て支援本部」(庁議)において、施策の進捗状況を把握・点検するとともに、PDCAサイクル(計画－実施－評価－改善)により、進捗状況の評価結果の反映、施策の見直しを行います。

(3) 計画の進捗状況の公表

計画の推進に向けて、子育て家庭や子育てに係る関係団体、地域の理解と協力が重要であり、そのためには計画に関する情報提供が大切になります。このため、計画の主要施策の進捗状況について毎年度公表し、情報の共有を図りながら区民参加が得られるよう努めていきます。

第2章



板橋区の現状

- 1 板橋区の現況
- 2 これまでの取組

板橋区の現況と取組

本章では、板橋区の子ども・若者・子育て家庭をめぐる様々なデータを示します。

また、「実施計画 2025」の策定にあたり、「実施計画 2021」、「板橋区子ども・若者計画 2021」及び「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」の振り返りを行います。

板橋区の現況

板橋区の年少人口比率は、減少傾向にあり、少子高齢化の進行に歯止めがかかっていません。また、合計特殊出生率は、全国及び東京都の平均水準を下回っています。

板橋区で受けた児童虐待通告件数は、増加傾向にあり、これまでに以上に虐待の未然防止・早期発見の取組が必要となっています。

小・中学校における不登校出現率は、全国的に上昇傾向にあります。

これまでの取組

「実施計画 2021」、「板橋区子ども・若者計画 2021」及び「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」について、主な取組の成果をまとめ、振り返りを行いました。

- (1) 「実施計画 2021」では、特に配慮の必要な子どもへの支援や、誰もが希望する教育・保育を受けられる支援の拡充についての成果を上げることができました。
- (2) 「板橋区子ども・若者計画 2021」では、既存事業の充実を図りその有効性を向上させるとともに、新たな取組にも着手することで、子ども・若者の社会的自立と活躍に関する各種事業の拡充が図られました。
- (3) 「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」では、無料学習支援の充実、子どもの居場所づくり、支援制度の認知度の向上などの進捗がありました。

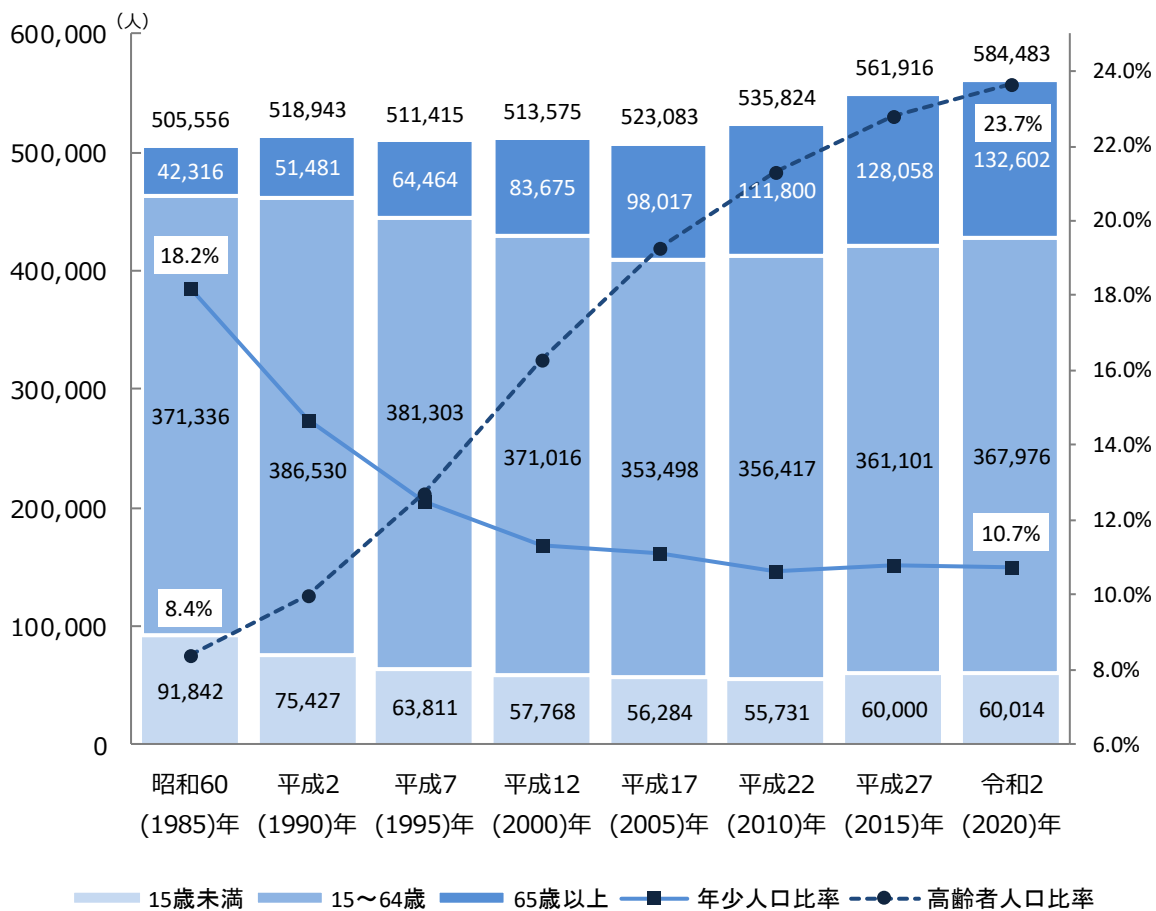
1 板橋区の現況

(1) 人口の推移

板橋区の人口は、昭和60(1985)年以降、50万人台で推移しており、近年は増加傾向にありましたが、住民基本台帳上では、令和2(2020)年は、前年と比べてわずかながら減少しました。

一方、年少人口比率は減少傾向にあり、少子高齢化の進行に歯止めがかかっていません。

図表6 人口の推移



資料：国勢調査(総人口には年齢不詳を含む)

<参考>年齢区分別人口比率の比較

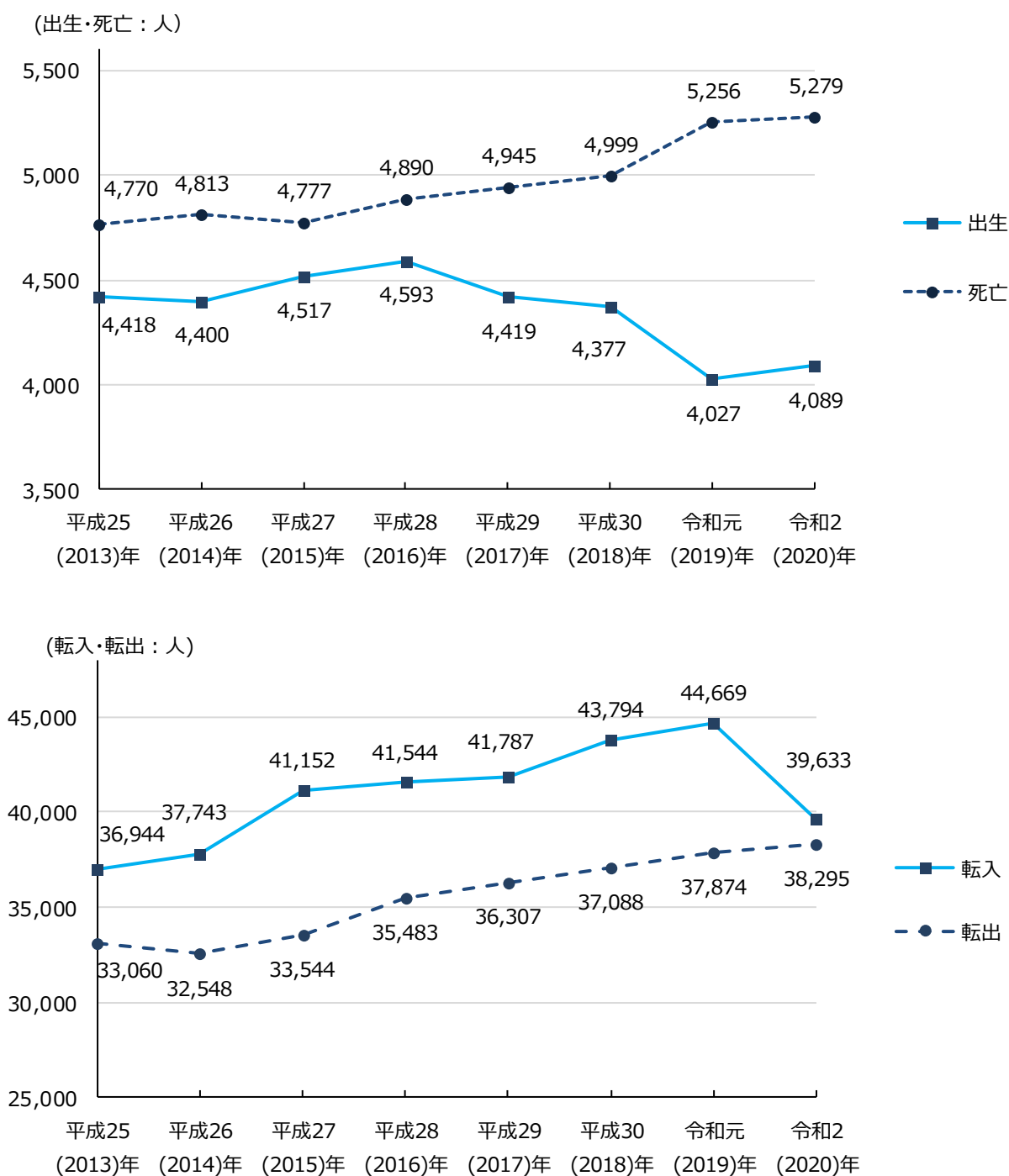
	板橋区	全国	東京都	都区部
年少人口(15歳未満)比率(%)	10.7	12.1	11.5	11.3
生産年齢人口(15~64歳)比率(%)	65.6	59.2	65.7	67.2
高齢者人口(65歳以上)比率(%)	23.7	28.7	22.8	21.5

資料：令和2年国勢調査

板橋区の自然増減(出生・死亡)は、平成22(2010)年以降、出生数が死亡数を下回る自然減が続いています。

一方、板橋区の社会増減(転入・転出)は、転入が転出を上回る社会増が続いていましたが、令和2(2020)年には転入増に歯止めがかかる傾向が見られ、これは新型コロナウイルス感染症の影響によるものと推測されます。

図表7 板橋区の自然増減と社会増減の推移



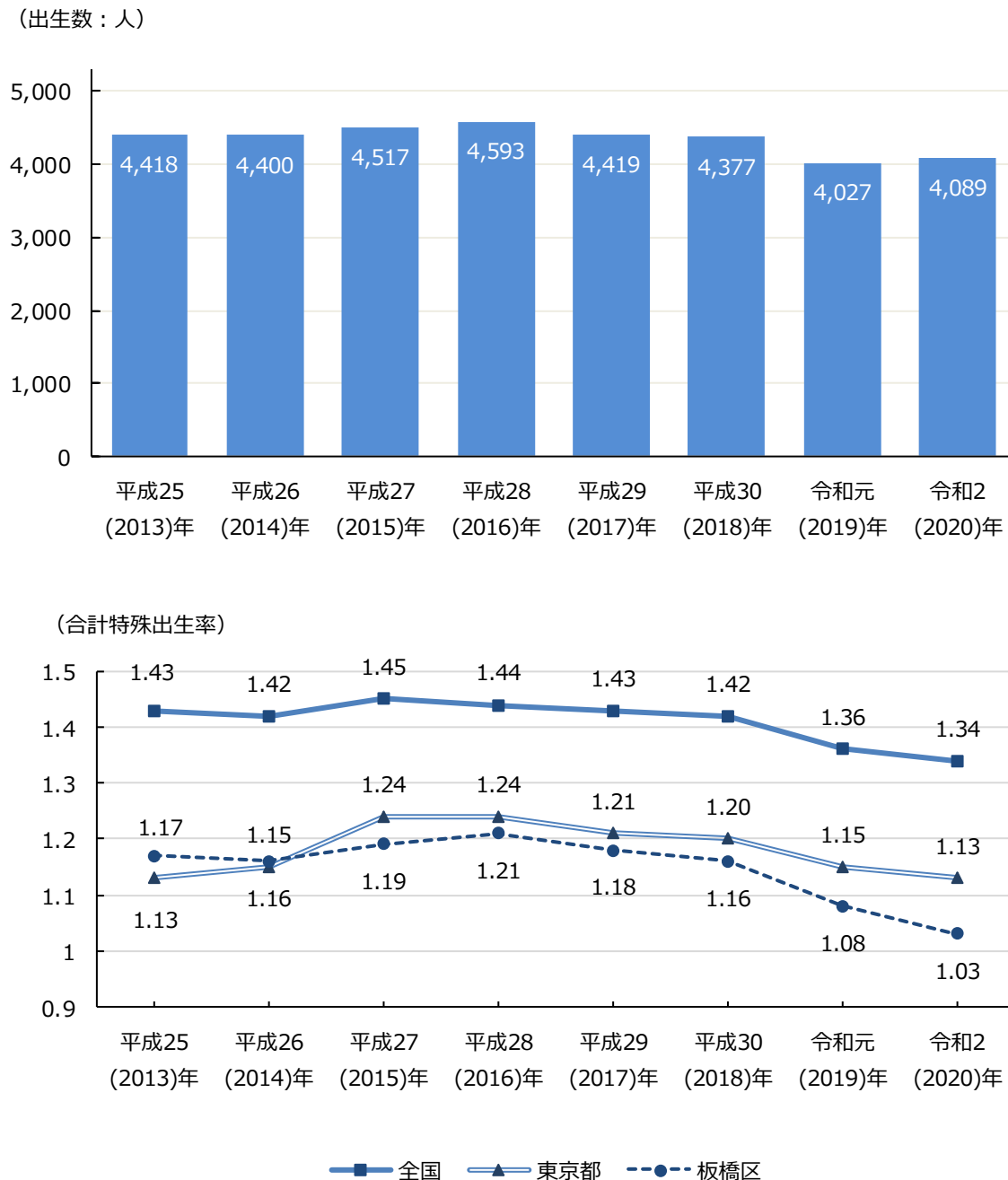
注：自然減とは死亡数>出生数、社会増とは転入>転出

資料：住民基本台帳(各年4月1日)

(2) 子どもの数の推移

板橋区の出生数は、4千人台で推移しており、平成28(2016)年をピークに減少に転じています。また、合計特殊出生率⁵は、平成28(2016)年をピークに減少に転じ、全国及び東京都の平均水準を下回っています。

図表8 板橋区の出生数と合計特殊出生率の推移



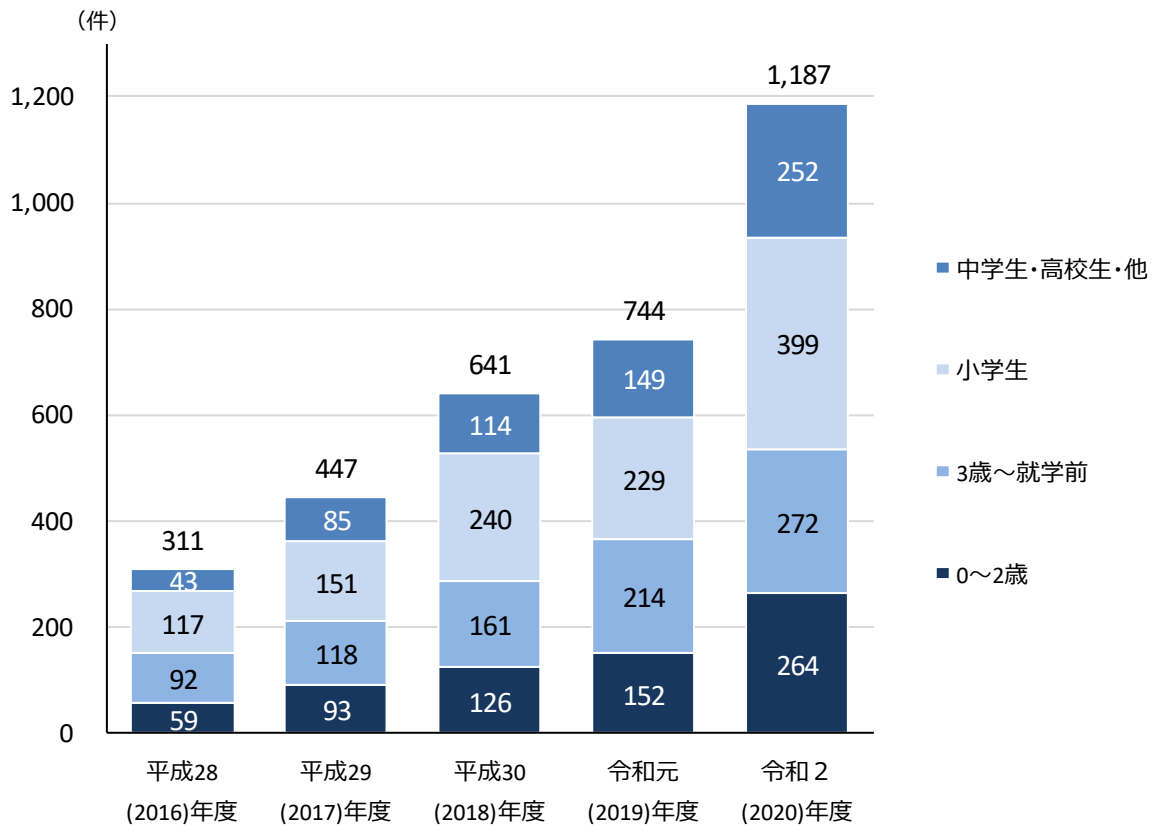
資料：人口動態統計

⁵合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

(3) 児童虐待の通告件数

板橋区で受けた児童虐待通告件数は、近年、増加傾向にあります。令和2(2020)年度においては、1,187件となっており、これまで以上に虐待の未然防止・早期発見の取組が必要となっています。

図表9 板橋区で受けた児童虐待通告件数と年齢別通告件数



資料：子ども家庭部子ども家庭支援センター

<参考>児童虐待通告件数項目別内訳

(件)

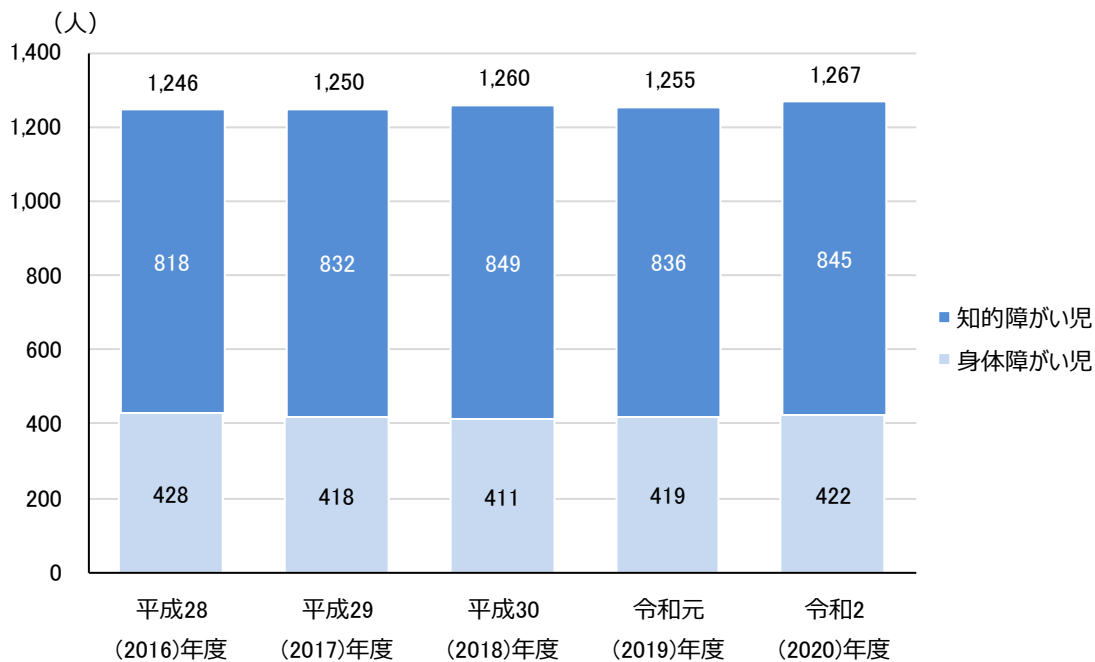
	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和 2 (2020)年度
身体的虐待	129	156	201	217	302
性的虐待	4	0	0	4	16
ネグレクト	82	105	244	212	263
心理的虐待	96	186	196	311	606
合計	311	447	641	744	1,187

資料：子ども家庭部子ども家庭支援センター

(4) 障がい児の推移と傾向

手帳を所持する障がい児は、令和2(2020)年度においては、1,267人となっており、近年ほぼ横ばい傾向となっています。しかしながら、発達の遅れやつまづきなど、手帳を所持していなくても支援を必要としている子どもも潜在的に存在しており、また、医療的ケア児についても、把握が難しい状況があります。そのため、このような子どもたちについても、ニーズを捉える工夫を図り、適切な支援につなげていく必要があります。

図表10 板橋区の障がいのある子どもの状況(障がい者手帳所持者)



資料：福祉部障がい政策課

<参考> 特別支援学級等在籍者数

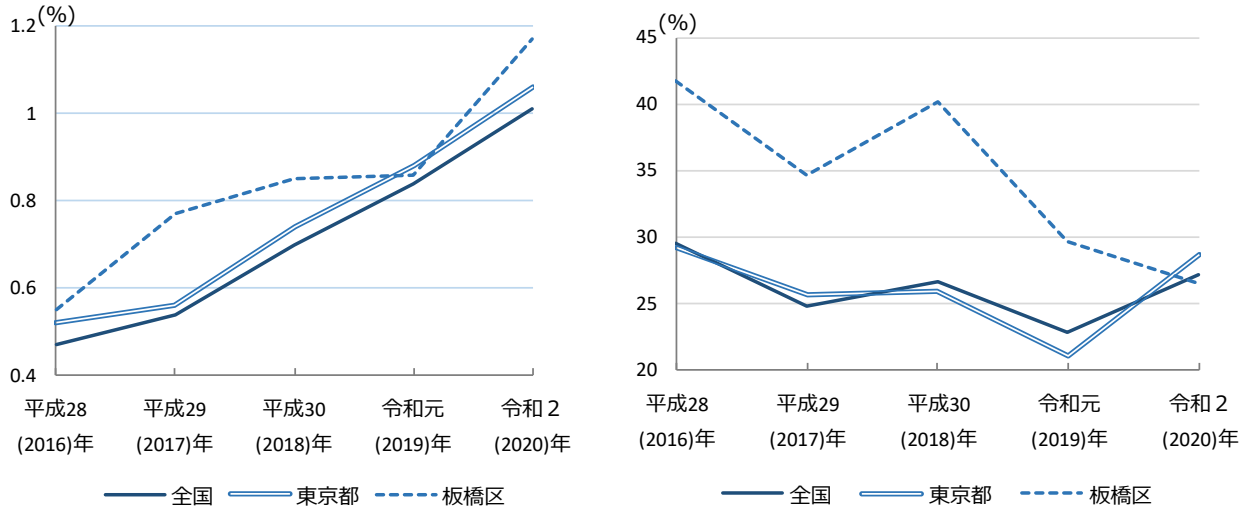
		平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和 2 (2020)年度
特別支援学級等 在籍者数(人)	小学校	520	666	768	844	916
	中学校	228	215	256	257	312

資料：教育委員会事務局指導室

(5) 小・中学校における不登校の状況

小学校における不登校⁶出現率⁷は、全国、東京都、板橋区とも上昇傾向にあります。一方、板橋区の学校復帰⁸率⁹は、全国、東京都と比較すると高い数値となっていますが、令和2(2020)年では、東京都を下回り全国とほぼ同水準となっています。

図表 11 小学校における不登校出現率(左)及び学校復帰率(右)

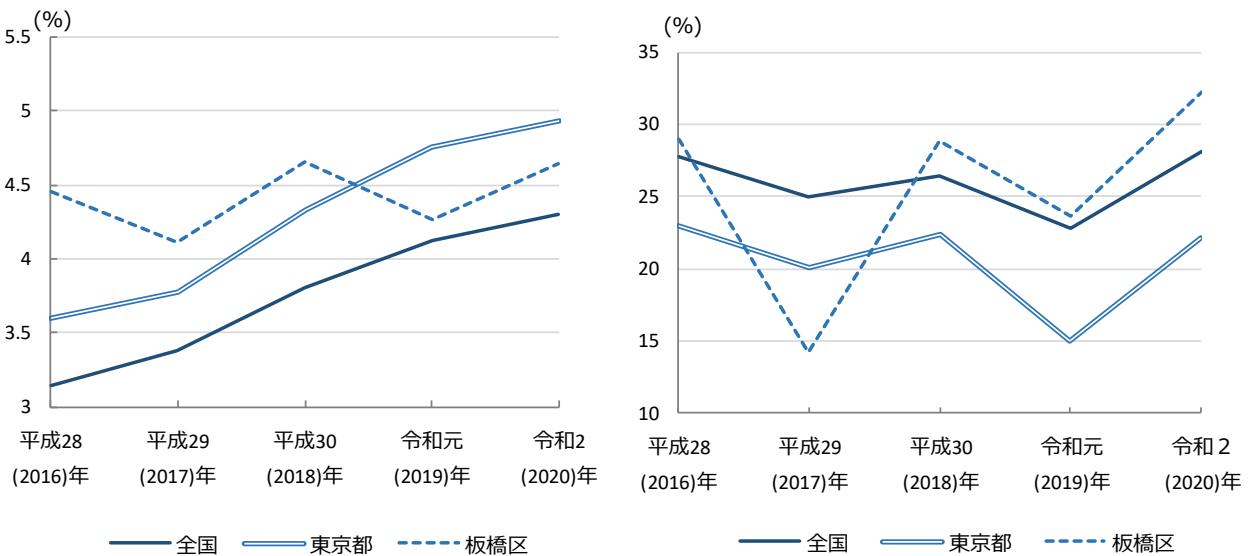


資料：教育委員会事務局指導室

中学校における不登校出現率は、小学校と同様に、全国、東京都、板橋区のすべてで上昇傾向にあります。

一方、板橋区の学校復帰率は、15～30%の幅の中で全国と東京都を上振れたり下振れたりを繰り返していましたが、令和2(2020)年にはこの幅を上放れしています。

図表 12 中学校における不登校出現率(左)及び学校復帰率(右)

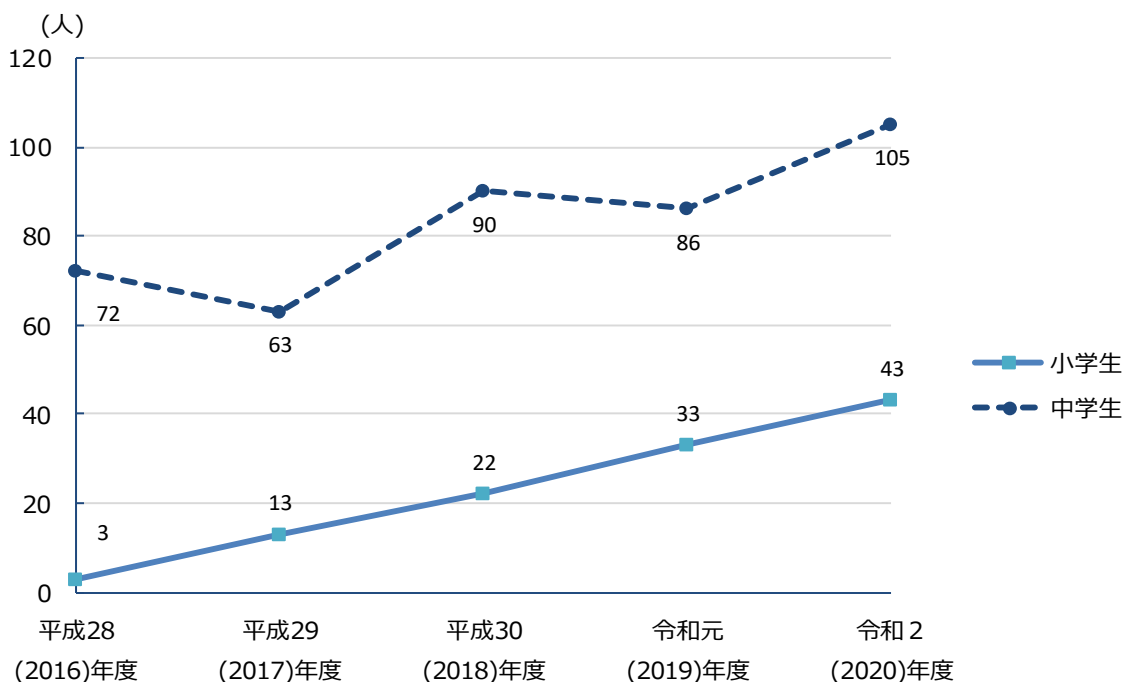


資料：教育委員会事務局指導室

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こりうるものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう考慮し、児童・生徒の最善の利益を最優先に支援することが重要です。

この点に関し、板橋フレンドセンターは、様々な理由で学校に通っていない児童・生徒が、安心して過ごせる居場所となります。学習や体験活動を通じて、登校することへの不安の解消、基礎学力の定着や社会性の育成を支援しています。板橋フレンドセンターの通級者数は、小学生、中学生ともに増加傾向にあり、令和元(2019)年9月には、板橋フレンドセンターの分室として、「成増フレンド」を開設しました。

図表 13 板橋フレンドセンター通級者数の推移



資料：教育委員会事務局教育支援センター

⁶ 不登校：何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

⁷ 不登校出現率：在籍児童・生徒数のうち、不登校児童・生徒の割合

⁸ 学校復帰：不登校児童・生徒が学校へ登校する、又はできるようになること。

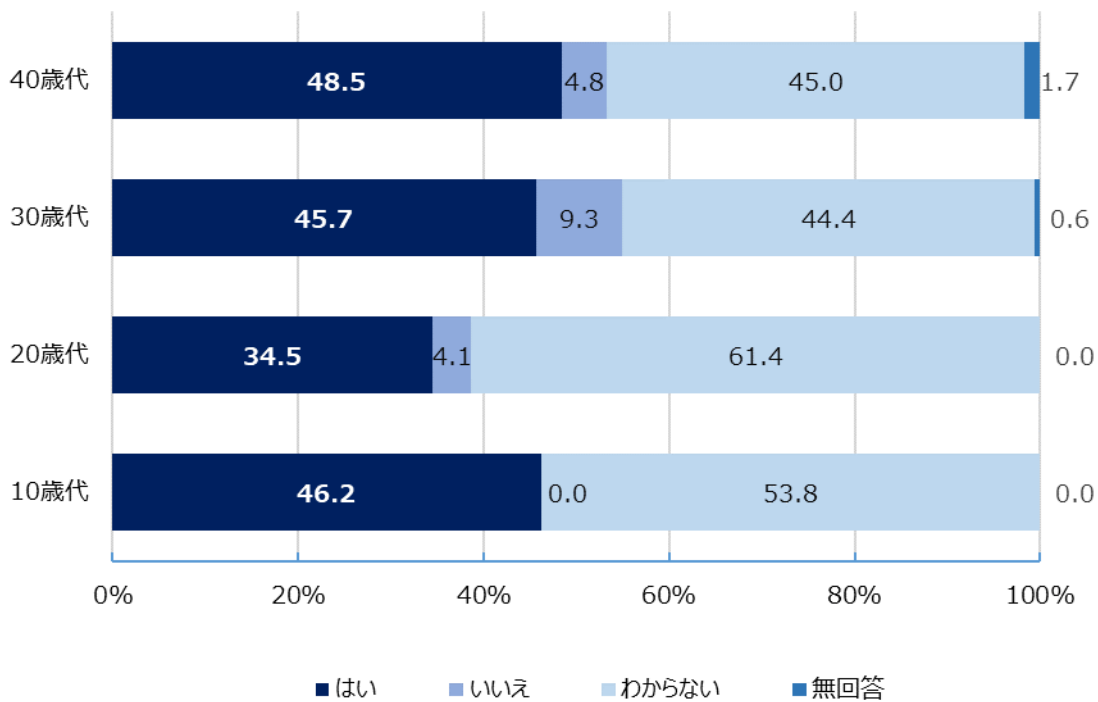
⁹ 学校復帰率：不登校児童・生徒のうち、学校に復帰した児童・生徒の割合。学校に復帰した児童・生徒数が多いほど割合が高くなります。

(6)子育てに関する区民の意識 ～「令和3年度区民意識意向調査」より～

子育てしやすいと感じている区民の割合は、40歳代で48.5%となっており、次いで10歳代の46.2%となっています。

子育てしにくいと感じている区民は少数であるものの、誰一人取り残すことなく、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うための体制づくりをはじめ、子育て世帯に向けた総合的支援体制を構築していく必要があります。

図表 14 板橋区は子育て世帯にとって、子育てしやすいまちですか
(子育て世帯ではない方は、子育てしやすいまちだと思いますか)

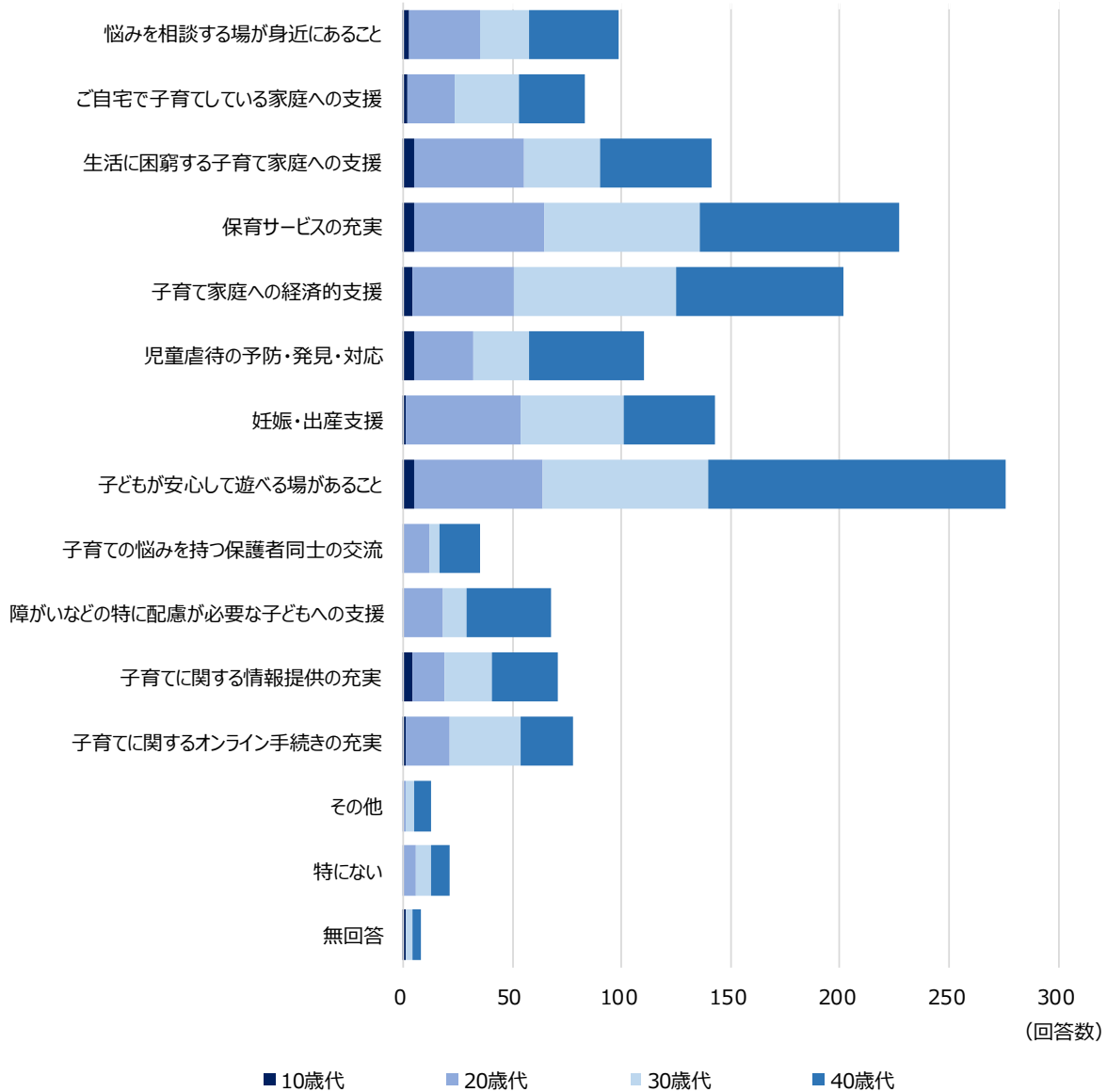


資料：令和3年度区民意識意向調査

区民が必要と感じる子育て施策は、「子どもが安心して遊べる場があること」が最も多く、次いで「保育サービスの充実」「子育て家庭への経済的支援」と続いています。

子どもがいる家庭は、子育て支援に関するニーズが多様であるため、区民ニーズを的確に捉え、それに沿った支援を提供していく必要があります。

図表 15 板橋区民が必要と感じる子育て施策



資料：令和3年度区民意識意向調査

2 これまでの取組

「実施計画 2021」、「板橋区子ども・若者計画 2021」及び「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」について、主な取組の成果をまとめ、振り返りを行いました。

(1) 実施計画 2021

「実施計画 2021」では、SDGs の理念を踏まえ、誰一人取り残さず、未来を担うすべての子ども・子育て家庭を応援するため、3つの連携施策を定め、新たな課題に取り組んできました。

こうした取組の結果、特に配慮の必要な子どもへの支援や、誰もが希望する教育・保育を受けられる支援の拡充についての成果を上げることができました。

連携施策	主な取組の成果
1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	<p>◆CAP'S 児童館の充実 乳幼児親子の交流や育児に関する情報交換ができる安心・安全な居場所を提供するとともに、相談体制を整備し、子育て支援の充実を図りました。</p> <p>◆発達障がい者支援センター開設・運営 発達障がいのある人(16 歳以上)又はその家族に対し、相談等に応じ、ライフステージに合わせた支援体制を整備し、自立と就労に向けた取組を実施しました。</p>
2 子どもたちが自信をもって人生を切り開ける力を育成	<p>◆幼稚園・保育園・小学校連携研修等の実施 「子育て安心プラン」(平成 29(2017)年 6 月)に基づき、保育施設の整備等に取り組むとともに、幼稚園教諭・保育士等に対する研修を実施し、その専門性を活かした質の高い教育・保育を実践しました。</p> <p>◆中央図書館の改築及び「絵本のまち板橋」の充実 中央図書館を改築して機能の充実を図り、自然と調和した魅力ある施設を整備するとともに、館内にいたばしポローニャ絵本館を併設し、「絵本のまち板橋」としての知名度の向上、事業の充実を図りました。</p>
3 地域全体で子どもたちの育ちを支援	<p>◆板橋区コミュニティ・スクール(iCS)の全校導入 学校運営等に関して、広く保護者や地域住民が参画できる仕組みを構築し、学校と地域等が課題や目標を共有することで、学校支援活動等の充実を図り、子どもたちの未来をはぐくむ教育環境の醸成につなげました。</p>

(2) 板橋区子ども・若者計画 2021

「板橋区子ども・若者計画2021」では、4つの目標とその重点取組を掲げ、すべての子ども・若者が、多様な人々との関わり合いや様々な経験を通して健やかにたくましく成長し、持てる能力を活かし自立活躍できるよう、家庭・地域・学校・関係機関・行政等が連携・協力し、地域社会全体で支援していくための事業を推進してきました。

取組の結果、既存事業の充実を図り、その有効性を向上させるとともに、新たな取組にも着手することで、子ども・若者の社会的自立と活躍に関する各種事業の拡充が図られました。

目 標	主な取組の成果
I 無限の可能性を引き出します	<p>【体験活動の機会充実】</p> <p>◆i-youth(あい・ゆーず)</p> <p>中学生及び高校生を中心とした若者世代が自由に使うことができるスペースを開放し、他の子ども・若者や支援者としてのおとなとの交流を図るとともに、若者の企画・運営による事業を実施しました。</p>
II 職業観・勤労観を醸成します	<p>【職業能力開発の機会創出】</p> <p>◆キャリア教育・体験活動</p> <p>区内様々な職場の見学や、企業経営者等をゲストティーチャーとして招く等の体験活動を通して、目標を設定する意志と能力、失敗を恐れないチャレンジ精神や忍耐力、リーダーシップや思いやり等を習得させていくためのアントレプレナーシップ精神の推進を図りました。</p>
III 社会とのつながりを創ります	<p>【居場所の提供】</p> <p>◆学び i プレイス</p> <p>中学生及び高校生を対象に、大学生等のボランティアが学習を支援し、苦手科目の克服や学習習慣の定着を図るとともに、進学意欲の醸成、社会性・自己肯定感を高めるきっかけを提供しました。</p>
IV 貧困対策を推進します	<p>【経済的支援の実施】</p> <p>◆就学援助</p> <p>経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の援助を行うとともに、小学校入学後に支給していた就学援助費(入学準備金)を入学前に支給するなど、制度の充実を図りました。</p>

(3)いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト

「板橋区子ども・若者計画 2021」では、「目標Ⅳ 貧困対策を推進します」を掲げており、その詳細は、「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」としてまとめられています。

同プロジェクトでは、子どもが社会的に孤立することのないよう、また、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、4つの基本施策のもと、組織横断的に対策に取り組んできました。

この際、子どもが将来、貧困に陥り得る主なリスク要因を、経済的要因、健康的要因、家庭的要因、意識的要因、その他要因の5つに分類し、各事業がどの要因の改善・緩和に資するのかを検討することを通じ、一般的な子ども関連施策であっても、子どもの貧困対策の視点をもって取り組めるよう、関係する部署の意識づけを図ってきました。

こうした取組の結果、無料学習支援の充実、子どもの居場所づくり、支援制度の認知度の向上などの進捗がありました。

基本施策	主な取組の成果
I 子どもの「生き抜く力」の養成	【無料学習支援の充実】 ◆子どもの学習・生活支援事業「まなぶーす」の増設 ひとり親家庭や経済的に困窮している家庭の子どもとその保護者に対し、相談支援、学習支援、居場所支援などの様々な支援を行いました。
II 子どもが育つ家庭(親)への支援	【生活環境の整備による進学のための保障】 ◆児童養護施設卒園者住まい応援プロジェクト 大学等に進学する児童養護施設の卒園者に対し、家賃の一部を助成することにより、その生活環境を整え、進学のための保障を図りました。
III 子どもの育ちを支援する地域社会の構築	【地域の居場所づくり】 ◆子どもの居場所活動支援事業 食事の提供・学習支援・多世代交流によって、孤立や孤食を防止し、おとなたちや様々な人との交流を通じ、子どもたちが自分らしく過ごすことができる地域主体の居場所づくりを支援しました。
IV 支援につなげるしくみづくり	【情報提供の拡充】 ◆ひとり親家庭サポートブック ひとり親家庭が利用できる各種制度、サービスをまとめた冊子を作成・配布し、相談窓口や子育て支援のほか、子どもの勉強・教育に関する支援等も紹介しました。

第3章



基本理念と施策の体系

- 1 基本理念
- 2 施策の体系
- 3 重点的な取組
- 4 計画指標

3 基本理念と施策の体系

いたばしで未来のおとなが育っています

本章では、前章で明らかになった成果や課題から、施策の体系及び重点的な取組を示します。特に、「板橋区子ども家庭総合支援センター」の設置は、本計画においても重要な転換点となるため、これを最大限に活かした事業展開を検討していきます。

基本理念

「子どもが自ら育つ」という子どもの主体性を尊重するとともに、「まち(地域)全体で子どもの成長を支えていく」という思いを込めた基本理念のもと、ポストコロナ時代においても、SDGs の視点から、誰一人取り残さず、未来を担うすべての子ども・子育て家庭を応援し、新たな課題にも対応していきます。

施策の体系

「実施計画 2025」では、「応援宣言 2025」の考え方を基本に、「子ども・若者計画 2021」で定めた体系を取り込みます。

児童虐待報告件数の増加をはじめとした様々な課題や、ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」等の環境の変化を踏まえ、事業の工夫や選択と集中を行った「3つの重点宣言」を定めて取り組んでいきます。

重点的な取組

コロナ禍によって孤立化・孤独化が進行した子ども・若者・子育て家庭を切れ目なく支援するとともに、ポストコロナ時代における「新たな日常」の構築・定着を見据え、板橋区らしい資源も活かしながら、限られた財源の中で集中的に課題を解決します。そのため、新たな応援宣言と3つの重点宣言を掲げます。

応援宣言

あなたのそばには、いつも私たちがいます

重点宣言

- I 切れ目なく子育て家庭を支え、その暮らしを豊かにします
- II すべての子どもが取り残されず、夢と希望をもって成長します
- III 魅力と交流の創出で若者の社会的自立と活躍を応援します

1 基本理念

「実施計画2025」は、未来を担う子ども・若者が、心身ともに健やかに成長し、社会的に自立するまで支援することを目的とします。

子どもたちは“未来への希望”であり、“板橋の宝”です。子育てを支えるすべての施策は、子どもの権利条約¹⁰の精神に則り、子どもの幸せと健やかな成長を第一に願うものです。

他方、「地域共生社会¹¹」の実現をめざし、子育て分野においても、次代を担う子どもを育成することの意義を社会全体で共有するとともに、それぞれの責任と役割を踏まえて、子どもの育ちと父母、その他の保護者自身を支援していくことが求められています。

子育てについての第一義的な責任は、父母、その他の保護者が有するという基本的認識に立った上で、その子育てを、家庭、行政、学校、地域等が一緒になって「みんな」で支えていくことが必要です。こうした地域での温かな見守り・支援のもとで成長することで、板橋区に住み続けたいという意識を向上させることも期待されます。

これらを踏まえ、この計画では「子どもが自ら育つ」という子どもの主体性を尊重するとともに、「まち(地域)全体で子どもの成長を支えていく」という思いを込めた下記の基本理念のもと、SDGsの視点から、誰一人取り残さず、未来を担うすべての子ども・若者・子育て家庭を応援し、ポストコロナ時代における新たな課題に対応していきます。

基本理念

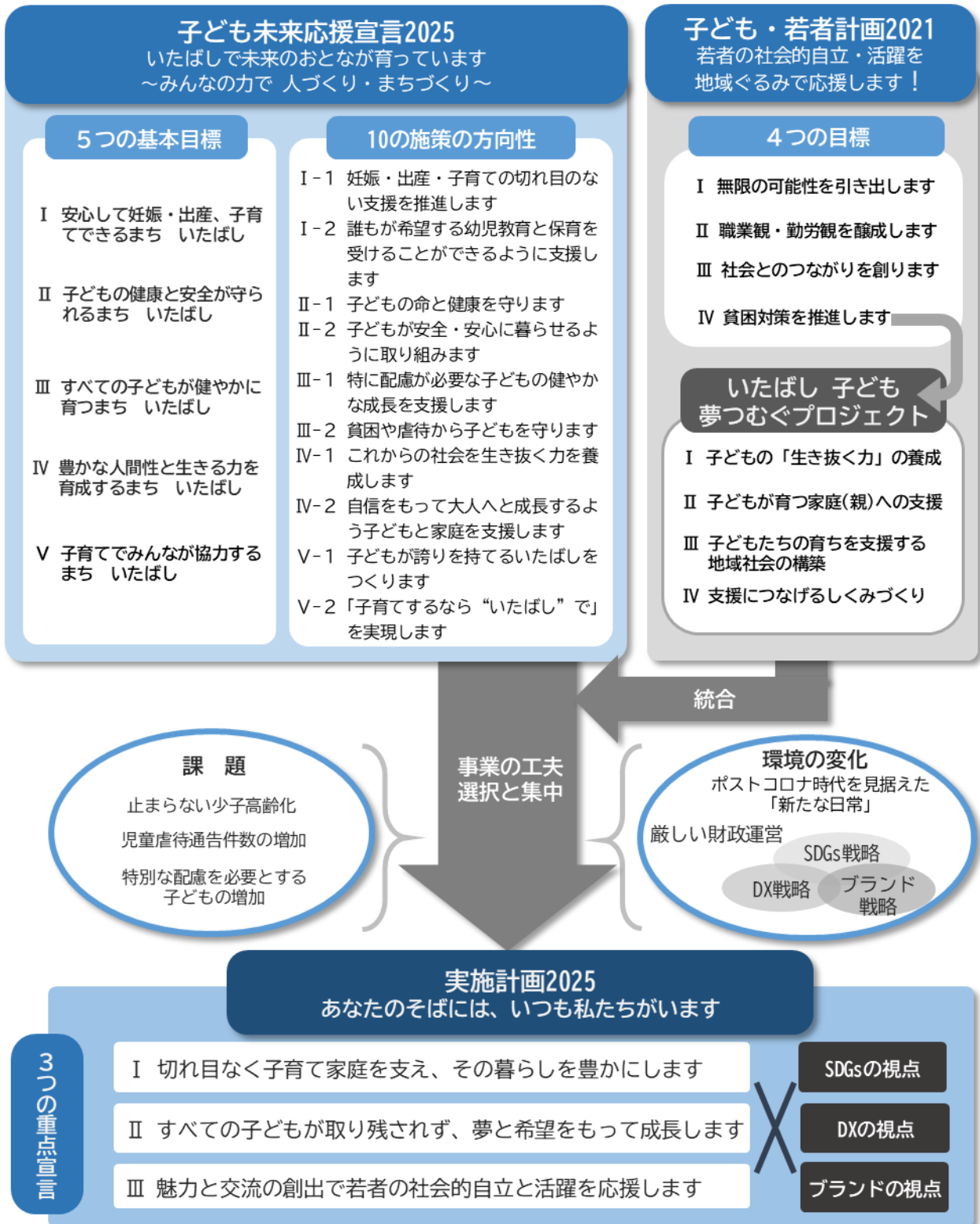
いたばしで未来のおとなが育っています
～みんなの力で 人づくり・まちづくり～

¹⁰子どもの権利条約：「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満を「児童(子ども)」と定義し、国際人権規約(第21回国連総会で採択・1976年発効)が定める基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説し、前文と本文54条からなります。1989年の第44回国連総会で採択、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しています。

¹¹地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

2 施策の体系

「実施計画 2025」では、「応援宣言 2025」の考え方を基本に、「板橋区子ども・若者計画 2021」で定めた体系を取り込みます。児童虐待通告件数の増加をはじめとした様々な課題や、ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」等の環境の変化を踏まえ、事業の工夫や選択と集中を行った「3つの重点宣言」を定めて取り組んでいきます。



3 重点的な取組

「地域保健福祉計画」を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の一翼を担うべく、「実施計画2025」において実行する事業を定めます。

コロナ禍によって孤立化・孤独化が進行した子ども・若者・子育て家庭を切れ目なく支援するとともに、ポストコロナ時代における「新たな日常」の構築・定着を見据え、板橋区らしい資源も活かしながら、限られた財源の中で集中的に課題を解決します。そのために、新たな応援宣言と3つの重点宣言を掲げます。

特に、「板橋区子ども家庭総合支援センター」の設置は、本計画においても重要な転換点になるため、これを最大限に活かした事業展開を検討していきます。



※子育て世代包括支援センター：母子保健法に基づき、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目的として、区市町村が設置します。市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設で実施する「母子保健型」のほかに、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施する「基本型」があります。

ライフステージに関連する計画事業（48事業）を施策の方向性ごとに掲載しています。

基本目標	ライフステージ	0～2 歳	3～5 歳
I 安心して妊娠・出産、 子育てできるまち いたばし	I-1 妊娠・出産・子育ての切れ目の ない支援を推進します	妊婦・出産ナビゲーション事業 産後ケア事業（訪問型・宿泊型） ◎オンラインによる妊婦面接の導入 ◎多胎児家庭支援事業（移動経費補助） 子育て支援情報の発信 子どもなんでも相談	
	I-2 誰もが希望する幼児教育と保育を受け ることができるように支援します	保育施設の整備 保育士研修の充実 幼稚園・保育園・小学校交流合同研修	◎区立幼稚園での3歳児保育 及び預かり保育の実施
II 子どもの健康と安全 を守られるまち いたばし	II-1 子どもの命と健康を守ります	食育の推進 出張歯みがき指導 予防接種	げんきっ子トラフィックスクール 自転車通行空間の整備
	II-2 子どもが安心・安全に暮らせる ように取り組みます	公園のユニバーサルデザイン化 板橋セーフティー・ネットワーク	
III すべての子どもが 健やかに育つまち いたばし	III-1 特に配慮が必要な子どもの健やかな 成長を支援します	◎医療的ケア児の受入 要支援児保育巡回指導	障がい児通所支援
	III-2 貧困や虐待から子どもを守ります	ひとり親家庭就労支援プログラム策定事業 ◎養育費確保支援事業 子ども家庭支援事業 ◎子ども家庭援助事業 ◎里親事業	
IV 豊かな人間性と生き る力を育成するまち いたばし	IV-1 これからの社会を生き抜く力を 養成します		子ども向け美術普及
	IV-2 自信をもって大人へと成長する よう子どもと家庭を支援します		
V 子育てでみんなが 協力するまち いたばし	V-1 子どもが誇りを持てるいたばしを つくります	子育て支援員の活動支援	
	V-2 「子育てするなら“いたばし”で」を 実現します	図書館サポーターの育成 いたばしグッドバランス推進企業表彰 板橋こども動物園	

4 計画指標

計画の達成度を評価するため、計画期間の令和7(2025)年度まで基本目標ごとの指標について、環境の変化を踏まえて新たな項目を加えて設定します。

また、計画全体の成果を計るためのアンケートによる指標を設定します。

(1)基本目標ごとの指標

項目		策定時 (平成26 (2014)年度)	現状 (令和2 (2020)年度)	目標 (令和7 (2025)年度)
I	児童館1館当たりの子育て相談の件数	86件	1,664件	1,400件
	保育園の待機児童数	378人	36人	0人
	【新】子どもなんでも相談の相談対応件数	—	69,058件	78,000件(※1)
	【新】区立幼稚園での預かり保育の延利用者数	—	—(※2)	2,000人
II	乳幼児健康診査受診率	91.3%	92.1%	100%
	治安が保たれていると感じる区民の割合	51.4%	62.8%	↗
	【新】食育推進事業の参加者数	—	740人	4,000人
	【新】板橋セーフティー・ネットワーク協力事業者数	—	129事業者	155事業者
III	学校生活支援シートの作成率	55.0%	100%	80%
	虐待通告受理後の対応における終結率	40.8%	49.6%	↗
	【新】要支援児保育巡回指導の実施園数	—	129園	↗
	【新】里親事業での養育家庭登録数	—	22件	44件
IV	生涯学習センター(まなぼーと)利用者数	152,970人	59,405人	↗
	不登校の出現率	小学校 0.42% 中学校 3.29%	小学校 1.17% 中学校 4.64%	↘ (現状以下)
	【新】ロボットプログラミング教室の実施回数	—	34回	52回
	【新】スクールソーシャルワーカーの訪問延回数	—	1,213回	1,600回
V	子育て支援員養成講座修了者のうち、子育て支援員として活動サポートステーションに登録した人の割合	93.75%	—(※3)	→
	児童館1館当たりの乳幼児及びその保護者の年間延べ利用数	12,913人	12,017人	26,000人
	【新】板橋こども動物園の利用者数	—	341,754人	600,000人
	【新】i-youth(あい・ゆーす)の利用者数	—	14,346人	40,000人

※1 令和7年度の予測値

※2 令和4年度開始のため

※3 令和2年度において、子育て支援員養成講座を実施できなかったため

(2) アンケートによる指標

目標項目	アンケート選択肢	策定時 (平成 25 (2013)年度)	現 状※ (平成 30(2018)年度)	目 標 (令和 7 (2025)年度)
子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合	「辛いと感じることの方が多い」+「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」の割合	26.6%	31.6%	↘
子育てについて、気軽に相談できる人がある保護者の割合	「いる」と答えた割合(配偶者などの親族を除く)	85.9%	83.5%	↗
仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる保護者の割合	希望と現実が一致している人の割合	24.3%	23.5%	↗
希望した時期に子育て支援サービスを利用することができたと感じる保護者の割合	「利用できた」と答えた割合	41.3%	43.0%	↗
子どもを虐待しているのではないかと思う保護者の割合	「思ったことがある」と答えた割合	16.7%	17.7%	↘

※「現状」とは、平成 30 年 8 月「板橋区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」就学前児童保護者アンケートの数字

第4章



実施計画 2025

～あなたのそばには、
いつも私たちがいます～

- 1 実施計画 2025 について
- 2 計画事業の概要

各基本目標の実現に向けて

本章では、令和4(2022)年度から4か年の計画期間における、子ども・若者・子育て支援施策の具体的な取組や目標を示します。

本計画では、全275事業のうち、48事業を計画事業として位置づけ、進捗を管理します。

基本目標Ⅰ

**安心して妊娠・出産、子育て
できるまち いたばし**

ICTの活用による情報提供やオンラインによる手続の活用により、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進します。

多様なニーズに合った支援を提供し、誰もが希望する幼児教育と保育を受けることができるように支援します。

《10計画事業》オンラインによる妊婦面接の導入 等

基本目標Ⅱ

**子どもの健康と安全が
守られるまち いたばし**

母子保健は健康づくりの基盤であり、子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援を行うとともに、多様性を踏まえた食育を推進します。

交通安全対策や犯罪被害防止活動における地域や関係団体の連携を推進し、子どもが安心して育つ環境づくりを進めます。

《9計画事業》板橋セーフティ・ネットワーク 等

基本目標Ⅲ

**すべての子どもが健やかに
育つまち いたばし**

障がいの有無、生まれ育った環境の違いなどに関わらず、あらゆる子どもが、夢と希望を持って成長することができるよう、板橋区子ども家庭総合支援センターを中心に総合的な相談支援体制を構築し、あらゆる子ども・家庭に寄り添います。

《11計画事業》医療的ケア児の受入 等

基本目標Ⅳ

**豊かな人間性と生きる力を育
成するまち いたばし**

GIGAスクール構想によるICTの活用や、板橋ならではの地域資源も活用しながら、「主体的・対話的で深い学び」や豊かな人間性を育むとともに、子ども一人ひとりに寄り添い、子どもの成長段階に即した社会的自立を促進します。

《9計画事業》不登校改善重点校事業の実施 等

基本目標Ⅴ

**子育てでみんなが協力するま
ち いたばし**

板橋区コミュニティ・スクール(iCS)を活用し、みんなで子育てをする体制を一層充実させるとともに、ダイバーシティ&インクルージョンの理念も踏まえつつ、板橋ならではの地域資源を活用して、楽しく子育てのできる、魅力あるまちづくりを進めます。

《9計画事業》若者の居場所づくり事業 等

1 実施計画 2025 について

令和4(2022)年度から4か年の計画期間における、子ども・若者・子育て支援施策の具体的な取組や目標を示し、各事業を展開していきます。

実施計画 2025 においては、18 の新規掲載事業を含めた全 275 事業を選定し、そのうち 48 事業を計画事業として位置づけて、重点的に取り組むとともに、進捗を管理します。

なお、計画に関わるすべての事業については、巻末の資料編に掲載しています。

第4章 実施計画 2025 の見方

基本目標Ⅰ 安心して妊娠・出産、子育てできるまち いたばし

【施策の方向性】

I-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進します

施策の方向性に関する現状と課題を記載しています。

1 現状と課題

乳幼児のいる家庭は、子育て支援に関するニーズが多様で、かつ、高くなっています(P83 参照)。一方で、少子化の進行(P15 参照)により、子育てが孤立しやすい状況にあり

2 取組方針

- 妊婦・出産ナビゲーション事業や、乳児家庭全戸訪問事業の着実な推進を図り、また、板橋区子ども家庭総合支援センターや子育て応援児童館(CAP'S)等とも連携「いたばし版ネウボラ」と呼ばれる母子保健・子育て支援等の多様な支援につなげ、

事業の取組方針を記載しています。

《計画事業》



No.001 妊婦・出産ナビゲーション事業 No.002 産後ケア事業(訪問型・宿泊型)
No.009 【新規】オンラインによる妊婦面接の導入 No.016 【新規】多胎児家庭支援事業(移動支援費補助) No.026 子育て支援情報の発信 No.031 子どもなんでも相談

取組方針に基づく計画事業を記載しています。

2 計画事業の概要

No.は一致しています。

3つの重点宣言との関連を記載しています。

No.	001	事業名	妊婦・出産ナビゲーション事業		重点宣言Ⅰ
		担当課	健康推進課		 DX  ブランド
		事業概要	【対象】 区で妊娠届(妊婦転入届)を行った妊婦 【手段】 健康福祉センター又は健康推進課で、保健師または助産師が面接を実施する。 【目的】 出産・子育てに関する不安・軽減をはかるとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行う。		
目標事業量	面接率	現状 令和2 (2020)年度	96.80%	目標 令和 (2025)	計画事業と特に関連性があるSDGs 目標を記載しています。また、該当する場合は、DX またはブランドのマークを記載しています。

基本目標Ⅰ 安心して妊娠・出産、子育てできるまち いたばし

【施策の方向性】

Ⅰ－１ 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進します

1 現状と課題

乳幼児のいる家庭は、子育て支援に関するニーズが多様で、かつ、高くなっています(P83 参照)。一方で、少子化の進行(P15 参照)により、子育てが孤立しやすい状況にあり、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限等が、これに拍車をかけています。

子どもの悩みの相談相手がいる家庭ほど、子育てに楽しさを感じていることも踏まえると(P84 参照)、孤立することなく、安心して子どもを産み育てるには、妊娠・出産期から寄り添い、必要に応じて、適切な支援へとつなげていくことが大切です。この点で、妊娠届を提出した妊婦に対して専門職が面接し、必要な情報の提供を行う妊婦・出産ナビゲーション事業の利用経験者は、子育て支援に関する制度の認知度が高く、また、子育てに対する安心感を与えている様子がうかがわれます(P85 参照)。こうした取組を一層推進していく必要があります。

また、幼い子どもがいる家庭ほど、子育てに関する情報を様々なところから入手しており、特にインターネットの活用率が高くなっています(P86 参照)。こうした特性を踏まえた支援を進めていく必要があります。

2 取組方針

- 妊婦・出産ナビゲーション事業や、乳児家庭全戸訪問事業の着実な推進を図ります。また、板橋区子ども家庭総合支援センターや子育て応援児童館(CAP'S)等とも連携し、「いたばし版ネウボラ」と呼ばれる母子保健・子育て支援等の多様な支援につなげ、地域資源も活用しながら、妊娠・出産・子育て期の家庭に寄り添います。
- インターネットをはじめ、妊娠・出産・子育て期の家庭が活用する媒体に即した情報提供を図るとともに、オンラインによる手続等を積極的に活用することにより、感染症拡大等による行動制約下にあっても、支援を必要とする家庭に寄り添える環境整備を進めていきます。また、24時間365日にわたり子どもや保護者から相談を受け付ける体制を整える等、地域保健福祉計画による包括的な相談支援体制の一翼を担います。

《計画事業》

No.001 妊婦・出産ナビゲーション事業 No.002 産後ケア事業(訪問型・宿泊型)
No.009【新規】オンラインによる妊婦面接の導入 No.016【新規】多胎児家庭支援事業(移動経費補助) No.026 子育て支援情報の発信 No.031 子どもなんでも相談

【施策の方向性】

I-2 誰もが希望する幼児教育と保育を受けることができるように支援します

1 現状と課題

女性の就業率の向上、就業形態の多様化等を背景に、幼児教育・保育を利用する家庭は増加し、その利用時間が日中の多くにわたることがほとんどです(P87 参照)。また、乳幼児期は、根気強さ・注意深さ・意欲・自信などの非認知能力¹²が発達する時期で、この能力が社会的に成功を収める要素の一つだといわれていることもあり¹³、乳幼児を預ける家庭にとって、また、預けられた園等で多くの時間を過ごす乳幼児にとって、幼児教育・保育は重要なものとなっています。

板橋区では、待機児童の解消に向けた保育施設の整備等に取り組むとともに、令和元(2019)年10月には、3～5歳子どもなどの保育料を無償とする、幼児教育・保育の無償化を開始し、すべての人に幼児教育・保育を受ける機会が保障されるよう努めてきました。こうした取組を通じ、待機児童は着実に減少してきました。引き続き待機児童の解消に努めるとともに、就業形態等の多様なニーズに応える環境を整備する必要があります。

また、乳幼児期は、遊びを通じて非認知能力を発達させる時期であるとともに、その後の学校教育の準備期でもあります。幼児教育・保育の質を高めて、非認知能力の発達を促すとともに、子どもの育ちの連続性を確保する取組が重要です。

2 取組方針

- 乳幼児人口や地域的な需給動向などを見極めつつ、待機児童の解消に努めるとともに、多様なニーズに合った支援を提供し、幼児教育・保育を受ける機会を保障することで、子育て家庭を支援します。
- 子どもは、遊びを通じて、五感、社会性、規範意識などの様々な非認知能力を発達させることを踏まえ、それぞれの発達段階に応じた質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、幼稚園・保育園・小学校が相互理解を深めるなど、子どもの育ちの連続性を確保することで、子どもに寄り添います。

《計画事業》

No.032 保育施設の整備 No.051 【新規】区立幼稚園での3歳児保育及び預かり保育の実施 No.053 保育士研修の充実 No.054 幼稚園・保育園・小学校交流合同研修

¹²非認知能力：IQテスト・学力テスト等で数値化され測定される能力(認知能力)以外の能力のこと。

¹³ ジェームズ・J・ヘックマン『幼児教育の経済学』。ヘックマンによれば、社会政策は幼少期を対象とすることが効果的であり、子育ての質や幼少期の環境を高めることで効果が導かれるといえます。

基本目標Ⅱ 子どもの健康と安全が守られるまち いたばし

【施策の方向性】

Ⅱ-1 子どもの命と健康を守ります

1 現状と課題

子育て家庭は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、各種健康診断の受診控えや、母子の健康について強い不安を抱えて生活している状況にあります。個々の家庭の事情に寄り添いながら、必要な場合は、速やかに関係機関と連携し、適切な支援を行う体制づくりが重要です。成育過程にある子ども及びその保護者、並びに妊産婦に対して、必要な成育医療を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする「成育基本法」¹⁴の施行により、より一層切れ目のない成育医療の支援体制づくりが求められます。

また、子どもの健やかな発育・発達のためには、正しい生活習慣の実践や食育の推進が極めて大きな役割を果たします。そこで、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現をめざす「健やか親子 21(第2次)」の趣旨を踏まえつつ、家庭、学校、保育施設、地域等、様々な関係機関が連携し、経済状態等の家庭環境の違いや多様性を踏まえながら、食育の推進を図る必要があります。

2 取組方針

- おとなと比べ子どもは疾病にかかりやすく、成長過程での疾病は心身の成長・発達に大きな影響を及ぼす可能性があります。成長に応じた健康診査等の実施を通して、発達や健康の障がいとなる要因の早期発見に努めていきます。
- 子どもが望ましい食習慣を身に付けるため、食の大切さを理解し、食を通じて自ら健康を管理できるよう食育を推進していくとともに、保護者に向けた食への知識の普及を図り、自信をもって子育てできるよう支援します。

《計画事業》

No.067 食育の推進 No.075 出張歯みがき指導 No.079 予防接種

¹⁴成育基本法：成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30年法律第104号)

【施策の方向性】

Ⅱ-2 子どもが安心・安全に暮らせるように取り組みます

1 現状と課題

子育て家庭が安心して暮らせる環境を確保するとともに、交通事故や不慮の事故から子どもを守るための情報提供及び普及啓発が求められています。特に登下校時の危険や事故の回避のためには、学校・保護者・PTA・地域ボランティア等が協力して取り組む必要があります。また、誰もが安心・安全、スマートに移動できるまちをめざす「(仮称)板橋区自転車活用推進計画」(令和4年2月現在策定中)に基づき、誰もが安全に自転車を利用できる環境を整えます。

一方、スマートフォンをはじめとする携帯情報端末の普及により、インターネットやSNS等を通じて、子どもが犯罪等の被害者になるなど、これらを防ぐための取組も重要となっています。そのためには、フィルタリング¹⁵の活用や、スマートフォン等のインターネットの利用に関する家庭でのルールづくりの推進等が必要となります。

2 取組方針

- 子どもの交通安全への意識を向上するため、げんきっ子トラフィックスクール、小学生自転車教室、中学生交通安全教室等、各年齢に応じた子どもの安全を確保するための取組をさらに推進していきます。
- 子どもの犯罪や非行の多くは人の目に見えないところで引き起こされていることが多く、子どもを犯罪から守り、安全を確保するために、子どもの防犯意識の啓発とともに、パトロール等地域の見守りによる防犯活動など、地域の人材やあらゆる資源を活用した取組を推進します。

《計画事業》

No.090 げんきっ子トラフィックスクール No.093 自転車通行空間の整備
No.096 公園のユニバーサルデザイン化 No.100 板橋セーフティ・ネットワーク
No.105 「板橋区版スマートフォン等を使うためのルール」の周知・啓発
No.106 PTAと協働した安全対策事業

¹⁵ フィルタリング：主に子どもが閲覧するのにふさわしくないコンテンツへのアクセスを制限できる機能のこと。子どもの年齢や利用実態に応じて、制限を段階的に調整することもできます。

基本目標Ⅲ すべての子どもが健やかに育つまち いたばし

【施策の方向性】

Ⅲ－１ 特に配慮が必要な子どもの健やかな成長を支援します

1 現状と課題

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳といった手帳を所持する障がい児は、近年、ほぼ横ばいの傾向にあります(P17 参照)。しかし、発達の遅れやつまづきなど、手帳を所持していなくても支援を必要としている子どもも潜在的に存在しており、ニーズを捉える工夫を図り、適切な支援につなげていく必要があります。

板橋区の調査¹⁶では、今後の障がい者施策を進めていくに当たり充実させるべき取組として、障がいの「早期発見を支援し、早い段階での適切な対応に努めること」や、「障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進めること」などが挙げられています。

障がいの有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重され、「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち」の実現に向けた取組が必要です。

2 取組方針

- 障がいを早期に発見し、適切な支援につなげるべく、子ども発達支援センターにおける専門相談の実施・充実を図るとともに、未就学期における療育の充実に向け、児童発達支援センターの機能充実を図り、障がいのある子ども・家族に寄り添います。
- 障がいのある子どもも、障がいのない子どもも、ともに学び・成長できるよう、保育園・幼稚園等での医療的ケア児の受入環境の検討・整備を進めるとともに、特別支援学級・特別支援教室の設置などの取組を通じ、障がいのある子どもたちの可能性を伸ばします。

《計画事業》

No.112 障がい児通所支援 No.113 【新規】医療的ケア児の受入

No.122 あいキッズにおける要支援児受入 No.131 要支援児保育巡回指導

No.134 特別支援学級の設置

¹⁶板橋区障がい者実態調査(令和2年)

【施策の方向性】

Ⅲ－２ 貧困や虐待から子どもを守ります

1 現状と課題

新型コロナウイルス感染症は、家庭の暮らし向きにも影響を及ぼしています(P88 参照)。経済的困窮は、時に、相談相手がいないなどの社会的孤立を招き、家庭の抱える悩みが多方面に拡大することもあります(P88, P89 参照)。家庭の困難が子どもにも波及すると、本来、すべての子どもに保障されるはずの健康・発達、学びなどの制度・サービスへのアクセスが難しくなる不公平も生じ得ます(相対的貧困、社会的排除)。就業機会の拡大等による保護者の経済状況の改善に努めるなど、家庭の養育環境を整えつつ、社会が一丸となって、健康・発達、学びなどの機会の保障を図る必要があります。

次に、児童虐待の通告件数は、増加傾向にあり(P16 参照)、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動自粛により、虐待の潜在化も危惧されるところです。子育てを楽しいと感じる家庭ほど、子どもに対して不利益となる行動を無意識に取っていると思う割合が減ることも踏まえると(P89 参照)、まずは地域の子育て支援の推進による児童虐待の発生予防が大切です。また、育児不安等に対する支援や虐待等に対する介入的援助など、身近な地域による支援から専門的な援助に至るまで、総合的な相談支援体制を構築する必要があります。

2 取組方針

- ひとり親家庭に対する就労支援プログラム策定支援の充実、養育費の受給支援の実施などを通じ、家庭の経済状況の改善等の養育環境の安定に努めます。すべての子どもたちが夢と希望をもって成長できるよう、他の基本目標とも関連付けて総合的な対策を実施することで、困難を抱える子ども・家庭に寄り添います。
- 板橋区子ども家庭総合支援センターの開設に伴い、子育てしやすく安心な環境の提供、特別な支援が必要な家庭への支援、地域の子育て支援の推進に取り組み、すべての子ども・家庭に寄り添います。

《計画事業》

No.137 ひとり親家庭就労支援プログラム策定事業 No.146 子どもの学習・生活支援事業「まなぶーす」 No.149 【新規】養育費確保支援事業 No.162 子ども家庭支援事業 No.163 【新規】子ども家庭援助事業 No.165 【新規】里親事業

基本目標Ⅳ 豊かな人間性と生きる力を育成するまち いたばし

【施策の方向性】

Ⅳ－１ これからの社会を生き抜く力を養成します

1 現状と課題

到来しつつある Society5.0¹⁷時代は、社会を複雑で予測困難なものとしつつあり、子どもたちには、こうした社会構造の急速な変化を乗り越え、主体的に考え、協働的に議論し、納得解を生み出す資質・能力が一層強く求められるようになっていきます。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、区立学校の一斉臨時休業を余儀なくされたことは、非常時においても不安なく学びが継続できるかを改めて問うこととなりました。こうした中で、GIGA スクール構想は、非常時においても学びを継続する道を開くとともに、子ども一人ひとりがその特性等に応じ、「個別最適な学び」を進められる環境を実現しつつあります。また、多様な他者と協働しながら、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を一体的に充実させていくことが重要となってきています。

さらに、絵本の読み聞かせなどを通じて幼少期から本に親しみ、読書習慣を身に付けておくことは読み解く力の向上にもつながり、造形遊びや美術鑑賞を通じて芸術に親しむなど多様な体験を得ることは、豊かな人間性を育みます。板橋区には、世界約 100 か国・70 言語・3 万冊の絵本を所蔵するボローニャ絵本館や、リニューアルした区立美術館があるなどの強みがあります。板橋ならではの体験を通じて、子どもが人生を生き抜く力の基礎を獲得できるよう支援していくことが大切です。

2 取組方針

- ICT¹⁸を活用しつつ、教科書等の記載内容を認識し、思考し、表現する力を育み、「主体的・対話的で深い学び」へつなげることで、子ども一人ひとりに寄り添った学び、協働的な学びを実現します。
- 区立小学校の授業の一環として美術鑑賞を行ったり、令和 3 年 3 月にリニューアルオープンした中央図書館で調べる力や学ぶ力を育みつつ、多様な文化や価値観に触れたりするなど板橋区らしい様々な地域資源を通じて、子ども一人ひとりの豊かな人間性を育み、社会を生き抜くための基本的な力を養成します。

《計画事業》

No.167 読み解く力の促進 No.171 【新規】ロボットプログラミング教室の実施

No.175 子ども向け美術普及 No.209 【新規】図書館を使った調べる学習コンクール

¹⁷ Society5.0：狩猟社会(Society1.0)、農業社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)の次に到来する社会で、サイバー空間と現実世界を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。

¹⁸ ICT(Information and Communication Technology)：情報通信技術のこと。

【施策の方向性】

IV-2 自信をもって大人へと成長するよう子どもと家庭を支援します

1 現状と課題

子どもは、家庭をはじめとして、幼稚園や保育園、学校、地域、職場などと社会関係を広げ、それぞれの社会で役割を持ち、多様な体験を経ることで自己有用感や自己肯定感を育み、自立し、自己実現を果たしていきます。

子どもが家事を手伝うなど、家庭内で適度に役割を担うことは、生活習慣の安定などにも寄与することがうかがわれ(P91 参照)、次の社会関係への発展を促し、ひいては次代の親になる自覚を促すことにもつながります。しかし、何らかの事情で、その役割が過重に及ぶときは、生活習慣の乱れや不登校をきっかけとして、社会性を身に付ける機会を失うことも考えられます(P62, P92 参照。ヤングケアラー)。こうした一部の事象には、家事援助サービスの導入など、その家庭に応じた支援が必要です。

また、様々な事情で登校することが困難な児童・生徒が存在し、近年はこれが増加傾向にあります。不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得るものです。児童・生徒一人ひとりの状況に寄り添い、自らの進路を主体的に捉えてもらいつつ、それぞれに必要な支援を行い、社会的自立を果たしてもらうことが重要です。

2 取組方針

- 基本的な生活習慣を身に付ける取組を進めることで、子どもの社会関係の発展を支援するとともに、子育ての楽しさを体感することにより、将来子どもを楽しく産み育てられるよう支援します。
- 登校することが困難な児童・生徒が社会的に自立できるよう、相談体制の拡充、居場所と体験の場づくり、校内体制づくりを進め、一人ひとりの子どもに寄り添った支援を行います。

《計画事業》

No.211 いたばし若者サポートステーション No.213 中学・高校生の子育て体験事業
No.220 【新規】不登校改善重点校事業の実施 No.223 板橋フレンドセンター(適応指導教室) No.224 スクールソーシャルワーカーの活用

基本目標Ⅴ 子育てでみんなが協力するまち いたばし

【施策の方向性】

Ⅴ-1 子どもが誇りを持てるいたばしをつくります

1 現状と課題

近年、地域社会では、住民同士のつながりや支え合いの機運が希薄化しつつあります。これに伴い、子育てについても「地域で子どもを育てる」という考え方は失われつつあり、各家庭の保護者が子育てを背負う比重が高まっています。

このような状況に伴う子育ての孤立化の進展は、子育てに不安を感じることをきっかけに、家庭の教育力の低下を招くものとなります。いたばしを支える未来のおとなを育てるには、家庭を孤立させず、地域と学校が連携・協働して、家庭とともに子どもを育てるような地域を創ることが重要となります。

こうした連携・協働の仕組みとして、令和2(2020)年度から区立全小中学校に設置した板橋区コミュニティ・スクール(iCS)をさらに機能させるとともに、従来から学校の応援団として参加している、地域の方による様々な活動を集結させて、家庭・地域・学校・行政が一体となって板橋の未来を担う子どもたちを育てることが必要です。

2 取組方針

- iCSの両輪の一つである学校支援地域本部(地域学校協働本部)のコーディネート機能を強化し、連携・協働体制の充実を図るなど、家庭・地域・学校・行政が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを進め、子ども一人ひとりに寄り添います。
- 地域に多数存在する子育て支援に関わる人材・団体を活用・支援し、子どもの育ちを支援する地域社会のさらなる構築を進め、地域で子どもを育てます。

《計画事業》

No.231 コミュニティ・スクール委員会の運営 No.232 学校支援地域本部事業の推進
No.234 子育て支援員の活動支援 No.238 職場体験学習(中学生向けインターンシップ)
No.240 【新規】若者の居場所づくり事業 No.245 図書館サポーターの育成

【施策の方向性】

V-2 「子育てするなら“いたばし”で」を実現します

1 現状と課題

子育てを不安なく、楽しく行うには、すべての人が、発達・健康・学び・仕事などの基本的な制度・サービスへのアクセスを保障され、また、多様性を受け入れ、互いに認め合うことが大切です。

この点に関し、例えば、日本語以外の言語を使用している家庭では、日本語のみを使用する家庭と比べて、支援制度の認知が低い傾向が見受けられ(P93 参照)、使用言語にも配慮した情報提供等のあり方が求められます。

また、板橋区の調査¹⁹では、男性は仕事、女性は家事・子育てといった性別に基づく役割分担の認識も見受けられます。就業中の子育て女性の方が、自尊感情等が高いという指摘もあること²⁰を踏まえると、性別に捉われない仕事と家庭の両立のあり方が求められます。区内には、おむつ替え、授乳、育児相談で立ち寄ることのできる「赤ちゃんの駅」、動物の飼育、餌作り、接客対応等を体験できる「板橋こども動物園」、親子でほっとすることのできる「子どもの居場所」(P94 参照)など、楽しく子育てができる板橋らしい地域資源が数多くあります。これらを活用し、「安心して子どもを産み育てやすいまち」を実現していくことが求められます。

2 取組方針

- 「ダイバーシティ&インクルージョン²¹」の理念のもと、制度・サービスへのアクセスの保障や、ワーク・ライフ・バランスを図るなど、性別や国籍などを問わず、安心して子育てができる社会環境の整備に努めます。
- 中高生・若者が主体的に活動できる居場所である i-youth(あい・ゆーす)など、区内の多様な地域資源を活用し、子どもが多様な体験をできることを通じて、保護者にとっても楽しく子育てができる、魅力あるまちづくりを進めます。

《計画事業》

No.251 いたばしグッドバランス推進企業表彰 No.269 板橋こども動物園
No.271 i-youth(あい・ゆーす)

¹⁹ 板橋区男女平等に関する意識・実態調査(令和元年)


²⁰ 特別区長会調査研究機構「自尊感情とレジリエンスの向上に着目した、育児期女性に対する支援体制構築に向けて基礎研究」(令和2年)



²¹ ダイバーシティ&インクルージョン：性自認・性的指向による違いのほか、年齢・疾病・国籍・文化・宗教・障がいの有無などの多様性(ダイバーシティ)を、お互いに尊重し、認め合い、活かしあうこと(インクルージョン)。



2 計画事業の概要

基本目標Ⅰ 安心して妊娠・出産、子育てできるまち いたばし

I-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進します

No.	001	事業名	妊婦・出産ナビゲーション事業			重点宣言Ⅰ 5 ジェンダー平等を 実現しよう 
担当課		健康推進課				
事業概要		<p>【対象】 区で妊娠届(妊婦転入届)を提出した妊婦</p> <p>【手段】 健康福祉センター又は健康推進課で、保健師又は助産師が面接を実施します。</p> <p>【目的】 出産・子育てに関する不安の軽減を図るとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行います。</p>				
目標事業量	面接率	現状 令和2 (2020)年度	96.80%	目標 令和7 (2025)年度	100%	

No.	002	事業名	産後ケア事業(訪問型・宿泊型)			重点宣言Ⅰ 3 すべての人に 健康と福祉を 
担当課		健康推進課				
事業概要		<p>【対象】 訪問型：生後1年までの母子(沐浴指導は生後28日まで) 宿泊型：生後120日までの母子</p> <p>【手段】 訪問型：母親の心身のケア、授乳や沐浴、育児の手技の指導や相談を行います。 宿泊型：病院等の施設を利用し、休養の機会の提供、心身のケアや育児サポート等の支援を実施します。</p> <p>【目的】 母親の身体的な回復と心理的な安定を促進します。</p>				
目標事業量	利用者数	現状 令和2 (2020)年度	(訪問型)676人 (宿泊型)58人	目標 令和7 (2025)年度		


No.	009	事業名	【新規】オンラインによる妊婦面接の導入			重点宣言Ⅰ 3 すべての人に 健康と福祉を  DX 
担当課		健康推進課				
事業概要		<p>【対象】 区に妊娠届(妊婦転入届)を提出し、オンライン面接を希望する妊婦</p> <p>【手段】 健康福祉センターの担当保健師が、オンラインによる妊婦面接を実施します。</p> <p>【目的】 コロナ禍において、外出や対面での相談に不安を感じる妊婦や、体調不良などにより自宅安静や入院が必要で外出が困難な妊婦も妊婦面接を受ける機会を保障し、安心して出産・子育てに臨めるよう、来所による面接に加え、オンラインによる面接を導入します。</p> <p>※令和4年度に開始し、実績を測定していくため</p>				
目標事業量	-(※)	現状 令和2 (2020)年度	-	目標 令和7 (2025)年度	-	


No.	016	事業名	【新規】多胎児家庭支援事業(移動経費補助)			重点宣言 I
担当課		健康推進課				
事業概要		<p>【対象】 3歳未満の多胎児を養育する家庭(以下「多胎児家庭」)</p> <p>【手段】 所定の事業を利用した多胎児家庭にタクシー券等を交付します。</p> <p>【目的】 乳幼児健診や母子保健事業の利用時などに、多胎児家庭の移動に係る経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ります。</p>				
目標事業量	申請件数	現状 令和2 (2020)年度	198件	目標 令和7 (2025)年度	➔	



No.	026	事業名	子育て支援情報の発信			重点宣言 I
担当課		子育て支援課				
事業概要		<p>【対象】 主に妊娠中の方や子育て中の家庭</p> <p>【手段】 区の子育て支援情報やお出かけ情報、公共施設や保育所、病院等のマップ情報、予防接種情報などをまとめて提供します。</p> <p>【目的】 子育て中の保護者のわからないこと・知りたいことを気軽に入手できるツールとして、日常から利用するスマートフォン用のアプリを無料で提供します。また、オンライン育児相談や動画配信などの機能強化を図り、妊娠期から切れ目のない子育て支援の実現に寄与します。</p> <p>※令和4年度にアプリを更新するため。令和2年度における累計ダウンロード数：10,236件</p>				
目標事業量	アクティブユーザー数	現状 令和2 (2020)年度	—(※)	目標 令和7 (2025)年度	—	




No.	031	事業名	子どもなんでも相談			重点宣言 II
担当課		支援課				
事業概要		<p>【対象】 18歳未満の児童とその保護者など</p> <p>【手段】 24時間365日、児童相談等に対応ができる専門的な職員が電話相談に対応します。</p> <p>【目的】 子どもたちやご家庭の課題解決を支援し、児童虐待の未然防止、早期発見、重篤化の防止につなげていきます。受けた相談は必要に応じて、専門的な関係機関につなぎ、継続的な対応を行います。</p>				
予測事業量	相談対応件数	現状 令和2 (2020)年度	69,058件	予測 令和7 (2025)年度	78,000件	

I-2 誰もが希望する幼児教育と保育を受けることができるように支援します

No.	032	事業名	保育施設の整備			重点宣言 I 4 質の高い教育を みんなに 
担当課		子ども政策課・保育運営課				
事業概要		<p>【対象】 子育て世帯</p> <p>【手段】 民間事業者を誘致し、地域の需要と供給のバランスをとりながら保育施設を整備します。また、既存民間保育所の増改築事業等に補助します。</p> <p>【目的】 待機児童の解消を図り、子育て世帯の育児と仕事の両立を支援することにより、安心して子どもを産み育てられる環境の充実に努めます。</p>				
目標事業量	保育施設定員数	現状 令和2 (2020)年度	13,792人	目標 令和7 (2025)年度	14,278人	

No.	051	事業名	【新規】区立幼稚園での3歳児保育及び預かり保育の実施			重点宣言 I 4 質の高い教育を みんなに 
担当課		学務課				
事業概要		<p>【対象】 区立幼稚園在園児</p> <p>【手段】 区立幼稚園に3歳児クラスを創設します。また、預かり保育(通年・長時間)を実施します。</p> <p>【目的】 保護者及び社会的なニーズに応えつつ、公私立を合わせた区内幼稚園教育の標準として、区立幼稚園を発展させます。</p> <p>※令和4年度開始のため</p>				
目標事業量	預かり保育延利用者数	現状 令和2 (2020)年度	—(※)	目標 令和7 (2025)年度	延2,000人	

No.	053	事業名	保育士研修の充実			重点宣言 I 4 質の高い教育を みんなに 
担当課		保育運営課				
事業概要		<p>【対象】 区内保育施設の職員(保育士・園長・副園長・調理師・栄養士・用務員他)</p> <p>【手段】 職種、職層別に集合型研修を実施し、研修内容に応じて座学の講義・グループワーク・実技・実習を取り入れ、専門知識を学びます。</p> <p>【目的】 スキルや専門知識を習得することにより、保育及び保護者対応などの専門性を向上させ、区内保育施設全体の質を向上させます。</p>				
目標事業量	参加人数	現状 令和2 (2020)年度	2,910人	目標 令和7 (2025)年度		

No.	054	事業名	幼稚園・保育園・小学校交流合同研修			 
担当課		保育運営課				
事業概要		<p>【対象】 認可保育園、認証保育所、認定こども園の5歳児担当保育士</p> <p>【手段】 集合型研修の受講や、地域別交流会にて情報交換を行います。</p> <p>【目的】 子どもの育ちの連続性を確保するため、合同研修を実施し、互いの教育・保育内容について相互理解を深めます。</p>				
目標事業量	参加園数	現状 令和2 (2020)年度	1回目中止 2回目は動画 配信	目標 令和7 (2025)年度		

基本目標Ⅱ 子どもの健康と安全が守られるまち いたばし



Ⅱ-1 子どもの命と健康を守ります


No.	067	事業名	食育の推進			重点宣言Ⅰ 3 すべての人に健康と福祉を
担当課		健康推進課				
事業概要		<p>【対象】乳幼児及び児童とその保護者等</p> <p>【手段】食育推進連携会議(大学、商店街連合、小・中学校、私立幼稚園協会、JA、赤塚支所、児童館、区立保育園、健康福祉センター等)による地域の食環境整備の推進及び食育推進情報の発信、食育イベントでの食育普及、食育支援者の育成支援を行います。</p> <p>【目的】健全な食習慣の確立は、生涯にわたる健康と豊かな人間形成に寄与するため、板橋区食育推進計画の目標達成に向け区民の食育への理解や取組を促すとともに、他部署との連携や情報共有の強化により板橋区における食育を推進します。</p>				
目標事業量	事業参加者数	現状 令和2 (2020)年度	740人	目標 令和7 (2025)年度	4,000人	


No.	075	事業名	出張歯みがき指導			重点宣言Ⅰ 3 すべての人に健康と福祉を
担当課		板橋健康福祉センター				
事業概要		<p>【対象】児童館、保育園等を利用する乳幼児及び保護者</p> <p>【手段】歯科衛生士が歯の健康の基礎づくりを目的として、児童館や保育園等を訪問し、健康教育、保健指導を行います。</p> <p>【目的】園児や保護者の口腔衛生意識や健康観の向上を図ります。</p>				
目標事業量	実施か所数	現状 令和2 (2020)年度	9か所	目標 令和7 (2025)年度	73か所	


No.	079	事業名	予防接種			重点宣言Ⅰ 3 すべての人に健康と福祉を
担当課		予防対策課				
事業概要		<p>【対象】1～2歳未満の幼児(麻しん風しん混合第1期)</p> <p>【手段】対象者に対して予診票を交付し、協力医療機関にて予防接種を実施します。</p> <p>【目的】感染症に関する知識を深め、予防接種の必要性の周知を図り、接種率を向上させ、感染症の発生を予防し、まん延を防止します。</p>				
目標事業量	麻しん風しん 混合第1期 接種率	現状 令和2 (2020)年度	99.6%	目標 令和7 (2025)年度	95.5%	


Ⅱ-2 子どもが安心・安全に暮らせるように取り組みます


No.	090	事業名	げんきっ子トラフィックスクール			重点宣言Ⅰ
		担当課	保育運営課			
		事業概要				
		【対象】	5歳児及びその保護者			4 質の高い教育を みんなに 
		【手段】	区内3警察署の職員による交通安全の啓発を、市街地の模型や実際に園周辺の道路を歩く経験を土木部の交通安全担当と連携を図りながら行うことで、交通安全に対する意識の向上につなげます。			
		【目的】	就学前の児童に対し、交通ルールを知らせ、自分の身の守り方、命の大切さを育みます。			
目標事業量	実施園数	現状 令和2 (2020)年度	66園	目標 令和7 (2025)年度		

No.	093	事業名	自転車通行空間の整備			重点宣言Ⅲ
		担当課	土木計画・交通安全課			
		事業概要				
		【対象】	区民、事業者			11 住み続けられる まちづくりを 
		【手段】	(仮称)板橋区自転車活用推進計画に基づき、自転車通行空間の整備や子どもや保護者の自転車安全利用に関する意識啓発を推進します。			
		【目的】	自転車通行空間の整備や意識啓発をすることで、自転車だけでなく歩行者が、安心・安全で快適に移動できる通行環境を実現します。また、未就学児(自転車に乗れる概ね3歳以上の子ども)から大学生や、保護者を対象に自転車の安全利用に関する意識を醸成させ、自転車にかかわる事故を減少させます。			
		※令和4年度以降に準備、調整を進め、令和5年度以降に優先整備路線を中心に整備を予定				
目標事業量	—(※)	現状 令和2 (2020)年度	—	目標 令和7 (2025)年度	—	

No.	096	事業名	公園のユニバーサルデザイン化			重点宣言Ⅲ
		担当課	みどりと公園課			
		事業概要				
		【対象】	公園利用者			6 安全な水とトイレ を世界中に 
		【手段】	ユニバーサルデザインに基づき公園を改修します。			
		【目的】	安心・安全で誰もが利用しやすい公園を整備します。			
目標事業量	改修した公園数	現状 令和2 (2020)年度	4か所	目標 令和7 (2025)年度	7か所	


No.	100	事業名	板橋セーフティ・ネットワーク			重点宣言Ⅲ
		担当課	防災危機管理課			
		事業概要	<p>【対象】 区内を中心に業務を行っている事業者</p> <p>【手段】 業務車両等に「パトロール中」のステッカー等を貼付し、地域へ防犯活動をアピールする。また、不審者などを発見した際には速やかに 110 番通報します。</p> <p>【目的】 本来の業務に防犯の観点を加えることにより、犯罪の抑止効果と早期解決を図ります。</p>			
目標事業量	協力事業者数	現状 令和 2 (2020)年度	129 事業者	目標 令和 7 (2025)年度	155 事業者	


No.	105	事業名	「板橋区版スマートフォン等を使うためのルール」の周知・啓発			重点宣言Ⅰ
		担当課	地域教育力推進課			
		事業概要	<p>【対象】 区立小・中学校の 4 年生から 9 年生までの児童・生徒及びその保護者</p> <p>【手段】 情報端末の使用ルールについてリーフレットを通じ周知・啓発することで、学校及び各家庭でのルールづくりを浸透させます。</p> <p>【目的】 子どもたちが正しく情報端末を活用し、犯罪等のトラブルに巻き込まれることを未然に防ぎます。</p> <p>※リーフレット活用率：リーフレットを配付した児童・生徒の保護者を対象にアンケートを実施し、「家庭で使用ルールについて話し合った」「使用ルールを決めた」と回答した割合</p>			
目標事業量	リーフレット 活用率(※)	現状 令和 2 (2020)年度	63.40%	目標 令和 7 (2025)年度	90%	


No.	106	事業名	PTA と協働した安全対策事業			重点宣言Ⅰ
		担当課	地域教育力推進課			
		事業概要	<p>【対象】 板橋区立小・中学校の児童・生徒</p> <p>【手段】 板橋区立小学校 PTA 連合会と協働のうえ「こども 110 番クリアフォルダー」を作成し、区立小学校 1 年生を対象に配付します。 板橋区立小・中学校 PTA 連合会と協力し「子どもを守ろう！合同パトロール」を実施します。期間を定め、各学校 PTA がパトロール活動を強化するとともに、町会・自治会やいたばし子ども見守り隊などの関係機関・団体に対しても、パトロール・見守り活動の強化を要請します。</p> <p>【目的】 児童・生徒に対する声かけ事案等から児童・生徒を守り、安心して登下校できる環境づくりを推進します。</p>			
目標事業量	実施事業数	現状 令和 2 (2020)年度	2 事業	目標 令和 7 (2025)年度		

基本目標Ⅲ すべての子どもが健やかに育つまち いたばし

Ⅲ-1 特に配慮が必要な子どもの健やかな成長を支援します

No.	112	事業名	障がい児通所支援			重点宣言Ⅱ
担当課		障がいサービス課				
事業概要		<p>【対象】 集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる、未就学の障がい児(児童発達支援)・就学している障がい児(放課後等デイサービス)</p> <p>【手段】 児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障がい児を対象とした通所サービスを実施します。</p> <p>【目的】 障がいのある子どもに対し、未就学・就学後の段階において療育、活動場所提供等を行います。</p>				
目標事業量	児童発達支援センター数	現状 令和2 (2020)年度	2か所	目標 令和7 (2025)年度	2か所以上	



No.	113	事業名	【新規】医療的ケア児の受入			重点宣言Ⅱ
担当課		保育運営課				
事業概要		<p>【対象】 保育を必要とし、医療的ケアを必要とする児童</p> <p>【手段】 医療的ケアを必要とする児童のための看護師を配置し、医療的ケア児の発達に応じた保育を実施します。</p> <p>【目的】 医療的ケア児が、他の児童とともに集団保育を送ることにより、健全な社会性の成長発達を促進させ、児童の福祉向上を図ります。</p>				
目標事業量	実施園数	現状 令和2 (2020)年度	2園	目標 令和7 (2025)年度		



No.	122	事業名	あいキッズにおける要支援児受入			重点宣言Ⅱ
担当課		地域教育力推進課				
事業概要		<p>【対象】 特別支援学校・特別支援学級に通学、特別支援教室等に通級する児童であり、かつ、保護者が就労等により放課後家庭にいない児童で、判定会において要支援児として認定された児童</p> <p>【手段】 適切な遊びや生活の場を提供し、他児童との交流を図ります。また、要支援児のあいキッズでの行動等を記録します。</p> <p>【目的】 あいキッズでの生活を通じて要支援児と他児童が成長します。</p>				
予測事業量	受入施設数	現状 令和2 (2020)年度	51か所	予測 令和7 (2025)年度		



No.	131	事業名	要支援児保育巡回指導			重点宣言Ⅱ 3 すべての人に健康と福祉を
担当課		保育サービス課				
事業概要		<p>【対象】 保育を必要とし、かつ、特別な支援が必要な乳幼児</p> <p>【手段】 公私立認可保育園・小規模保育園・事業所内保育所・認定こども園において、医師等総括指導員及び心理判定員による要支援児の巡回指導を行います。</p> <p>【目的】 巡回指導員が担任保育士、園長に対し指導助言をすることにより、当該児童の社会性の成長発達を促進します。</p>				
目標事業量	実施園数	現状 令和2 (2020)年度	129 園	目標 令和7 (2025)年度	➤	


No.	134	事業名	特別支援学級の設置			重点宣言Ⅱ 4 質の高い教育をみんなに
担当課		指導室				
事業概要		<p>【対象】 特別支援学級(知的)学級に在籍する児童・生徒及び聴覚・言語学級に在籍する児童</p> <p>【手段】 特別支援学級(知的)は固定学級として在籍、聴覚・言語学級は通級にて特別な指導や支援を行います。</p> <p>【目的】 特別支援学級(知的)は、知的な発達に遅れのある、障がいが比較的軽度な児童・生徒に自立や社会参加に向けた指導や支援を行います。 聴覚・言語学級は、聞こえや言語の障がいに合わせた指導を行います。</p>				
目標事業量	開設数 ※特別支援教室 拠点校含む	現状 令和2 (2020)年度	36 校	目標 令和7 (2025)年度	➡	

Ⅲ-2 貧困や虐待から子どもを守ります

No.	137	事業名	ひとり親家庭就労支援プログラム策定事業			重点宣言Ⅱ
担当課		生活支援課				
事業概要		<p>【対象】 児童扶養手当受給者及び同等水準のひとり親</p> <p>【手段】 3か所の福祉事務所に設置された、プログラム策定員が対象者個人に合わせた目標を設定し、自立に向けた支援を行います。</p> <p>【目的】 きめ細やかで継続的な自立・就労支援及びアフターケアによって自立を促進します。</p>				
目標事業量	策定件数	現状 令和2 (2020)年度	7件	目標 令和7 (2025)年度	15件	 

No.	146	事業名	子どもの学習・生活支援事業「まなぶーす」			重点宣言Ⅱ
担当課		生活支援課				
事業概要		<p>【対象】 生活困窮、生活保護及びひとり親世帯の子ども及びその保護者</p> <p>【手段】 世帯への相談支援や子どもへの学習支援、居場所支援等を行います。</p> <p>【目的】 高校進学及び卒業を支援し、進学や進学後の将来展望の明確化や進路選択の幅の拡大を図ることで、貧困の連鎖の防止・解消を図ります。</p>				
目標事業量	利用登録者数	現状 令和2 (2020)年度	134人	目標 令和7 (2025)年度	150人	 

No.	149	事業名	【新規】養育費確保支援事業			重点宣言Ⅱ
担当課		生活支援課				
事業概要		<p>【対象】 区内に住むひとり親で、養育費の取決めに係る経費を負担し、養育費の取決めに係る債務名義に定めた債権者であり、対象となる子を現に扶養している方</p> <p>【手段】 公証役場に支払った公証人手数料や家庭裁判所の調停・裁判時に要する収入印紙代・戸籍謄本等取得費用等に対して助成します。</p> <p>【目標】 養育費支払の確実な履行を支援し、ひとり親家庭の収入の安定的な確保につなげることで貧困から子どもを守ります。</p> <p>※令和3年度開始のため</p>				
目標事業量	申請件数	現状 令和2 (2020)年度	-(※)	目標 令和7 (2025)年度	30件	 

No.	162	事業名	子ども家庭支援事業			重点宣言Ⅱ
担当課		支援課				
事業概要		<p>【対象】 0～18歳未満の子ども及びその保護者、子ども・子育てに関わる関係機関</p> <p>【手段】 子どもや子どもと家庭に関する総合相談窓口として、妊娠期から切れ目なく幅広い相談に対応し、在宅支援サービスの提供や、必要な地域資源・支援機関等へつなげる役割を担います。また、アウトリーチ機能を強化するとともに、地域の関係機関への研修等を通じて地域の子育て支援体制を更に推進します。</p> <p>【目的】 次世代を担う子どもたちが安心安全な環境の中で、健やかで心豊かに成長することを図ります。</p>				
予測事業量	相談対応件数	現状 令和2 (2020)年度	474件	予測 令和7 (2025)年度		



No.	163	事業名	【新規】子ども家庭援助事業			重点宣言Ⅱ
担当課		援助課				
事業概要		<p>【対象】 原則として、0～18歳未満の子ども及びその保護者</p> <p>【手段】 児童虐待・非行・育成などの子育てに関する相談や区民・警察等からの通告に対し、専門的な知識及び技術を活用し、総合的な調査・診断・判定を踏まえて決定した援助方針により、必要な援助を行います。</p> <p>【目的】 子どもや子育てに関する専門的な相談援助活動を通じて、時に親子分離も含めて必要な援助・措置を速やかに行うことで、子どもの安心・安全な生活や、子どもの最善の利益を守ります。</p> <p>※板橋区子ども家庭総合支援センター開設後の実績を踏まえ、計画策定後の進行管理等で報告する。</p>				
予測事業量	児童虐待受理件数	現状 令和2 (2020)年度	—	予測 令和7 (2025)年度	—(※)	



No.	165	事業名	【新規】里親事業			重点宣言Ⅱ
担当課		援助課				
事業概要		<p>【対象】 0～18歳未満の子どもで、社会的養護の必要性のある者、里親登録者、里親登録希望者</p> <p>【手段】 里親制度の普及啓発活動を実施し、養育家庭を中心に里親登録を拡大し、何らかの理由で、家庭での養育が困難又は適当でない子どもが、家庭と同様の環境で養育されるよう、里親へ委託します。</p> <p>【目的】 平成28年の児童福祉法改正により明確化された「家庭と同様の環境における養育」を推進するため、里親による質の高い養育を実現します。</p>				
目標事業量	養育家庭登録数	現状 令和2 (2020)年度	22件	目標 令和7 (2025)年度	44件	



コラム①

板橋区子ども家庭総合支援センター
における相談支援体制

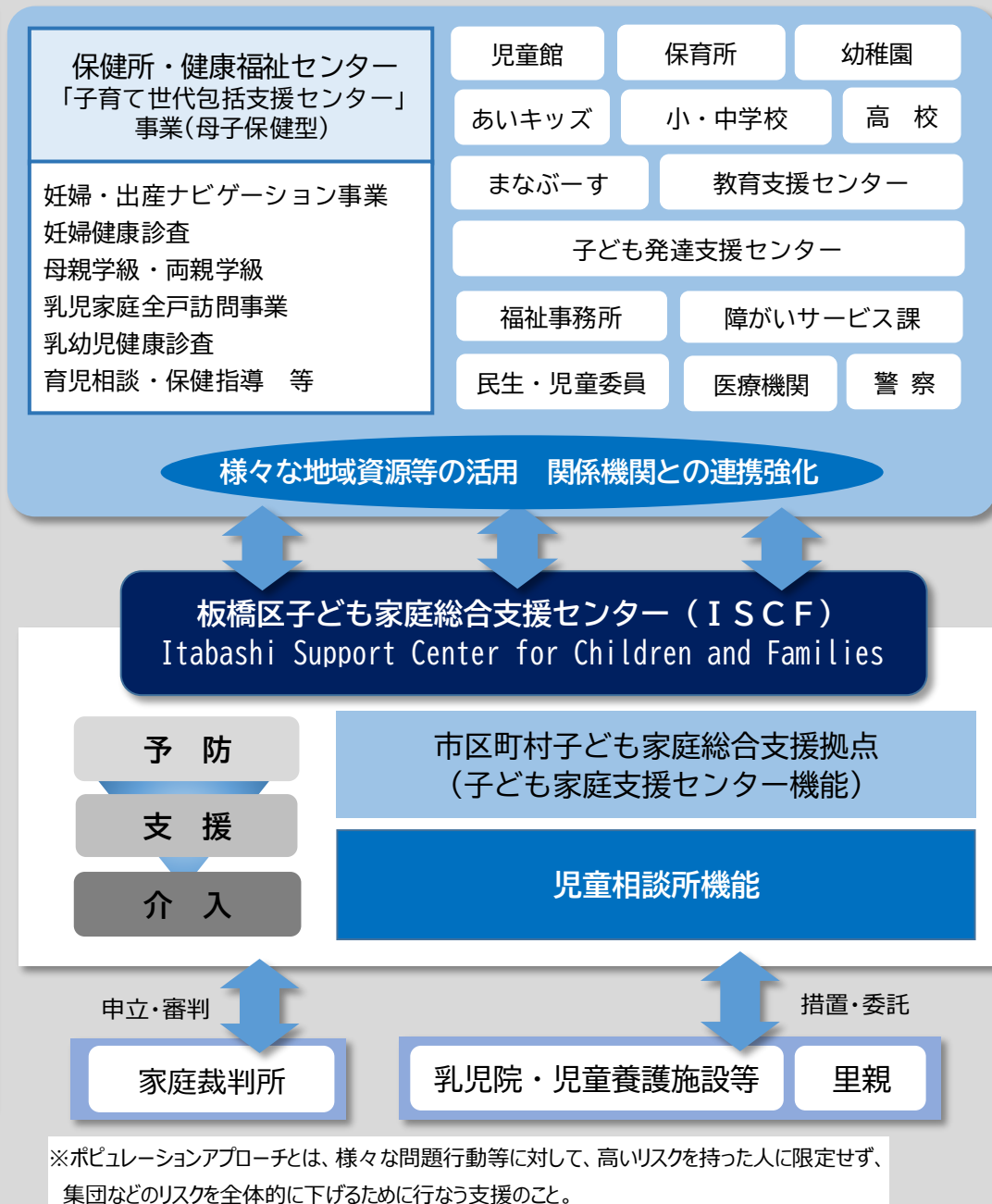
ねらい

これまで、区の子ども家庭支援センターは、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」として、子育てに関する相談を幅広く受け付け、必要な在宅サービスを調整する寄り添い型の支援を担い、相談内容に応じて、東京都の児童相談所と連携・協力を図ってきました。

令和4年4月に板橋区子ども家庭総合支援センターが開設し、同年7月から区が児童相談所設置市となることで、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」と「児童相談所」の二つの機能を併せ持つことにより、地域資源等をこれまで以上に活用するとともに、関係機関との連携を更に強化することで、切れ目のない子育て支援体制を構築します。

ポピュレーションアプローチ

ハイリスクアプローチ



コラム②

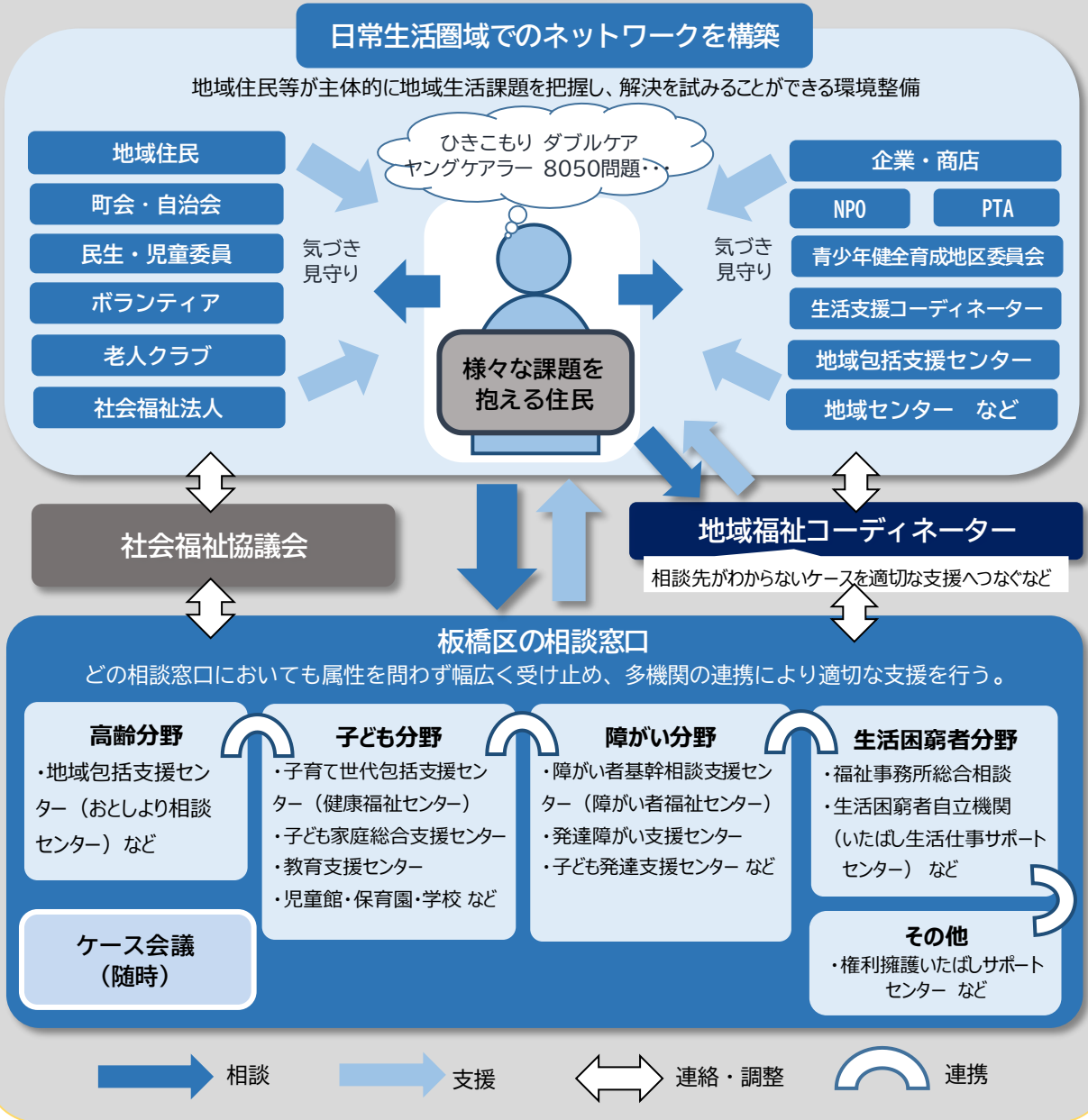
地域福祉コーディネーターの役割

ねらい

地域福祉コーディネーターは、相談先がわからない困りごとや地域の気になることなどについて相談を受け、地域と支援機関をつなぐ橋渡しの役割を担います。

一つの支援機関では対応が困難な課題に対しては、関係する支援機関に働きかけを行い、課題を解決するための調整役を担います。また、地域の情報を幅広く収集し、潜在的な支援ニーズを把握することで、課題の早期発見につなげます。

少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化が進む中、8050問題やダブルケアなど世帯の複合化した課題や制度の狭間の問題、社会的孤立により必要な支援につながらない事例など、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。板橋区でも地域や住民の抱える課題を早期発見し、適切な支援につなぐため、地域福祉コーディネーターをモデル配置し、地域における支え合いのネットワークを構築します。






基本目標Ⅳ 豊かな人間性と生きる力を育成するまち いたばし

Ⅳ-1 これからの社会を生き抜く力を養成します

No.	167	事業名	読み解く力の促進			重点宣言Ⅰ
担当課		指導室				
事業概要		<p>○読みのつまずき 【対象】小学校1年生 【手段】対象児童に対してアセスメントを実施します。また、指導用教材を活用します。 【目的】児童の読みのつまずきを早期に把握し、一人ひとりに対する効果的な指導・支援につなげます。</p> <p>○基礎的な読む力 【対象】小学校6年生及び中学生 【手段】対象児童・生徒に対し、「基礎的な読む力」を測るテストを実施します。 【目的】基礎的な読む力の実態を把握し、読み解く力を育成するための効果的な指導へつなげ、児童・生徒の学力向上を図ります。</p>				
目標事業量	実施状況	現状 令和2 (2020)年度	対象の全児童・生徒実施	目標 令和7 (2025)年度	➔	

No.	171	事業名	【新規】ロボットプログラミング教室の実施			重点宣言Ⅲ
担当課		生涯学習課				
事業概要		<p>【対象】区内小・中学生</p> <p>【手段】家庭や学校では触れる機会の少ないロボットを利用したプログラミング学習の講座を開催します。講座修了者を中心としたチームを結成し、全国大会出場をめざします。</p> <p>【目的】ロボットを活用した「実体験を通じた学び」を通して、子どもたちのプログラミング的思考を育成します。</p>				
目標事業量	実施回数	現状 令和2 (2020)年度	34回	目標 令和7 (2025)年度	52回	DX

No.	175	事業名	子ども向け美術普及			重点宣言Ⅲ
担当課		文化・国際交流課				
事業概要		<p>【対象】幼児から小学生までの児童</p> <p>【手段】美術講座「ひよこ・たぬきアトリエ」や、区立小学校の授業の一環として、美術館展覧会を鑑賞する「小学生美術鑑賞教室」を実施します。</p> <p>【目的】造形遊びや美術作品の鑑賞を通して、美術を身近なものとして感じることで、子どもたちの豊かな人間性を育成します。</p>				
目標事業量	ひよこ・たぬきアトリエ参加者数	現状 令和2 (2020)年度	0名 ※事業中止	目標 令和7 (2025)年度	144名	ブランド

No.	209	事業名	【新規】図書館を使った調べる学習コンクール			  
担当課		中央図書館				
事業概要		<p>【対象】小・中学生</p> <p>【手段】(公財)図書館振興財団主催の全国コンクールの地域コンクールとして、各学校を通じ、作品を募集する。図書館では「調べる学習相談会」等を開催し、作品づくりのサポートを行います。</p> <p>【目的】身近な疑問や不思議に思うこと、興味のあることに対して、調べ方やまとめ方を学び、解決し、作品としてまとめることにより、自らで調べる力、学ぶ力を育成します。</p>				
目標事業量	参加校数	現状 令和2 (2020)年度	51校	目標 令和7 (2025)年度	66校	

コラム③

ヤングケアラー問題への取組

～子どもの置かれている状況や環境に沿った支援

新たな社会的な課題への対応～

これまで、区では児童虐待の未然防止、早期発見や早期対応をはじめ、養育困難家庭等への支援など子どもたちの気持ちに寄り添いつつも、保護者や家庭へのアプローチを中心に取組を行ってきました。


平成28年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布・施行され、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することが明確化されています。


本来、守られるべき権利を侵害されている子どもについては、子どもが子どもらしく生活するために必要な支援を行い、子どもの権利回復・権利保障に努めなくてはなりません。


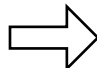
そうした中で、新たな社会的な課題であるヤングケアラーは、本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされており、その対応については、子どもたちの置かれている状況の把握、子どもたちの気持ちに寄り添った支援が必要です。


ヤングケアラー支援は区全体の課題としてとらえ、速やかに区内の実態把握に努め、関係機関とも連携しながら研究を進めるとともに、支援体制を構築するための検討を進める予定です。


IV-2 自信をもって大人へと成長するよう子どもと家庭を支援します

No.	211	事業名	いたばし若者サポートステーション			重点宣言II 
		担当課	産業振興課			
		事業概要	<p>【対象】 15歳から49歳までの就労意欲がある若者とその家族</p> <p>【手段】 学校卒業や中途退学後一定期間「無業」の状態にあり、働くことについて様々な悩みや不安をもつ若者を対象に、相談やセミナーなどの様々な支援を通じて就労に向えるようサポートするとともに、必要に応じて関係機関と連携し、若者とその保護者の双方への支援へとつなげます。</p> <p>【目的】 就労意欲がある若者に対して、知識やノウハウを付与することで、就職活動の手助けをします。</p>			
目標事業量	新規利用者数	現状 令和2 (2020)年度	71人	目標 令和7 (2025)年度	140人	

No.	213	事業名	中学・高校生の子育て体験事業			重点宣言I 
		担当課	保育運営課			
		事業概要	<p>【対象】 区内中学生・高校生</p> <p>【手段】 中学生・高校生の保育ボランティア受入を行います。</p> <p>【目的】 次世代の親となる中高生が子育て体験をすることで、赤ちゃんをいとおしく思う心を養い、親となる準備につなげます。</p>			
目標事業量	ボランティア受入延べ人数	現状 令和2 (2020)年度	0名 ※事業中止	目標 令和7 (2025)年度	延500名	


No.	220	事業名	【新規】不登校改善重点校事業の実施			重点宣言II 
		担当課	指導室			
		事業概要	<p>【対象】 不登校児童・生徒</p> <p>【手段】 不登校改善重点校を指定し、個々の不登校児童・生徒の状況に応じた必要な支援について、実効性のある取組を実践します。また、重点校の管理職等と関係諸機関の職員で構成する不登校対策特別委員会を開催し、学識経験者からの助言を基に、不登校対策の取組を検討及び実践し、各学校に実践事例等を周知します。各学校では、不登校児童・生徒の現状について学びのエリア等で情報共有を図り、不登校対策特別委員会の取組等を参考に、不登校児童・生徒に対して適切に対応します。</p> <p>【目的】 すべての不登校児童・生徒が適切な支援を受けられるようにします。</p>			
目標事業量	重点校数	現状 令和2 (2020)年度	5校	目標 令和7 (2025)年度		


No.	223	事業名	板橋フレンドセンター(適応指導教室)			重点宣言Ⅱ 4 質の高い教育をみんなに 
担当課		教育支援センター				
事業概要		<p>【対象】 不登校児童・生徒</p> <p>【手段】 通級希望者の相談を受けて通級につなげ、教員との人間的なふれあいや学習指導・体験活動を行います。また、臨床心理士によるカウンセリングを行います。</p> <p>【目的】 ひきこもり状態から抜け出し、孤立感を解消し、集団生活への適応力と基礎的な学力を身に付けて、社会的自立へとつなげます。</p>				
目標事業量	登録児童・生徒数	現状 令和2 (2020)年度	148名	目標 令和7 (2025)年度	180名	


No.	224	事業名	スクールソーシャルワーカーの活用			重点宣言Ⅱ 4 質の高い教育をみんなに 
担当課		教育支援センター				
事業概要		<p>【対象】 区立小・中学校の児童・生徒と保護者</p> <p>【手段】 スクールソーシャルワーカーが、学校等関係機関に出向いて対応します(アウトリーチ型)。</p> <p>【目的】 福祉の専門的な立場から、問題を抱える児童・生徒に対して、関係機関と連携し、問題解決や環境改善に向けた支援をします。</p>				
目標事業量	訪問延べ回数	現状 令和2 (2020)年度	1,213回	目標 令和7 (2025)年度	1,600回	


基本目標V 子育てでみんなが協力するまち いたばし



V-1 子どもが誇りを持てるいたばしをつくりま


No.	231	事業名	コミュニティ・スクール委員会の運営			重点宣言Ⅲ 4 質の高い教育をみんなに 
担当課		地域教育力推進課				
事業概要		<p>【対象】 区立小・中学校</p> <p>【手段】 学校運営やこれに必要な支援に関する協議を保護者・地域住民・教職員等が行う、コミュニティ・スクール委員会を学校ごとに設置します。保護者や地域の人材等がボランティアとして教育活動を支援する取組「学校支援地域本部」と「両輪・協働」の関係で運営し、教育活動を支援します。</p> <p>【目的】 学校と地域とが共通の目標やビジョンを持ち、一体となって地域の子どもたちを育む「地域とともにある学校」の実現をめざし、子どもたちの未来を育む教育環境の醸成につなげます。</p>				
目標事業量	学校経営にiCSを取り入れている割合	現状 令和2 (2020)年度	46.20%	目標 令和7 (2025)年度	70.00%	

No.	232	事業名	学校支援地域本部事業の推進			重点宣言Ⅲ 4 質の高い教育をみんなに 
担当課		地域教育力推進課				
事業概要		<p>【対象】 区立小・中学校</p> <p>【手段】 区立小・中学校が求める支援活動と地域ボランティア等をつなぐ地域コーディネーターを有するコーディネート機関を学校ごとに配置します。保護者・地域住民・教職員等が、学校運営やこれに必要な支援に関する協議を行う会議体「コミュニティ・スクール委員会」と「両輪・協働」の関係で運営し、教育活動を支援します。</p> <p>【目的】 学校と地域とが共通の目標やビジョンを持ち、一体となって地域の子どもたちを育む「地域とともにある学校」の実現をめざし、子どもたちの未来を育む教育環境の醸成につなげます。</p>				
目標事業量	学校支援ボランティア数	現状 令和2 (2020)年度	68,823人	目標 令和7 (2025)年度	102,200人	



No.	234	事業名	子育て支援員の活動支援			重点宣言Ⅲ 3 すべての人に健康と福祉を 
担当課		保育運営課				
事業概要		<p>【対象】 地域の子育て支援に関心がある区民</p> <p>【手段】 子育て支援員養成講座の実施、修了者へのスキルアップ研修等の実施、修了者への活動に必要な情報提供等を行います。</p> <p>【目的】 子育て支援員が、地域における子育て支援サービスの担い手として、保育園現場や育児支援ヘルパー派遣事業、ファミリー・サポート・センター事業等に積極的に参加できるよう、「活動の場」の情報提供や活動支援を行い、地域の子育て力を向上します。</p>				
目標事業量	子育て支援員養成講座修了者数	現状 令和2 (2020)年度	0人 ※事業中止	目標 令和7 (2025)年度	70人	



No.	238	事業名	職場体験学習(中学生向けインターンシップ)			重点宣言Ⅲ 4 質の高い教育をみんなに 
担当課		指導室				
事業概要		<p>【対象】 区立中学校の生徒 【手段】 区立全中学校での職場体験 【目的】 生徒が地域の事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習を通して、望ましい勤労観、職業観を育むとともに、主体的に進路を選択決定する態度や意志、意欲などを培います。</p> <p>※当初 22 校で実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により 3 校のみでの実施となった。</p>				
目標事業量	実施校数	現状 令和 2 (2020)年度	3 校(※)	目標 令和 7 (2025)年度	22 校	


No.	240	事業名	【新規】若者の居場所づくり事業			重点宣言Ⅲ 4 質の高い教育をみんなに 
担当課		生涯学習課				
事業概要		<p>【対象】 中学生から 39 歳までの若者 【手段】 若者の居場所としての i-youth において、さまざまな事業を通じた若者支援事業を実施します。事業実施にあたって、板橋区内外の大学、高校、NPO・ボランティア団体などの世代を超えた多様なネットワークを形成し、若者の活動を促進する仕組みをつくりまします。 【目的】 中高生・若者が事業を通じ居場所を得るだけでなく、企画・運営に関わり、同世代及び他世代と学びあうことにより学びの輪を広げる「学びの循環」を実現します。</p>				
目標事業量	i-youth の利用者が企画運営に携わる事業・イベント数	現状 令和 2 (2020)年度	9 事業	目標 令和 7 (2025)年度		

No.	245	事業名	図書館サポーターの育成			重点宣言Ⅲ 4 質の高い教育をみんなに 
担当課		中央図書館				
事業概要		<p>【対象】 図書館サポーター(ボランティア) 【手段】 図書館サポーター(ボランティア)希望者を対象とした養成講座、図書館サポーター登録者を対象とした読み聞かせ等のフォローアップ講座を実施し、ボランティア活動を支援するとともに、活動者のスキル向上を図ります。 【目的】 児童・幼児の読書活動を支援します。</p>				
目標事業量	講座数	現状 令和 2 (2020)年度	3 回	目標 令和 7 (2025)年度	8 回	

V-2 「子育てするなら“いたばし”で」を実現します

No.	251	事業名	いたばしグッドバランス推進企業表彰			重点宣言Ⅲ 5 ジェンダー平等を 実現しよう  8 働きがいも 経済成長も 
		担当課	男女社会参画課			
		事業概要	<p>【対象】 ワーク・ライフ・バランスについて積極的に取り組んでいる中小企業、一般社団法人等の事業者(会社法上の会社だけでなく、個人事業主、医療法人、学校法人やNPO法人などの事業者を含む)</p> <p>【手段】 ワーク・ライフ・バランスについて積極的に取り組んでいる事業者を表彰します。</p> <p>【目的】 ワーク・ライフ・バランスや多様な人材活用に向けて積極的に取り組む企業を支援することで、すべての人が自分に合った働き方や生き方を柔軟に選択でき、仕事も生活も充実できる豊かな社会をめざします。</p>			
目標事業量	応募企業数	現状 令和2 (2020)年度	4社	目標 令和7 (2025)年度	5社	

No.	269	事業名	板橋こども動物園			重点宣言Ⅲ 4 質の高い教育を みんなに  ブランド 
		担当課	みどり公園課			
		事業概要	<p>【対象】 公園施設利用者及びイベント参加者</p> <p>【手段】 動物公園という特色を活かした施設運営やイベントを行います。</p> <p>【目的】 動物とのふれあいにより、いのちの大切さを知り、豊かなところを育む場を提供します。</p>			
目標事業量	利用者数	現状 令和2 (2020)年度	341,754人	目標 令和7 (2025)年度	600,000人	

No.	271	事業名	i-youth(あい・ゆーす)			重点宣言Ⅲ 4 質の高い教育を みんなに 
		担当課	生涯学習課			
		事業概要	<p>【対象】 中学生から39歳までの若者</p> <p>【手段】 ダンス、卓球、自習、ピアノの利用など、それぞれの居場所として活用するとともに、多世代との交流や相互学習の場を設けます。</p> <p>【目的】 利用者同士や社会教育指導員との交流を通し、仲間づくりを促進するとともに、主体的に参加する中高生・若者の社会性を高めます。</p>			
目標事業量	利用者数	現状 令和2 (2020)年度	14,346人	目標 令和7 (2025)年度	40,000人	

コラム④

「絵本のまち板橋」の取組

ねらい

板橋区では、友好交流都市であるイタリア・ボローニャ市との交流や、印刷産業が多く立地する区の特徴を生かし、板橋ならではのブランドとして、絵本文化を発信していきます。



1 世界の絵本に触れる

中央図書館1階にあるいたばしボローニャ絵本館には、世界各国の絵本が多数並べられており、子どもからおとなまで楽しむことができます。絵本を通じて、世界への興味・関心を広げたり、様々な言語の絵本を読み比べたりすることができます。

また、毎年夏に開催する「ボローニャ・ブックフェア in いたばし」では、世界で注目されている絵本を楽しむことができます。



2 ボローニャ国際絵本原画展



昭和56年に区立美術館で「第1回ボローニャ国際絵本原画展」を開催して以来、区とイタリア・ボローニャ市は、両都市の代表者が相互に訪問してきました。その後、美術館では毎年、原画展を開催しています。

貴重な原画にふれることで、様々な絵本の表現や技法を知ることができます。

3 絵本の読み聞かせ

図書館やCAP'S（児童館）を中心に、絵本の読み聞かせイベントを開催しています。

単に楽しめるだけでなく、小さなころから絵本に親しむことで、子どもの想像力の育成も期待できます。



コラム⑤

若者の支援拡充について

現状

居場所・機会の提供

□「i-youth（あい・ゆーず）」

まなぼーと大原・成増（大原・成増生涯学習センター）にて、中高生・若者を対象とした居場所を提供。ダンスや卓球などの軽スポーツ、ピアノ演奏、読書、おしゃべり、自習などができる。

個人でもグループでも利用可能

□事業を通じた居場所機能の提供

（右記各事業）

学びの機会の提供

□若者向けの学びの機会の提供・活動支援

「おおはらキッチンガーデン」、「SNSマスター講座」、「日米中高生オンライン交流」、「ダンスフェスタ」、「ピアノ発表会」など、若者向け事業の実施を通じた学びの機会の提供

□中高生向けの学びの機会の提供

中高生勉強会「学び i（あい）プレイス」、「なりますスタディールーム」など、中高生向けの無料学習支援事業を通じた学びの機会の提供



若者支援の視点(生き抜く力の醸成)

- ✓多様な若者に寄り添った支援
- ✓若者特有の課題をふまえた学習機会の提供
- ✓若者の声を活かし、主体的な参画の促進

- ✓若者の意欲や興味を刺激する学び・活動の支援
- ✓社会情勢の変化に対応した学びの支援

居場所を通じた自尊感情・自己肯定感の向上

学びを通じた自己実現、事業参画を通じた主体性の獲得

課題

生きづらさを抱える
若者の存在

「i-youth(あい・ゆーず)」を通じて見えてきた
若者が居場所を必要とする背景

不登校

生活
困窮

家庭内
不和

精神的
不安定

コロナ禍でさらに顕在化

【要因】

- ▶活動や行動の制約などに起因する閉塞感
- ▶長期休校を経ての学習の遅れ、受験への不安感
- ▶家庭の経済状況等による負の影響の可能性

新たな取組の必要性

1 居場所機能の拡充

□NPOとの連携による機能強化

○おおはらリビング

i-youth（まなぼーと大原）にNPOスタッフを配置、関係機関と連携した支援につなぐ。

○いたばし弁強会

i-youth（まなぼーと大原）にて、大学生による軽食付き勉強会を実施

2 高校生年代へのアプローチの強化

・高校生年代に係る課題やニーズの把握

・課題等をふまえた取組の具体化

・高校生年代への効果的な周知手段の拡大

などが必要

★重要

高校生年代と関わりある方々との関係性の構築

資料編



- 1 めざす方向と基本的視点
- 2 事業一覧
- 3 統計データ
- 4 策定経過
- 5 板橋区子ども・子育て会議委員名簿
- 6 板橋区子ども・子育て会議条例
- 7 板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱

1 めざす方向と基本的視点

(1) めざす方向

「応援宣言2025」では、板橋区基本構想がめざす、子育てや教育の分野のビジョンを実現するため、「5つのめざす方向」を定めています。

1 安心できる子育て環境

安心して子どもを産み育てることができるよう、気軽に相談できる体制や子どもたちの居場所が整っているまちをめざします。また、希望する人が幼稚園や保育園、認定こども園等を利用できるまちをめざします。

2 子どもの健康と安全

子どもの成長段階に応じた健康づくりを推進し、子どもが元気にいきいきと過ごすことができるまちをめざします。また、地域ぐるみで子どもを見守り、犯罪や事故に巻き込まれない安全なまちをめざします。

3 すべての子どもへの支援

特に配慮を必要とする子どもと家族への支援を充実し、板橋に住むすべての子どもたちが健やかに成長できるまちをめざします。また、児童虐待防止などのセーフティネットを充実するため、関係機関との連携を強化し、地域で安心して住み続けられるまちをめざします。

4 子どもたちの生きる力の育成

学校教育や様々な体験を通して、21世紀社会を担う子どもたちのたくましく生きる力を育むまちをめざします。また、いじめや不登校などの問題解決に取り組み、子どもが自信を持って成長できるまちをめざします。

5 みんなで子育て支援

ワーク・ライフ・バランスを推進し、女性の社会進出や男性の育児への参加がしやすい環境が整ったまちをめざします。また、区民・地域・行政等が協働し、板橋区で子育てしたくなるような子育て世帯にとって魅力のあるまちをめざします。

(2) 基本的視点

平成30(2018)年に改正された次世代法に基づき、国が策定した次世代法行動計画策定指針(令和3年2月24日)では、行動計画策定にあたって9の基本的な視点を示しています。

板橋区においては策定指針を踏まえつつ、これまでの実績や地域の実情を勘案し、計画全体を通じて重視する10の基本的視点を定めています。

基本的視点	内容
1. 子どもの視点	子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。また、男女が協力して子育てを行うべきという視点に立った取組を推進します。
2. 次代の親の育成という視点	子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成の取組を進めるとともに、命の大切さや子育ての意義が感じられる体験機会を創出します。
3. サービス利用者の視点	核家族化や都市化の進行等社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者ニーズも多様化しています。多様な個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を進めます。
4. 社会全体による支援の視点	子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあるという基本的認識のもと、次世代育成支援対策は行政や企業、学校、地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働のもとに施策を推進します。
5. ワーク・ライフ・バランスの実現の視点	働き方の見直しを進め、ワーク・ライフ・バランスを実現することは、希望する結婚や子育てを実現するための取組の一つとして重要であり、地域の一員としての企業の取組が期待されています。国、東京都と連携し、板橋区の実情を踏まえた仕事と生活の調和の実現に向けた施策を推進します。
6. 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点	1～5の基本的視点に加え、「妊娠・出産・育児の切れ目ない支援」という一貫した視点を加え、新たな事業、庁内関係課等の連携強化による切れ目ない支援を推進します。
7. すべての子どもと家庭への支援の視点	次世代育成支援対策は、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応することが大切です。 「板橋区で暮らす“すべての子どもと家庭への支援”」という視点で施策を推進します。
8. 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点	子育て活動のNPO、子育てサークルをはじめとする地域活動団体、民生・児童委員(主任児童委員を含む。)、社会福祉協議会、大学等に加え、地域貢献を希望する高齢者、育児経験豊かな女性など様々な地域の担い手や社会資源である各主体の力が発揮されるよう一層の連携を図ります。また、保育園、幼稚園、児童館、学校施設等をはじめとする各種公共施設の有効活用にも留意します。
9. サービスの質の視点	サービスの質を評価し、向上させるといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を推進していきます。
10. 地域特性の視点	板橋区の将来を見据えた人口構造や社会資源の状況を勘案し、板橋区の地域特性を踏まえた利用者のニーズ、必要な支援策について、持続可能な取組を推進していきます。

2 事業一覧

基本目標Ⅰ 安心して妊娠・出産、子育てできるまち いたばし

I-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進します

(1) 妊娠・出産の支援の充実

No.	計画	事業名	担当課
001	◆	妊婦・出産ナビゲーション事業	健康推進課
002	◆	産後ケア事業(訪問型・宿泊型)	健康推進課
003		特定不妊治療費助成	健康推進課
004		女性健康支援センター事業	健康推進課
005		母子健康手帳交付	健康推進課
006		妊娠高血圧症候群等医療費助成制度	健康推進課
007		乳児家庭全戸訪問事業	健康推進課
008		妊婦健康診査	健康推進課
009	◆	【新規】オンラインによる妊婦面接の導入	健康推進課
010		妊産婦訪問	板橋健康福祉センター
011		母親学級・両親学級	板橋健康福祉センター
012		女性歯科健診	板橋健康福祉センター
013		育児支援ヘルパー派遣事業	支援課

(2) 子育て支援の充実

No.	計画	事業名	担当課
014		子育てママの未来計画	男女社会参画課
015		子育てママのための個別カウンセリング	男女社会参画課
016	◆	【新規】多胎児家庭支援事業(移動経費補助)	健康推進課
017		離乳食講習会	板橋健康福祉センター
018		子育てグループ育成・支援	板橋健康福祉センター
019		育児不安をかかえる母親等への支援	板橋健康福祉センター
020		多胎児親子グループ支援	志村健康福祉センター
021		子育てステップ事業	保育運営課
022		子育て相談	保育運営課・子育て支援課
023		子育て出張相談	保育サービス課
024		いたばし子育てNAVIの充実	保育サービス課
025		子育て情報ブックの作成	子育て支援課
026	◆	子育て支援情報の発信	子育て支援課
027		子育て応援教室	子育て支援課
028		乳幼児専用ルームすくすくサロン	子育て支援課
029		子育て相談エール	子育て支援課
030		子どもを守る地域ネットワーク巡回事業	支援課
031	◆	子どもなんでも相談	支援課

I-2 誰もが希望する幼児教育と保育を受けることができるように支援します

(1) 教育・保育事業の推進

No.	計画	事業名	担当課
032	◆	保育施設の整備	子ども政策課・保育運営課
033		家庭福祉員事業	保育運営課
034		年末保育	保育運営課
035		一時預かり	保育運営課・保育サービス課
036		延長保育	保育運営課・保育サービス課
037		補足給付事業	保育サービス課
038		認定こども園の支援	保育サービス課
039		小規模保育事業	保育サービス課
040		事業所内保育事業	保育サービス課
041		病児・病後児保育	保育サービス課
042		認証保育所等保育料助成事業	保育サービス課
043		ショートステイ事業	支援課
044		乳児ショートステイ事業	支援課
045		トワイライトステイ事業	支援課
046		ファミリー・サポート・センター事業	支援課
047		私立幼稚園教育環境整備費等補助	学務課
048		私立幼稚園協会への支援	学務課
049		未就園児の保育	学務課
050		【新規】施設等利用費給付事業	学務課
051	◆	【新規】区立幼稚園での3歳児保育及び預かり保育の実施	学務課

(2) 教育・保育の質の向上

No.	計画	事業名	担当課
052		保育施設指導検査	子ども政策課
053	◆	保育士研修の充実	保育運営課
054	◆	幼稚園・保育園・小学校交流合同研修	保育運営課
055		保育園における第三者評価	保育運営課・保育サービス課
056		保育施設への巡回指導	保育サービス課

基本目標Ⅱ 子どもの健康と安全が守られるまち いたばし

Ⅱ-1 子どもの命と健康を守ります

(1) 小児医療環境の充実

No.	計画	事業名	担当課
057		養育医療給付	健康推進課
058		妊婦、乳児、1歳6か月、3歳、4・5歳児精密健康診査費助成	健康推進課
059		育成医療給付	健康推進課
060		休日歯科応急診療	健康推進課
061		小児初期救急平日夜間診療	健康推進課
062		休日医科診療(内科・小児科)	健康推進課

No.	計画	事業名	担当課
063		大気汚染関連疾病医療券交付	予防対策課
064		結核児童療育給付	感染症対策課

(2) こころと体の健康づくりの推進

No.	計画	事業名	担当課
065		乳幼児健康診査	健康推進課
066		新生児聴覚検査	健康推進課
067	◆	食育の推進	健康推進課
068		離乳食講習会	板橋健康福祉センター
069		育児相談・出張育児相談	板橋健康福祉センター
070		4・5歳児健康診査	板橋健康福祉センター
071		乳幼児歯科健診	板橋健康福祉センター
072		1歳6か月、3歳児歯科健診	板橋健康福祉センター
073		はじめての歯みがきひろば	板橋健康福祉センター
074		食育・健康クッキング教室	板橋健康福祉センター
075	◆	出張歯みがき指導	板橋健康福祉センター
076		乳幼児呼吸器健診	予防対策課
077		健康相談事業	予防対策課
078		機能訓練事業	予防対策課
079	◆	予防接種	予防対策課
080		保育園・幼稚園児の健康診断	保育運営課・学務課
081		区立保育園における食物アレルギー対策	保育運営課
082		げんキッズ菜園	保育運営課
083		就学時健康診断	学務課
084		児童・生徒の健康診断	学務課
085		区立学校給食における食物アレルギー対策	学務課
086		天津わかしお学校の運営	学務課

Ⅱ-2 子どもが安心・安全に暮らせるように取り組みます

(1) 交通安全・事故防止・災害対策

No.	計画	事業名	担当課
087		家庭内事故予防の情報提供	板橋健康福祉センター
088		バリアフリーマップの提供	障がい政策課
089		保育園の防災備蓄の配備	保育運営課
090	◆	げんきっ子トラフィックスクール	保育運営課
091		中学生交通安全教室	土木計画・交通安全課
092		小学生自転車教室	土木計画・交通安全課
093	◆	自転車通行空間の整備	土木計画・交通安全課
094		放置自転車対策	土木計画・交通安全課
095		道路の整備	工事設計課
096	◆	公園のユニバーサルデザイン化	みどりと公園課

(2) 犯罪等の被害の防止

No.	計画	事業名	担当課
097		親子体験型防犯講習会	防災危機管理課
098		総合安心・安全パトロール	防災危機管理課
099		地域安全マップ作製講習会	防災危機管理課
100	◆	板橋セーフティ・ネットワーク	防災危機管理課
101		緊急連絡メールシステム(保育園)	保育運営課
102		緊急連絡メールシステム(小・中学校)	教育総務課
103		防犯ブザーの配付	学務課
104		学校非公式サイト対策事業	指導室
105	◆	「板橋区版スマートフォン等を使うためのルール」の周知・啓発	地域教育力推進課
106	◆	PTA と協働した安全対策事業	地域教育力推進課
107		いたばし子ども見守り隊・スクールガード	地域教育力推進課

基本目標Ⅲ すべての子どもが健やかに育つまち いたばし

Ⅲ-1 特に配慮が必要な子どもの健やかな成長を支援します

(1) 特に配慮が必要な子どもへの支援の充実

No.	計画	事業名	担当課
108		乳幼児発達健康診査	健康推進課
109		心身障がい児(者) 歯科診療	健康推進課
110		あそびを通した早期発達支援事業「あそびの会」	健康福祉センター
111		乳幼児経過観察健診	板橋健康福祉センター
112	◆	障がい児通所支援	障がいサービス課
113	◆	【新規】医療的ケア児の受入	保育運営課
114		要支援児保育	保育サービス課
115		ほっとプログラム	子育て支援課
116		愛の手帳判定事業	援助課
117		特別支援教育就学奨励費	学務課
118		特別支援アドバイザー	指導室
119		特別支援教育支援員の配置	指導室
120		特別支援教室(STEP UP 教室)の運営	指導室
121		中学校卒業時における進路未決定者への支援	指導室
122	◆	あいキッズにおける要支援児受入	地域教育力推進課
123		東京都との連携による不登校生徒の進路選択支援	教育支援センター

(2) 特に配慮が必要な子どもの育ちを支える環境の整備

No.	計画	事業名	担当課
124		子ども発達支援センター事業	健康推進課
125		乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会	健康推進課
126		早期発見支援事業	健康福祉センター
127		発達支援のための親の会	板橋健康福祉センター

No.	計画	事業名	担当課
128		発達障がい者支援センター運営	障がいサービス課
129		障がい児療育事業	障がいサービス課
130		障がい児余暇活動支援事業	障がいサービス課
131	◆	要支援児保育巡回指導	保育サービス課
132		臨床心理士による幼稚園巡回相談事業	学務課
133		要支援児受入推進補助	学務課
134	◆	特別支援学級の設置	指導室
135		あいキッズ要支援児巡回指導	地域教育力推進課

Ⅲ-2 貧困や虐待から子どもを守ります

(1) ひとり親家庭・生活困窮家庭等への支援の充実

No.	計画	事業名	担当課
136		保健指導票	健康推進課
137	◆	ひとり親家庭就労支援プログラム策定事業	生活支援課
138		次世代育成支援(高校受験対策、塾代支給等)	生活支援課
139		生活困窮者自立支援事業	生活支援課
140		ひとり親家庭休養ホーム	生活支援課
141		母子生活支援施設	生活支援課
142		ひとり親家庭ホームヘルプサービス	生活支援課
143		母子及び父子福祉資金	生活支援課
144		奨学資金	生活支援課
145		ひとり親家庭自立支援給付金	生活支援課
146	◆	子どもの学習・生活支援事業「まなぶーす」	生活支援課
147		ひとり親家庭相談体制の充実	生活支援課
148		入院助産	生活支援課
149	◆	【新規】養育費確保支援事業	生活支援課
150		児童養護施設卒園者住まい応援プロジェクト	子ども政策課
151		児童育成手当	子育て支援課
152		児童扶養手当	子育て支援課
153		ひとり親家庭等医療費助成	子育て支援課
154		家賃等債務保証支援事業	住宅政策課
155		就学援助	学務課

(2) 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応

No.	計画	事業名	担当課
156		親プログラム	支援課
157		精神科医による虐待専門相談	支援課
158		児童虐待防止ケアシステム研修会	支援課
159		要保護児童対策地域協議会	支援課
160		養育支援訪問事業	支援課

No.	計画	事業名	担当課
161		虐待防止支援訪問事業	支援課
162	◆	子ども家庭支援事業	支援課
163	◆	【新規】子ども家庭援助事業	援助課
164		【新規】児童虐待相談	援助課
165	◆	【新規】里親事業	援助課
166		【新規】ハートフレンド事業	援助課

基本目標Ⅳ 豊かな人間性と生きる力を育成するまち いたばし

Ⅳ-1 これからの社会を生き抜く力を養成します

(1) 基礎的学力の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学ぶ意欲の醸成

No.	計画	事業名	担当課
167	◆	読み解く力の促進	指導室
168		新学習指導要領による社会に開かれた教育課程の編成と実施	指導室
169		中高生勉強会「学びiプレイス」	生涯学習課
170		スタディルーム	生涯学習課
171	◆	【新規】ロボットプログラミング教室の実施	生涯学習課
172		授業用 ICT 機器の活用	教育支援センター
173		小学校におけるプログラミング教育	教育支援センター

(2) 読書活動、体験活動、キャリア教育、環境・文化・芸術活動やスポーツ等の推進

No.	計画	事業名	担当課
174		平和都市宣言記念事業	総務課
175	◆	子ども向け美術普及	文化・国際交流課
176		アウトリーチ事業	文化・国際交流課
177		国際性豊かな人材育成	文化・国際交流課
178		板橋区民文化祭	文化・国際交流課
179		区立体育施設運営の充実	スポーツ振興課
180		植村冒険館事業	スポーツ振興課
181		プロスポーツチーム・トップアスリートによる教室	スポーツ振興課
182		いたばしウォーキング大会	スポーツ振興課
183		板橋 City マラソン	スポーツ振興課
184		キャリア・カウンセリング	産業振興課
185		若年者向け就職支援事業	産業振興課
186		若者・女性のための就職サポート事業	産業振興課
187		【新規】いたばし未来の発明王コンテスト事業	産業振興課
188		【新規】子ども起業塾	産業振興課
189		農業体験学習	赤塚支所
190		障がい者理解促進事業	障がいサービス課
191		中学生ボランティア活動の支援事業	子育て支援課
192		エコポリスセンター事業	環境政策課
193		出前講座	資源循環推進課

No.	計画	事業名	担当課
194		中学生海外派遣事業	指導室
195		キャリア教育・体験活動	指導室
196		教育科学館事業	生涯学習課
197		板橋区立八ヶ岳荘の運営	生涯学習課
198		i-youth(あい・ゆーす)若者による事業検討会	生涯学習課
199		板橋音楽祭ジュニア	地域教育力推進課
200		ジュニアリーダー体験学習事業	地域教育力推進課
201		青少年健全育成地区委員会活動事業	地域教育力推進課
202		ジュニアリーダー顧問会支援	地域教育力推進課
203		青少年表彰	地域教育力推進課
204		ブックスタート事業	中央図書館
205		読書通帳	中央図書館
206		いたばし国際絵本翻訳大賞	中央図書館
207		絵本づくりワークショップ	中央図書館
208		親子読み聞かせ講座	中央図書館
209	◆	【新規】図書館を使った調べる学習コンクール	中央図書館
210		【新規】中央図書館の電子書籍の配備	中央図書館

IV-2 自信をもって大人へと成長するよう子どもと家庭を支援します

(1) 日常生活能力の習得と次代の親の育成

No.	計画	事業名	担当課
211	◆	いたばし若者サポートステーション	産業振興課
212		エイズ等性感染症予防教育	感染症対策課
213	◆	中学・高校生の子育て体験事業	保育運営課
214		中学生と乳幼児親子のふれあい事業	子育て支援課
215		生活習慣チェックシートの配付・活用	地域教育力推進課

(2) 非行防止、いじめ・不登校への対応強化

No.	計画	事業名	担当課
216		ひきこもり相談・ひきこもり家族相談	予防対策課
217		スクールカウンセラー	指導室
218		不登校対策の充実	指導室
219		板橋区立学校学級安定化対策事業(アセスメント)の実施	指導室
220	◆	【新規】不登校改善重点校事業の実施	指導室
221		家庭教育支援チームの運営	地域教育力推進課
222		教育相談の充実	教育支援センター
223	◆	板橋フレンドセンター(適応指導教室)	教育支援センター
224	◆	スクールソーシャルワーカーの活用	教育支援センター

基本目標Ⅴ 子育てでみんなが協力するまち いたばし

V-1 子どもが誇りを持てるいたばしをつくりま

(1) 安心・安全・魅力ある学校づくり

No.	計画	事業名	担当課
225		保幼小接続・小中一貫教育の推進	指導室
226		学校の改修	新しい学校づくり課
227		学校施設の整備	新しい学校づくり課
228		魅力ある学校づくりの推進	新しい学校づくり課
229		科学教育の充実	生涯学習課
230		家庭における教育力の向上	地域教育力推進課
231	◆	コミュニティ・スクール委員会の運営	地域教育力推進課
232	◆	学校支援地域本部事業の推進	地域教育力推進課
233		教員研修の充実	教育支援センター

(2) 子どもの育ちを支える地域づくり

No.	計画	事業名	担当課
234	◆	子育て支援員の活動支援	保育運営課
235		大学との協働による地域子育て支援拠点事業「森のサロン」	子育て支援課
236		子育てネットワークの充実	子育て支援課
237		出前児童館	子育て支援課
238	◆	職場体験学習(中学生向けインターンシップ)	指導室
239		ふるさと文化伝承事業	生涯学習課
240	◆	【新規】若者の居場所づくり事業	生涯学習課
241		学校施設開放	地域教育力推進課
242		いきいき寺子屋プラン事業	地域教育力推進課
243		教育支援人材コーディネート事業	教育支援センター
244		お話会	中央図書館
245	◆	図書館サポーターの育成	中央図書館
246		【新規】子ども司書制度の創設	中央図書館

V-2 「子育てするなら“いたばし”で」を実現します

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

No.	計画	事業名	担当課
247		板橋区特定事業主行動計画	人事課
248		ワーク・ライフ・バランス啓発のために関連事業と連携	男女社会参画課
249		地域で活躍する女性の支援	男女社会参画課
250		いたばしパパ月間	男女社会参画課
251	◆	いたばしグッドバランス推進企業表彰	男女社会参画課
252		「一般事業主行動計画」策定企業の支援	産業振興課
253		親の一日保育士体験	保育運営課
254		パパと一緒にあそぼ！(イクメン講座)	子育て支援課

(2)子育て世帯にとって魅力あるまちづくり

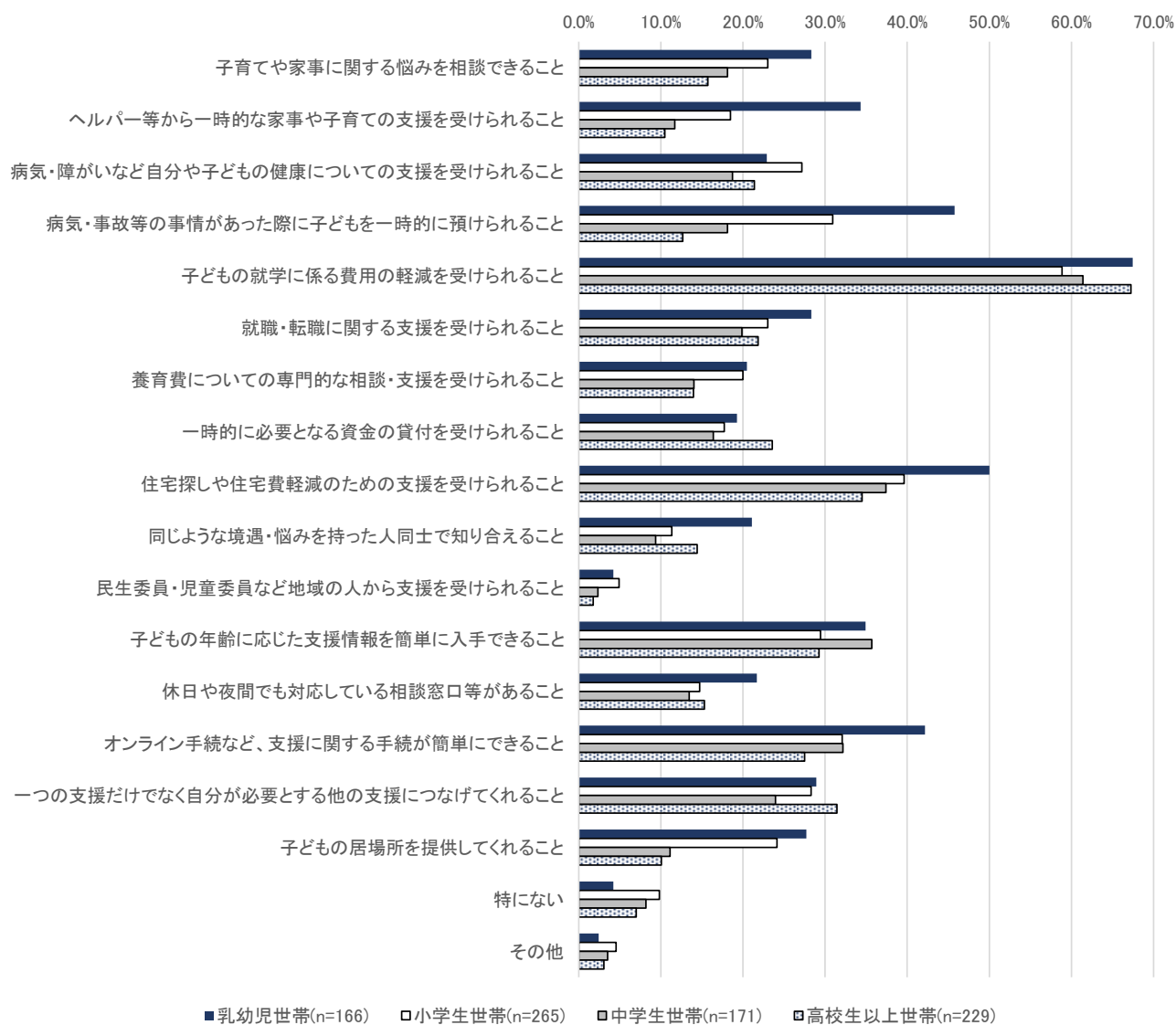
No.	計画	事業名	担当課
255		通訳・翻訳事業	文化・国際交流課
256		外国語版母子健康手帳の交付	健康推進課
257		子どもの居場所づくり活動支援事業	生活支援課
258		ユニバーサルデザインの推進	障がい政策課
259		子育て支援サービスの周知方法の工夫	保育サービス課
260		すくすくカード事業	子育て支援課
261		「赤ちゃんの駅」の認定	子育て支援課
262		児童館小学生向け事業	子育て支援課
263		3・4・5歳児親子プログラム	子育て支援課
264		子ども医療費助成	子育て支援課
265		児童手当	子育て支援課
266		児童館乳幼児子育て支援事業	子育て支援課
267		住宅情報ネットワーク	住宅政策課
268		公園の新設・改修	みどりと公園課
269	◆	板橋こども動物園	みどりと公園課
270		農業園の運営	みどりと公園課
271	◆	i-youth(あい・ゆーす)	生涯学習課
272		一時保育集中管理事業	生涯学習課
273		近代化遺産群史跡公園の整備事業	生涯学習課
274		青少年健全育成・地域社会環境浄化事業	地域教育力推進課
275		板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」	地域教育力推進課

3 統計データ

板橋区ひとり親家庭等生活実態調査(令和3年)から

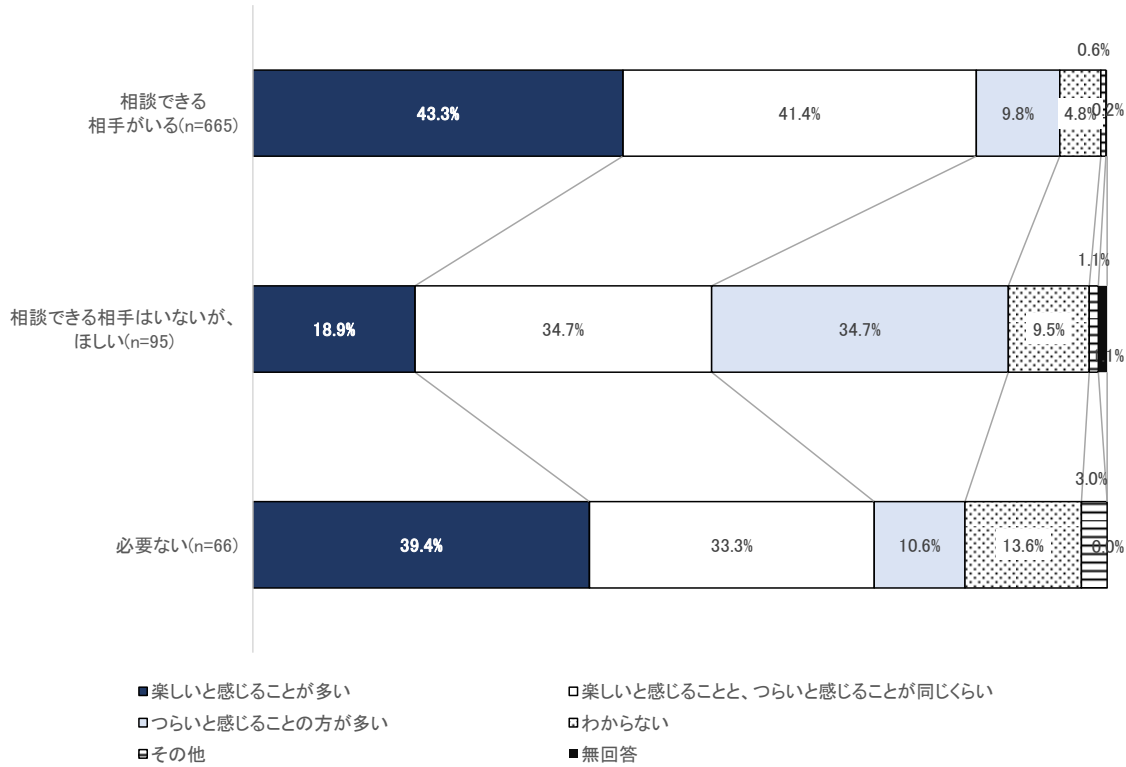
●同居する子ども(末子)の年齢層別子育てに関して必要と思う支援

概ね、乳幼児をはじめ、より若い子ども(末子)を持つ家庭(保護者)ほど、子育てに関する支援ニーズが高い。



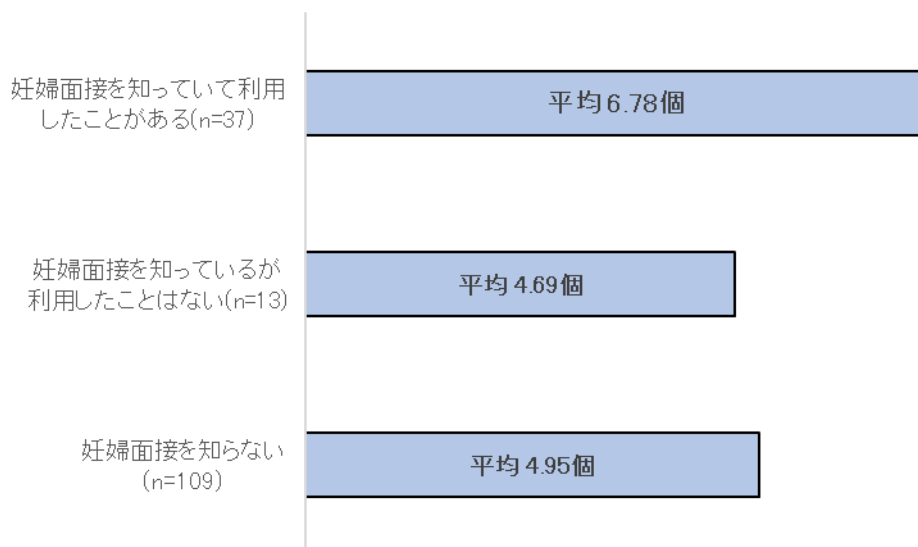
●子どもに関する悩みの相談相手の有無別子育ての楽しさに関する認識

子どもに関する悩みの相談相手がいる保護者は、「子育てを楽しんでいることが多い」割合が高い。相談相手を欲している保護者は、子育てにつらさを感じていることがうかがわれる。



●妊婦面接(妊婦・出産ナビゲーション事業)の認知・利用経験別支援制度の認知

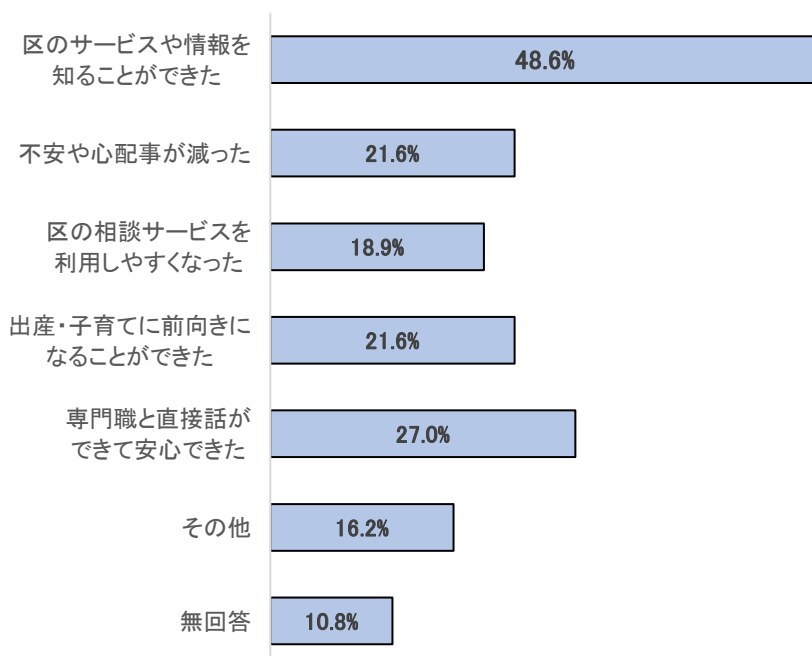
妊婦面接の利用経験者は、未経験者と比較して、子育てに関する支援制度の認知度が高い。



※ 「子育て家庭への支援策」として例示した 24 事業のうち、「知っている」又は「利用したことがある」と回答した事業の個数の平均値を算出。

●妊婦面接(妊婦・出産ナビゲーション事業)の利用前後の変化(複数回答)

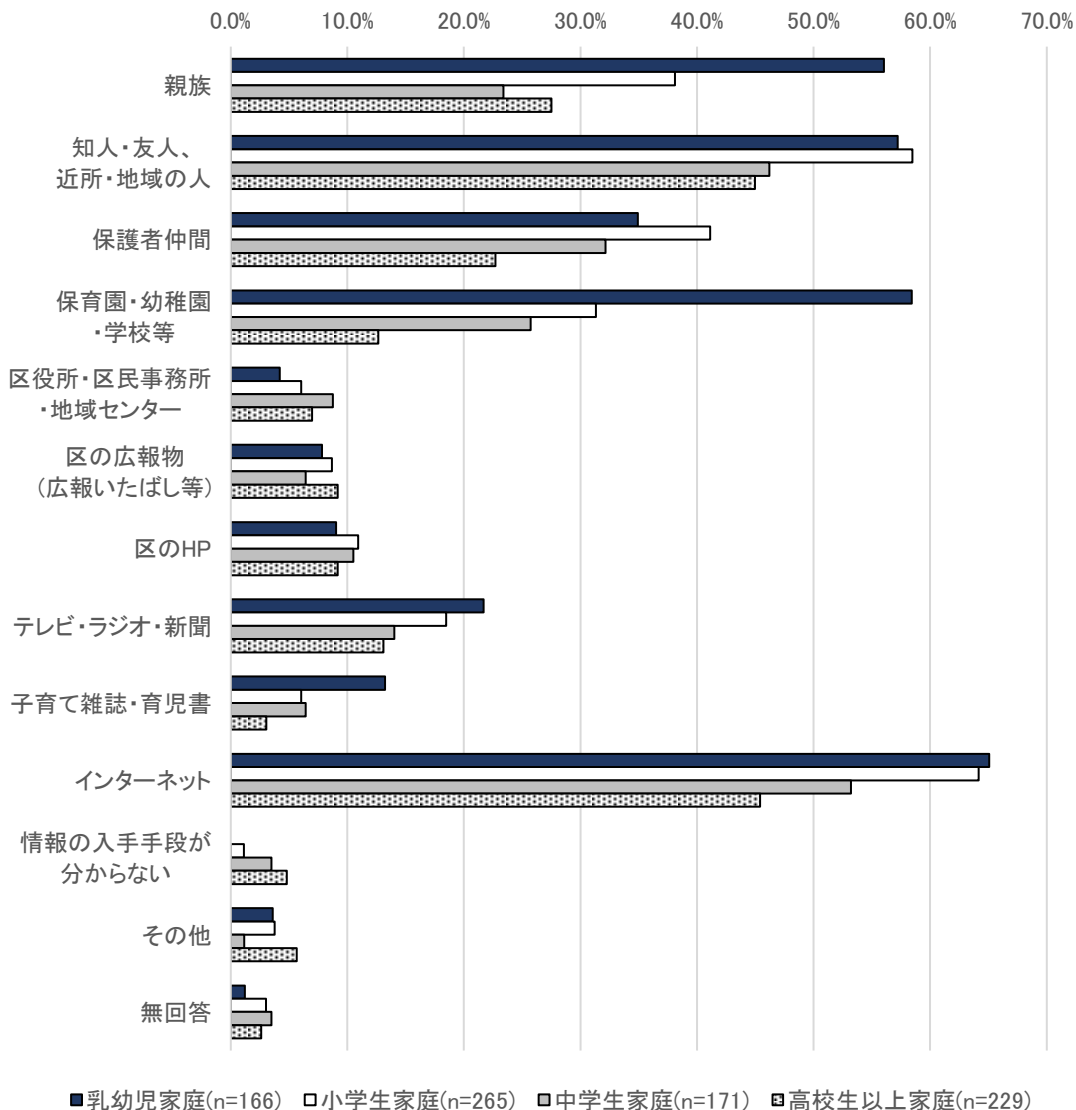
妊婦面接の利用者が利用前後で感じた変化は、「区のサービスや情報を知ることができた」が最も高く、「専門職と直接話ができ安心できた」がこれに次ぐ。



N=37

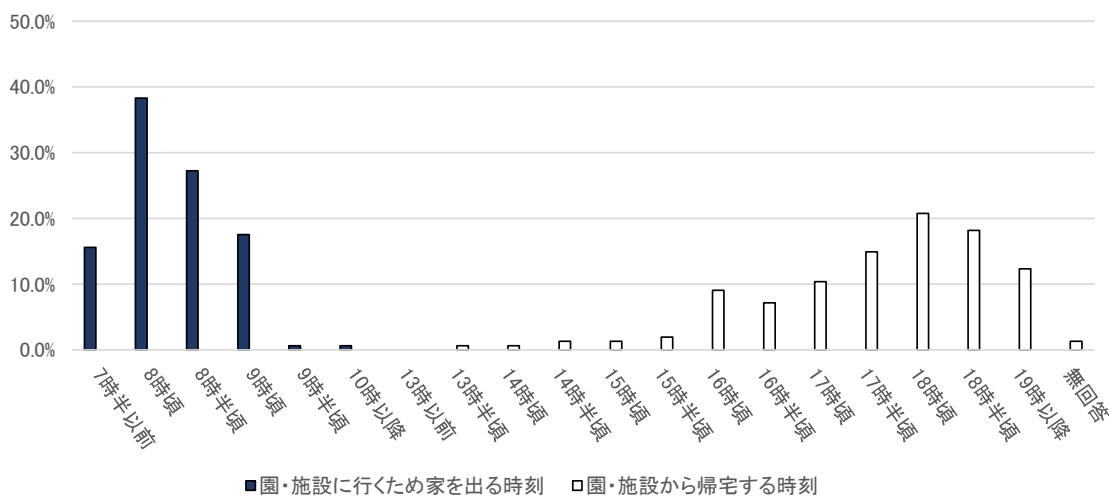
●同居する子ども(末子)の年齢層別子育てに関する情報の入手源

どの子ども(末子)を持つ保護者でも、子育てに関する情報の入手源は、「インターネット」が最も高い。乳幼児(末子)を持つ家庭の方が、他の年齢層の子どもを持つ家庭よりも、全般的に様々な媒体から情報を得ていることがうかがわれる。



●幼稚園・保育園等に行くために家を出る時刻・園等から帰宅する時刻

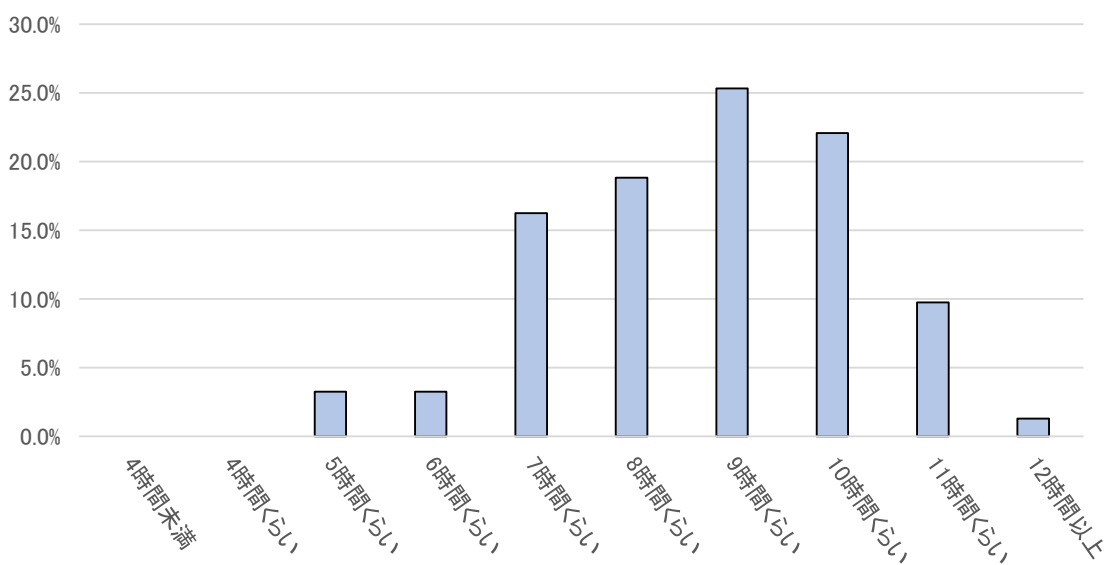
家を出る時刻は、8時頃が最多、帰宅する時刻は、18時頃が最多となっている。



N=154

●子どもが幼稚園・保育園等で過ごす時間

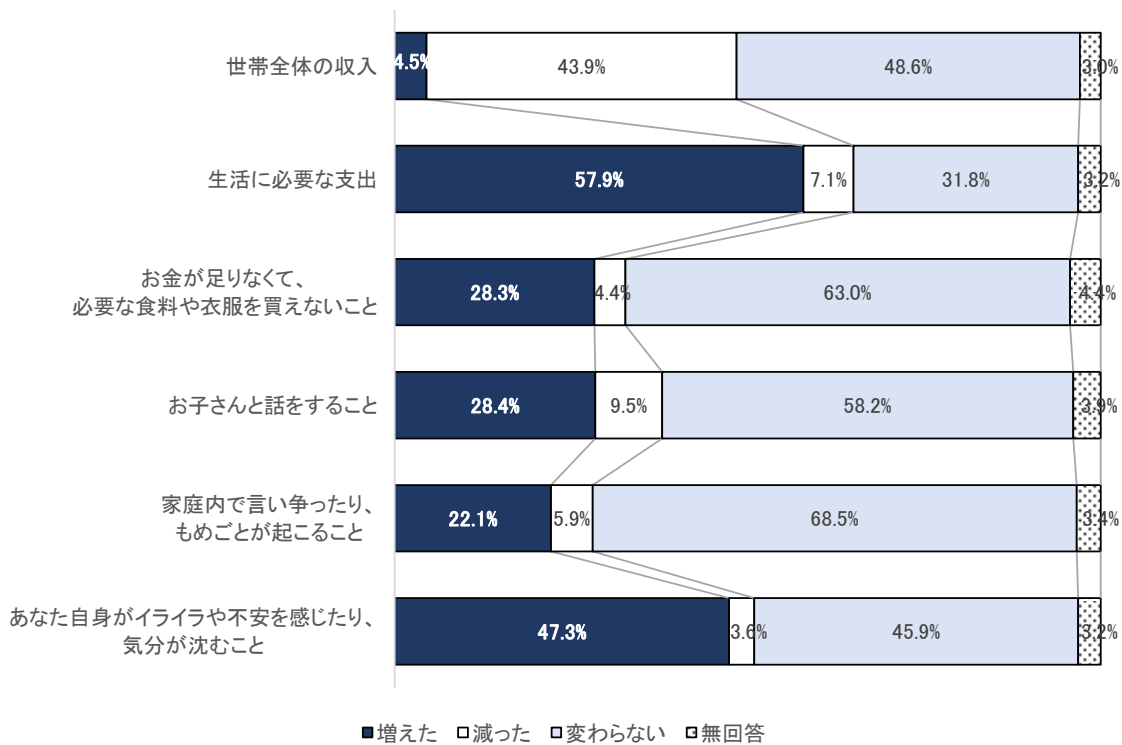
「9時間くらい」が最多となっている。



N=154

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大前後の生活の変化

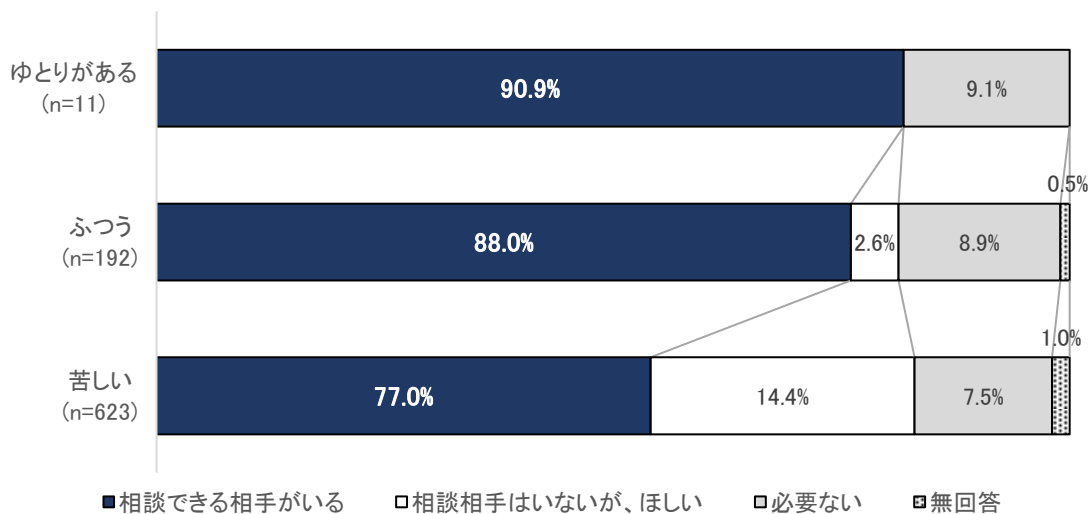
収入が減り、支出が増えたとする保護者、イライラや不安を感じたりすることが増えた保護者の割合が高い。



N=845

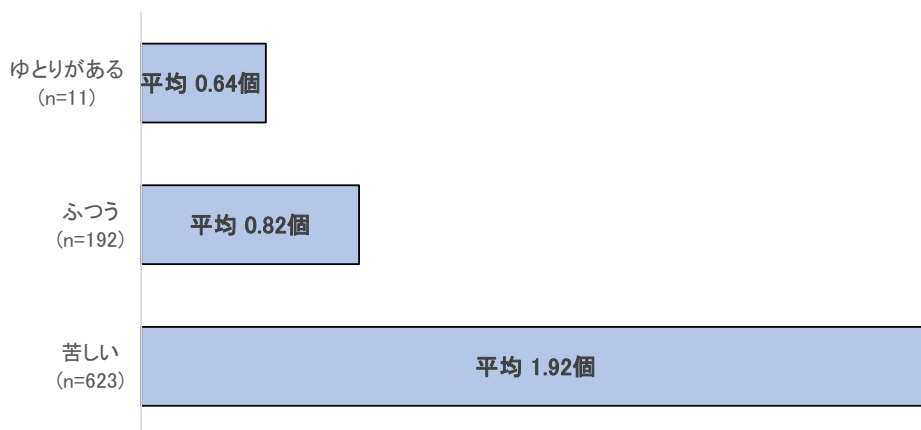
●現在の暮らし向き別子どもに関する悩みの相談相手の有無

暮らし向きが苦しくなるほど、「相談できる相手はいないが、ほしい」の割合が増える。



●現在の暮らし向き別生活について相談したいこと

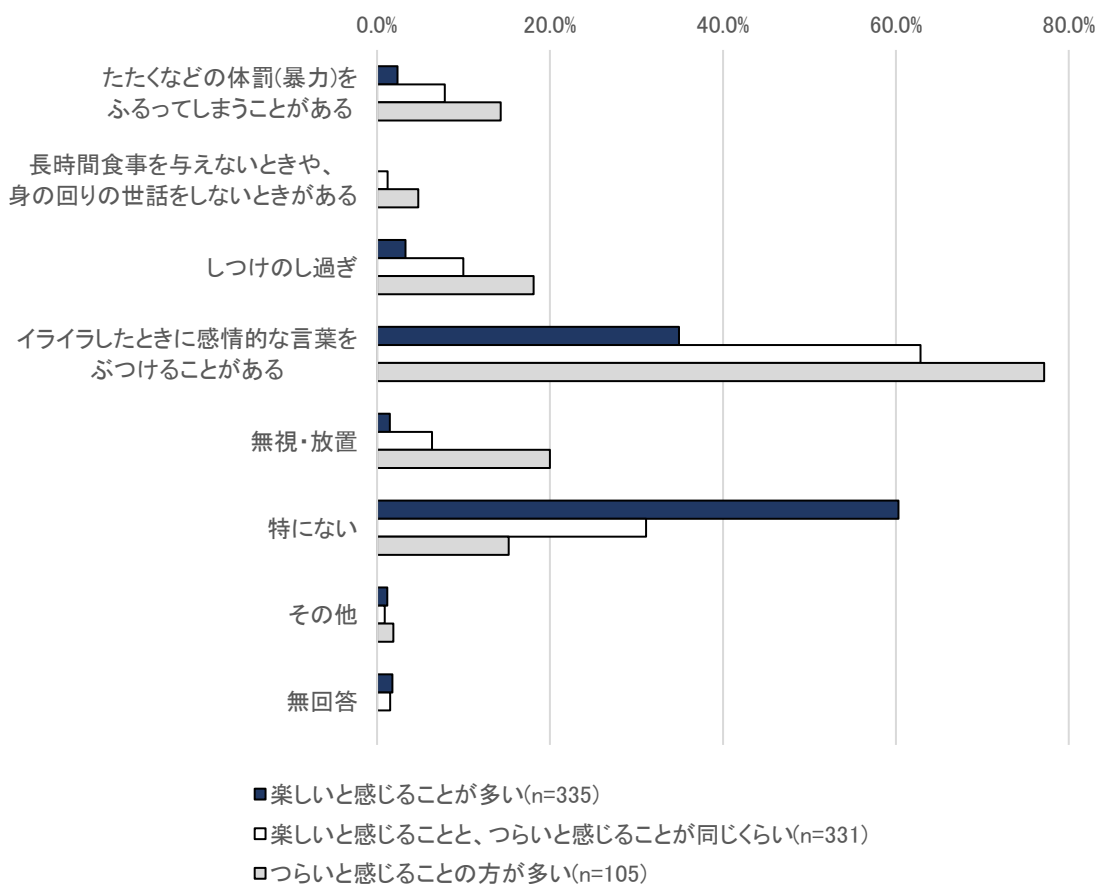
暮らし向きが苦しくなるほど、生活・仕事について、相談したいことが増える。



※ 例示した 16 個の相談事項のうち、回答者が選択した個数の平均値を算出。

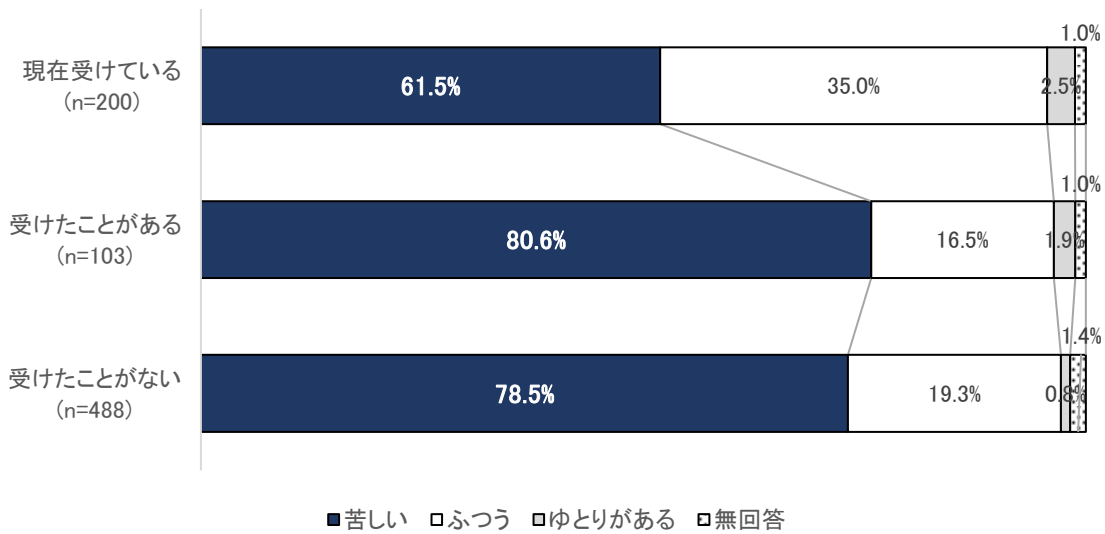
●子育ての楽しさに関する認識別子どもに対して無意識にしていると思うこと

子育てにつらさを感じる保護者ほど、子どもにとって不利益となりうる行動を無意識に取っているのではないかと思う割合が増える。



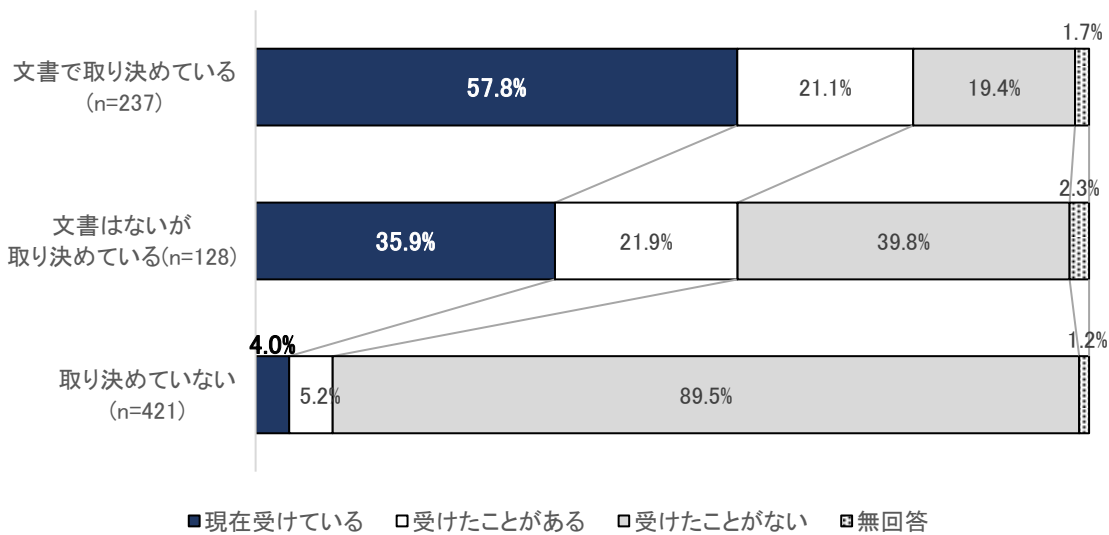
●養育費の受給状況別現在の暮らし向き

養育費を「現在受けている」保護者の方が、暮らし向きがよい。



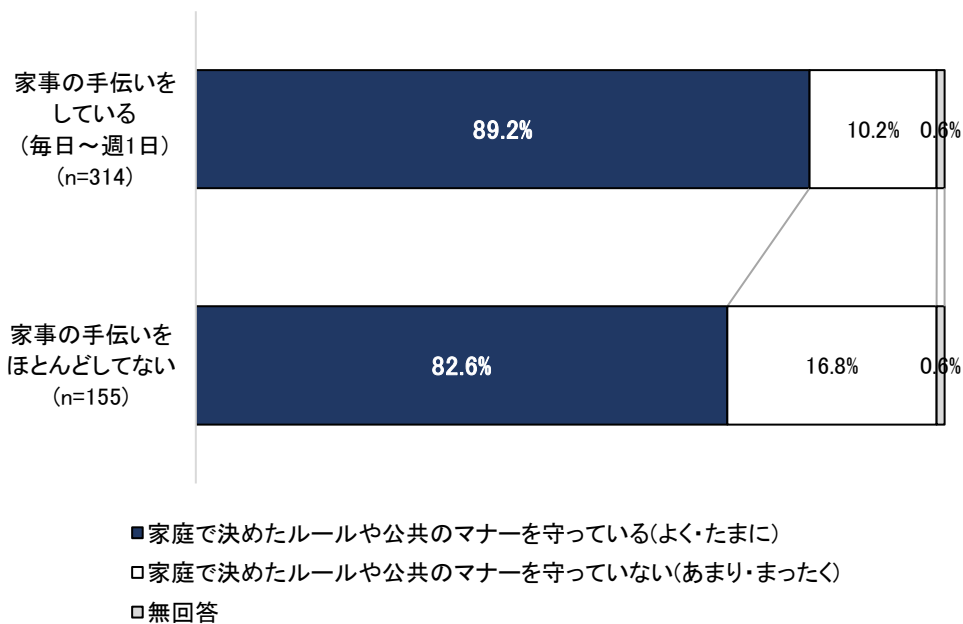
●養育費に関する取決め別養育費の受給状況

養育費を取り決めている保護者ほど、養育費の受給状況がよい。特に文書で取り決めている場合が顕著である。



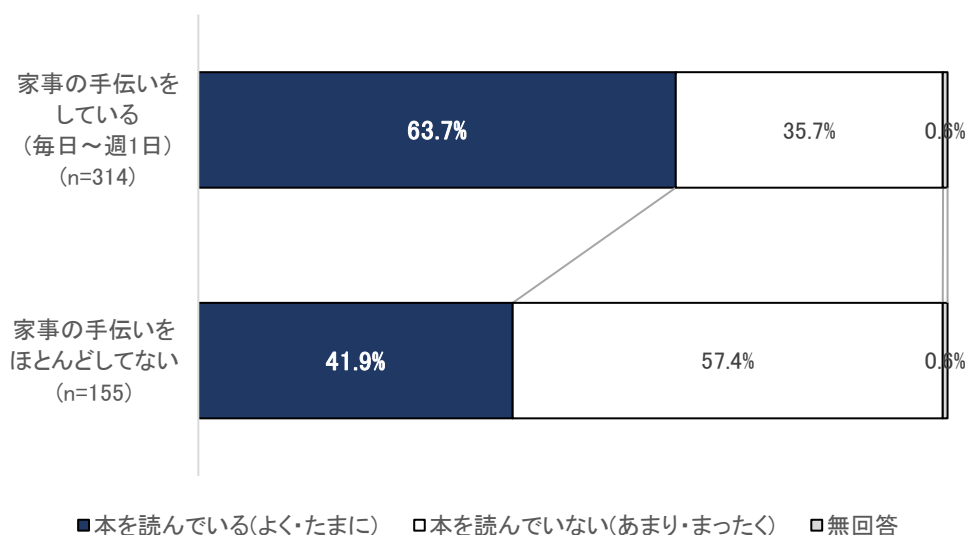
●家事の手伝いの有無別子どもの生活習慣(ルール・マナーを守る)

家事を手伝う子どもの方が、規範意識のある様子が見られる。



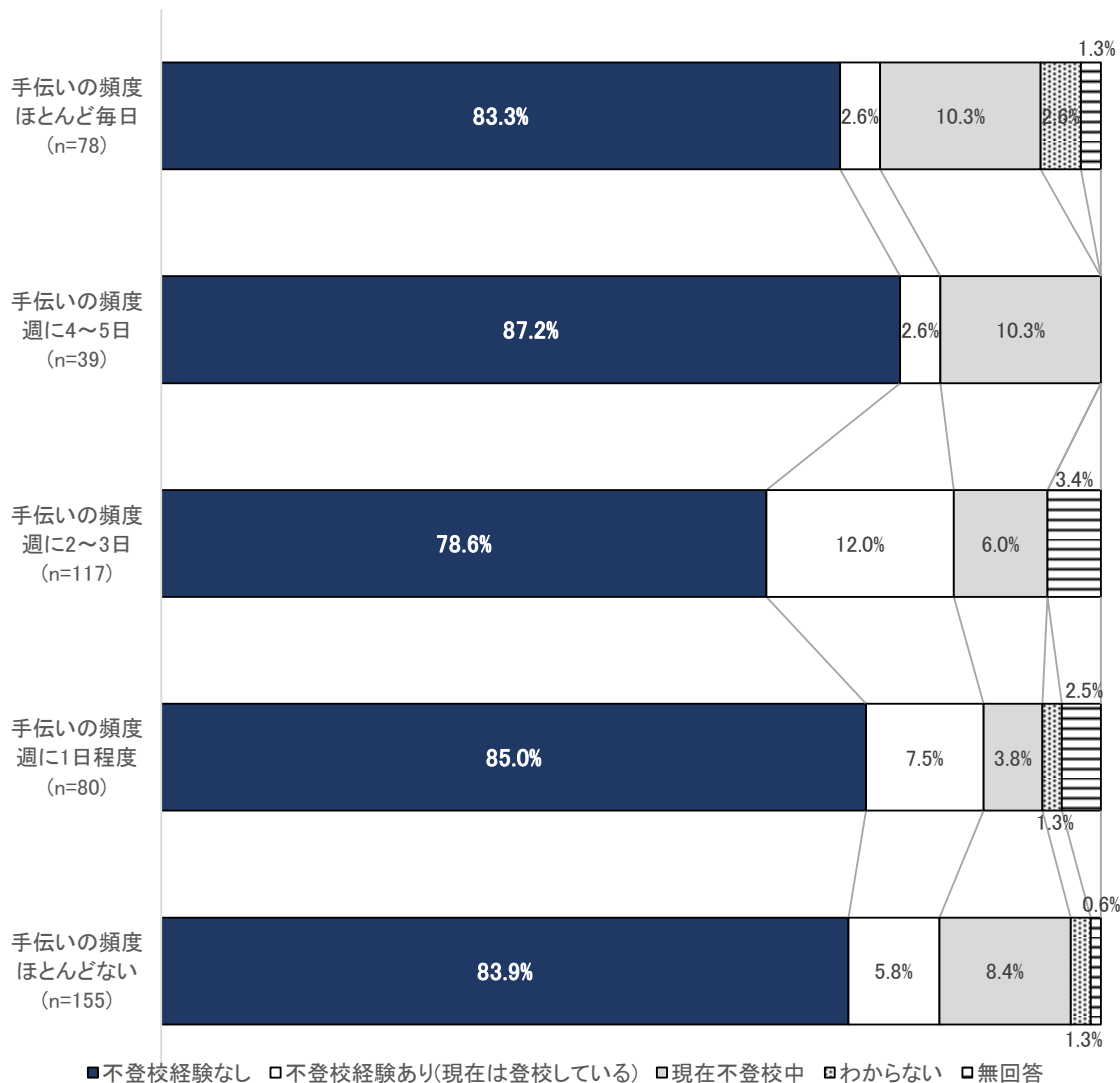
●家事の手伝いの有無別子どもの生活習慣(読書)

家事を手伝う子どもの方が、読書習慣のある様子が見られる。



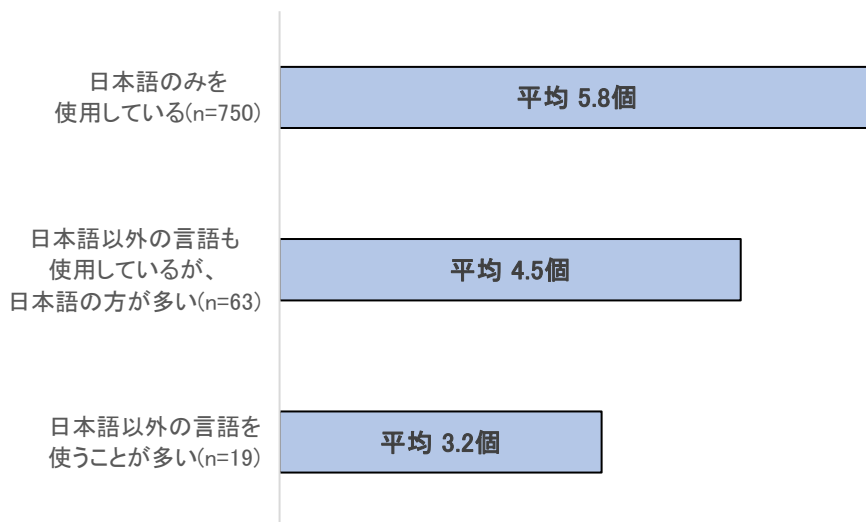
●家事の手伝いの頻度別子どもの登校状況

家事の手伝いの頻度にかかわらず、不登校中の子ども、不登校の経験のある子どもが一定割合いるが、手伝いの頻度が「ほとんど毎日」「週4～5日」の家庭において、やや「現在不登校中」の割合が高い。



●家庭での使用言語別支援制度の認知

日本語の使用頻度が低い家庭ほど、子育てに関する支援制度の認知が低い。

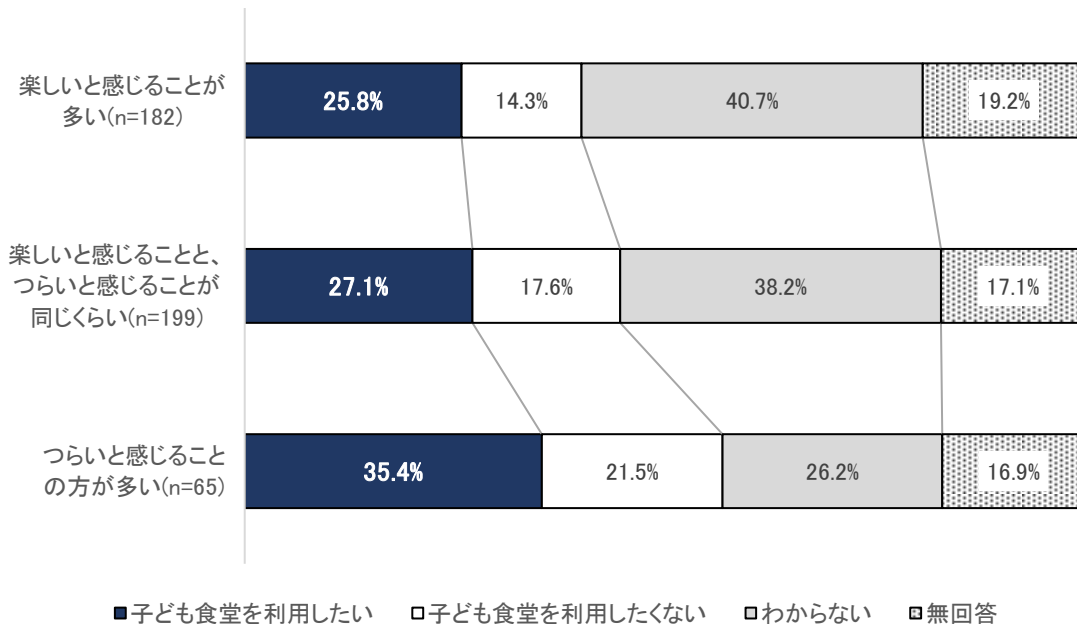


※ 「子育て家庭への支援策」として例示した 24 事業のうち、「知っている」又は「利用したことがある」と回答した事業の個数の平均値を算出。

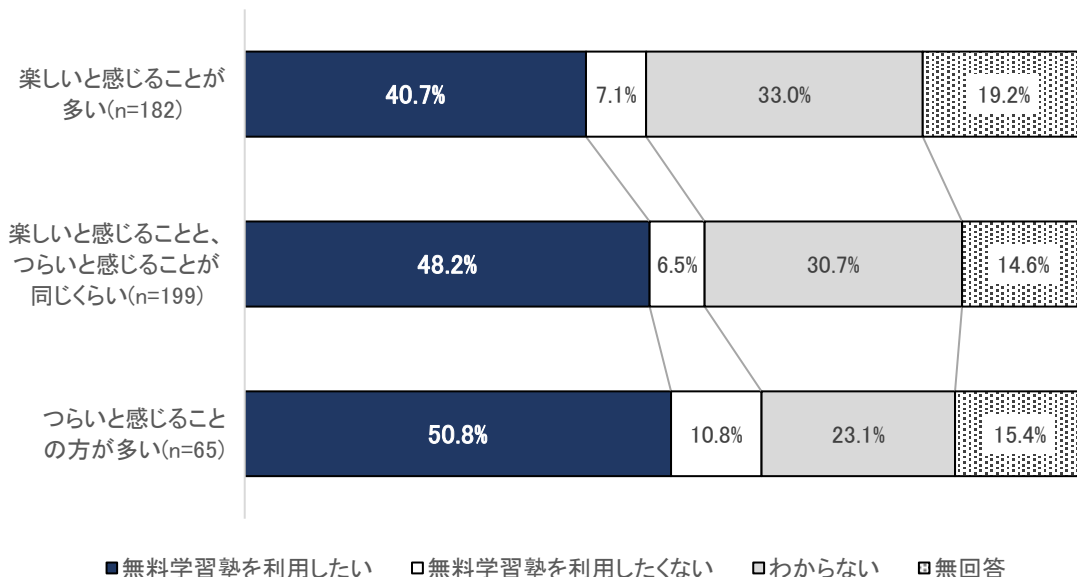
●子育ての楽しさに関する認識別子どもの居場所の利用意向

子育てにつらさを感じるほど、子どもの居場所の利用意向が高まる。子どもだけでなく、保護者もほっとしに来ているとの指摘²²があり、これを反映していると思われる。

(子ども食堂)



(無料学習塾)



²² 板橋区ひとり親家庭等生活実態調査(平成 29 年)

4 策定経過

板橋区子ども・子育て支援本部審議経過【令和3(2021)年度】

回数	開催日	審議内容
第1回	令和3 (2021)年 5月18日	1. 実施計画2025の策定方針について
第2回	令和3 (2021)年 8月3日	1. 実施計画2025の計画骨子について
第3回	令和3 (2021)年 10月19日	1. 実施計画2025計画(素案)について
第4回	令和4 (2022)年 1月17日	1. 実施計画2025(素案)に対するパブリックコメントについて 2. 実施計画2025(案)について

板橋区子ども・子育て会議審議経過【令和3(2021)年度】

回数	開催日	審議内容
第1回	令和3 (2021)年 6月21日	1. 実施計画2025策定方針について
第2回	令和3 (2021)年 8月 (書面開催)	1. 実施計画2025の計画骨子について
第3回	令和3 (2021)年 11月10日	1. 実施計画2025(素案)について
第4回	令和3 (2021)年 12月24日	1. 実施計画2025(素案)に対するパブリックコメントについて 2. 実施計画2025(案)について

5 板橋区子ども・子育て会議委員名簿

順不同・敬称略

No.	氏名	所属団体等	役職	任期
1	片岡 輝	学識経験者(東京家政大学名誉教授)	会長	H25.12～
2	吉田 正幸	幼児教育・保育専門誌「遊育」代表取締役	副会長	H25.12～
3	鈴木 育夫	板橋区医師会	委員	H25.12～
4	高田 修一	板橋産業連合会	〃	R元.11～
5	三枝 節夫	板橋区青少年健全育成地区委員会連合会	〃	R元.11～
6	荒川 伸一	板橋区青少年委員会	〃	R3.11～
7	加藤 朝子	板橋区民生・児童委員協議会	〃	R元.11～R3.10
	遠藤 栄子			R3.11～
8	横川 隆之	板橋区立中学校PTA連合会	〃	R2.6～
9	井上 敬夫	板橋区立中学校長会	〃	R2.6～
10	金山 隆之	板橋区立小学校PTA連合会	〃	R2.6～R3.10
	野田 義博			R3.11～
11	木村 高一郎	板橋区立小学校長会	〃	R2.6～
12	二階堂 萌子	板橋区私立幼稚園PTA連合会	〃	R2.6～
13	富永 興之介	板橋区私立幼稚園協会	〃	H30.6～R3.10
	島田 麻実			R3.11～
14	下竹 敬史	板橋区私立保育園園長会	〃	H26.7～
15	谷田 千穂	障がい者団体	〃	H27.11～R3.10
	内山 亜希			R3.11～
16	奥野 貴子	区民委員	〃	R元.11～R3.10
	木村 縁理			R3.11～
17	熊坂 麻希子	区民委員	〃	R元.11～R3.10
	酒井 広美			R3.11～
18	中村 有美	区民委員	〃	R元.11～R3.10
	外立 勝也			R3.11～

6 板橋区子ども・子育て会議条例

平成25年10月18日東京都板橋区条例第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項及び第3項の規定に基づき、区長の附属機関として板橋区子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務その他区長が適当と認めた事項に関して検討を行い、その結果に基づいて、区長に意見及び提言を行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、区民、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から子育て会議の招集の請求があったときは、子育て会議を招集しなければならない。

(会議)

第7条 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 会長は、子育て会議において必要があると認めたときは、関係人の出席を求めて意見や事情等の聴取を行い、又は関係人から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

7 板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱

(平成25年5月14日区長決定)
(平成27年7月3日一部改正)
(平成28年4月1日一部改正)
(平成28年8月8日一部改正)
(平成29年3月10日一部改正)
(平成30年3月22日一部改正)
(令和2年3月10日一部改正)
(令和3年3月31日一部改正)

(目的)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第2条に定める基本理念に則り、法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「子ども・子育て支援事業計画」という。)に基づく家庭、学校、地域、職域その他子ども・子育て関係者に係る子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)を総合的かつ効果的に推進し、及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第3条並びに子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第2条に定める基本理念に則り実施する支援(以下それぞれ「次世代育成支援」及び「子どもの貧困対策」という。)を推進するため、板橋区子ども・子育て支援本部(以下「支援本部」という。)を設置する。

(組織)

第2条 支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、区長とする。
- (2) 本部長は、支援本部を総理する。
- (3) 副本部長は、副区長の職にある者をもって充てる。
- (4) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (5) 本部員は、別表第1に掲げるところによる。
- (6) 前号の規定にかかわらず、本部長は、特定の本部員により支援本部会議を開催することができる。

(所掌事項)

第3条 支援本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の策定並びに修正に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援、次世代育成支援及び子どもの貧困対策に係る諸施策の協議並びに推進に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の推進の総合調整に関すること。
- (4) その他子ども・子育て支援、次世代育成支援及び子どもの貧困対策に係る重要な事項に関すること。

2 次に掲げる場合については、別に定める板橋区子ども・子育て会議の意見を聴くものとする。

- (1) 法第31条第2項の規定により、法第27条第1項に定める特定教育・保育施設の利用定員を定めるとき。
- (2) 法第43条第3項の規定により、同項に定める特定地域型保育事業の利用定員を定めるとき。
- (3) 法第61条第7項の規定により、子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更するとき。

3 子ども・子育て支援及び次世代育成支援の推進にあたっては、必要に応じ、板橋区子ども・子育て会議の意見を聴き、又は助言を得るものとする。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を支援本部に出席させ、意見を聞くことができる。

(子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の推進)

第5条 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の実施については、東京都板橋区組織規則(昭和46年板橋区規則第5号)で定める部並びに教育委員会事務局で行うこととする。

(連絡調整会議)

第6条 支援本部の円滑な運営を図るため、支援本部に連絡調整会議を設置する。

- 2 子ども・子育て支援に係る連絡調整会議の構成員は別表第2に掲げるところによる。
- 3 次世代育成支援に係る連絡調整会議の構成員は別表第3に掲げるところによる。
- 4 子どもの貧困対策に係る連絡調整会議の構成員は別表第4に掲げるところによる。
- 5 前項の会議に、座長及び幹事課長を置く。
- 6 前項の座長は、子ども家庭部長をもって充てる。
- 7 第5項の幹事課長は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 生活支援課長
- (2) 子ども政策課長
- (3) 教育総務課長

8 連絡調整会議の開催に際し、必要なときは構成員以外の関係職員を連絡調整会議に出席させ、意見を聞くことができる。

9 連絡調整会議には、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 支援本部及び連絡調整会議の事務局は、子ども家庭部子ども政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月14日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱の一部改正は決定の日から施行する。
(板橋区次世代育成推進行動計画推進本部設置要綱及び板橋区子ども・子育て支援連絡調整会議設置要綱の廃止)

2 板橋区次世代育成推進行動計画推進本部設置要綱(平成16年5月10日区長決定、同日施行)及び板橋区子ども・子育て支援連絡調整会議設置要綱(平成25年5月14日区長決定、同日施行)は、この要綱の一部改正施行と同時に廃止する。

付則

この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。(組織改正)

付則

この要綱の一部改正は決定の日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は決定の日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

(別表第1)子ども・子育て支援本部本部員(第2条関係)

教育長
政策経営部長
総務部長
危機管理部長
区民文化部長
産業経済部長
健康生きがい部長
保健所長
福祉部長
子ども家庭部長
児童相談所開設準備担当部長
資源環境部長
都市整備部長
まちづくり推進室長
土木部長
教育委員会事務局次長
地域教育力担当部長

(別表第2) 子ども・子育て支援連絡調整会議(第6条関係)

政策企画課長
財政課長
人事課長
健康推進課長
障がい政策課長
子ども政策課長
保育サービス課長
子育て支援施設課長
児童相談所開設準備課長
子ども家庭支援センター所長
教育総務課長
学務課長
地域教育力推進課長

(別表第3) 次世代育成支援連絡調整会議(第6条関係)

政策企画課長
財政課長
人事課長
男女社会参画課長
スポーツ振興課長
産業振興課長
健康推進課長
生活支援課長
障がい政策課長
子ども政策課長
保育サービス課長
子育て支援施設課長
児童相談所開設準備課長
子ども家庭支援センター所長
教育総務課長
学務課長
指導室長
生涯学習課長
地域教育力推進課長

(別表第4) 子どもの貧困対策連絡調整会議(第6条関係)

子ども家庭部長
政策企画課長

経営改革推進課長
財政課長
地域振興課長
産業振興課長
健康推進課長
生活支援課長
板橋福祉事務所長
子ども政策課長
児童相談所開設準備課長
子ども家庭支援センター所長
住宅政策課長
教育総務課長
学務課長
指導室長
生涯学習課長
地域教育力推進課長
教育支援センター所長

いたばし子ども未来応援宣言 2025

実施計画 2025

編集 板橋区子ども家庭部子ども政策課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

TEL 03-3579-2471 FAX 03-3579-2487

kk-shomu@city.itabashi.tokyo.jp

令和 4 年 3 月 発行

刊行物番号 R03-098



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/>